

平成27年 6 月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成27年 6 月24日～26日

場 所 第5委員会室



平成27年 6 月 24 日 (水曜日)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成27年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 1 号)

○議案第 3 号 平成27年度宮崎県小規模企業者  
等設備導入資金特別会計補正予  
算 (第 1 号)

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 工事請負契約の変更について

○議案第15号 宮崎県観光振興計画の策定につ  
いて

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及  
び調停について (別紙 2)
- ・平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別  
紙 3)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す  
る調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況等について
- ・平成26年度における中小企業振興の取組状況
- ・「みやざき産業振興戦略」の策定について
- ・立地企業の雇用実績について
- ・県営国民宿舎等の次期指定管理者の指定につ  
いて
- ・記紀編さん1300年記念事業の今年度の取組に  
ついて
- ・「みやざきグローバル戦略」の策定について

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	高 橋 透
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	永 山 英 也
商工観光労働部次長	畑 山 栄 介
企業立地推進局長	川 野 美 奈 子
観光経済交流局長	武 田 宗 仁
商 工 政 策 課 長	日 下 雄 介
経営金融支援室長	門 内 隆 志
産 業 振 興 課 長	野 間 純 利
産業集積推進室長	谷 口 浩 太 郎
労 働 政 策 課 長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	天 辰 晋 一 郎
企 業 立 地 課 長	日 高 幹 夫
観 光 推 進 課 長	福 嶋 清 美
記紀編さん記念事業推進室長	松 浦 直 康
オールみやざき営業課長	酒 匂 重 久
工業技術センター所長	富 山 幸 子
食品開発センター所長	森 下 敏 朗
県立産業技術専門校長	田 村 吉 彦

県土整備部

県 土 整 備 部 長	関 師 雄 一
県 土 整 備 部 次 長	長 友 重 俊
( 総 括 )	

県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	東	憲之介
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	大迫	忠敏
高速道対策局長	前内	永敏
部参事兼管理課長	佐野	詔藏
用地対策課長	山路	博
技術企画課長	木下	啓二
工事検査課長	甲斐	重隆
道路建設課長	瀬戸	長秀美
道路保全課長	馴松	義昭
河川課長	土屋	喜弘
ダム対策監	秋山	克則
砂防課長	永井	義治
港湾課長	養方	公
空港・ポート セールス対策監	明利	浩久
都市計画課長	森山	福一
建築住宅課長	上別府	智
営繕課長	山下	幸秀
施設保全対策監	宮里	雄一
高速道対策局次長	奥	泰裕

事務局職員出席者

総務課主幹	河野	剛
議事課主任主事	沼口	恭一郎

○二見委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案の審査方法についてであります。

議案の審査に当たっては、長くなることが予想されることから、県土整備部については、2グループに分けて審査を行いたいと存じます。審査方法について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時01分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○永山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、お手元の常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日は、目次に書いておりますけれども、平成27年6月定例県議会提出議案、提出報告書、そして、その他の報告事項として7件を説明をさせていただきます。

資料1ページをお開きください。

今回、提出しております議案の概要を記載しております。

議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」でございますが、今回の補正予算は、いわゆる肉づけ予算として編成をされております。

商工観光労働部の一般会計の歳出予算は、表にありますとおり、補正前の額が517億7,464万4,000円、今回の補正額117億6,080万9,000円

の増額、補正後の額が635億3,545万3,000円となります。

2ページの表をごらんください。

中ほどよりちょっと下のほうですけれども、ただいま申し上げました一般会計の計の欄がございます。右側の対前年度の欄にありますとおり、比較しますと、金額で約193億円の増額、比率で143.7%となっております。

その主な要因は、5月の常任委員会でも御説明いたしましたが、宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンドの原資として借り入れました200億円を償還するための増額などによるものであります。

各課ごとの予算額は、表に記載をしております。

1ページのほうにお戻りください。

上から2番目の表でございますが、債務負担行為の変更として、平成27年度設備貸与機関損失補償の限度額の変更をお願いするものであります。

その下の表でございます。議案第3号「平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」は、中小企業の高度化及び小規模企業者等の創業と経営基盤強化を支援するため、歳入歳出予算を2,500万円増額補正をするものであります。

一番下でございます。

議案第15号「宮崎県観光振興計画の策定について」は、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決に付するものでございます。

3ページをお開きください。

平成27年度の商工観光労働部の新規重点事業を、今回提案をしております宮崎県総合計画アクションプラン(案)におけるプログラム別に

体系的に整理をしたものでございます。

下線を引いている部分が、今回の補正予算に計上している事業でございます。主な事業内容を説明させていただきます。

まず、1の人口問題対策プログラムであります。黒い枠で囲っております。

まず、若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備につきましては、意欲ある若者の創業を支援するため、融資制度の拡充などを行います。

次の枠ですけれども、移住・定住人口、交流人口の拡大による地域活力の維持・増進につきましては、市町村が中山間地域への移住者、U I Jターン者の創業拠点施設として、未利用施設を整備する際の支援などを行います。

次に、2番目のプログラム、人財育成プログラムであります。

官民協働による自立した社会人・職業人の育成と中核となる産業人財・地域人財の育成促進につきましては、上から2つ目にありますけれども、匠の授業ということになっておりますが、工業高校の生徒が企業で実践的な現場体験等を行うことにより、ものづくりを担う人材の育成を行います。

また、成長産業人材育成事業として、雇用の拡大など今後の成長が期待される一方で、人手不足が課題となっている産業分野において、U I Jターンの人材や女性、非正規雇用者などの求職者を就業に結びつけるための事業を実施いたします。

次に、3番、産業成長プログラムであります。

本県産業や雇用に牽引する成長産業の育成につきましては、東九州自動車道の整備や国の地方創生実現に向けた動きを追い風に企業立地を推進してまいります。

次の枠の中ですけれども、アジア等との交流

促進やグローバルな視点で事業展開を目指す企業の支援につきましては、官民が連携してジェットロ貿易情報センターを設置するなど、輸出に取り組む県内企業に対してきめ細かな支援を行ってまいります。

4番の地域経済循環構築プログラムであります。

地域経済の循環促進につきましては、国内外に向けて事業を展開し、域外から外貨を獲得できる中核的企業を育成するとともに、これに関連する中小企業・小規模事業者に対する支援を強化することによりまして、県内企業相互の連携強化や取引拡大を図ってまいります。

4ページをごらんください。

5の観光再生おもてなしプログラムであります。

宮崎ならではの魅力ある観光地づくりにつきましては、観光みやざき創生事業によりまして、官民一体となった観光戦力プロジェクトチームを立ち上げ、観光客を呼び込むための新たな戦略を構築します。

また、プロモーション推進事業によりまして、本県の特長や強み、魅力を表現したキャッチフレーズ「日本のひなた宮崎県」を観光誘客や物産振興、移住・定住促進などさまざまな取り組みにおいて統一的に活用し、官民連携による継続的、効果的なプロモーションを実施するなど、観光みやざきの再興に取り組んでまいります。

また、スポーツの聖地としての「スポーツランドみやざき」の構築につきましては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及び2019年ラグビーワールドカップの海外代表チームの事前キャンプの誘致に積極的に取り組んでまいります。

さらに、外国人観光客とMICEの積極的な

誘客・誘致強化につきましては、大型クルーズ船の誘致やLCCを活用したキャンペーン事業等を実施いたしまして、県内経済の活性化を図ってまいります。

最後に、8の危機管理強化プログラムであります。

ソフト・ハード両面からの防災・減災対策につきましては、大規模建築物を所有する中小企業者が、多額な費用を要する耐震改修を行う際に支援を行うことなどによりまして、防災・減災対策の強化を進めてまいります。

以上、主な事業の内容を御説明いたしました。今回お願いをしております補正予算、それから今年度の当初予算、そして、地方創生関連事業を中心といたしました平成26年度2月追加補正予算、これらの一体的な事業実施によりまして、新たなアクションプランに掲げたプログラムを着実に推進してまいりたいと考えております。

以上、私から概要について説明をいたしました。議案の詳細及び報告事項につきましては、この後、担当課長・室長がそれぞれ説明をいたします。よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

**○二見委員長** 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

**○日下商工政策課長** 商工政策課の6月補正予算の説明をさせていただきます。

お手元の平成27年度6月補正歳出予算説明資料、こちらの商工政策課のインデックスのところ、153ページをお開きいただければと思います。

今回の補正額は、一般会計、特別会計を合わせまして103億5,369万8,000円の増額補正でございます。補正後の額は、右から3番目の欄にご

ございますように574億4,204万8,000円となります。

まず、一般会計でございますが、補正額は103億2,869万8,000円の増額で、補正後の額は571億3,812万6,000円となります。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。

155ページをお開きください。

(目) 商業振興費の(事項) 中小企業金融対策費103億369万8,000円の増額でございます。

説明欄1の中小企業融資制度貸付金103億308万2,000円及び説明欄2の(1) 新規事業「大規模建築物耐震化金融支援事業」61万6,000円でございますが、詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

次に、その下の(事項) 小規模企業者等設備導入事業推進費2,500万円の増額でございます。こちらは、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化のため、宮崎県産業振興機構が実施する設備資金の貸付事業に要する経費として特別会計に繰り出すものでございます。

次に、156ページをお開きいただければと思います。

小規模企業者等設備導入資金特別会計についてでございます。

特別会計につきましては、平成27年6月定例県議会提出議案の議案第3号にございますが、引き続きこの資料で御説明申し上げます。

特別会計の補正額は、一番上の欄の左にございますとおり、2,500万円の増額で、補正後の額は、右から3番目の欄にございますとおり、3億392万2,000円となります。これは、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費2,500万円の増額によるものでございます。

説明欄1の(1)の改善事業「みやざき小規

模企業者等設備導入資金貸付金」につきましては、委員会資料で御説明いたします。

続きまして、主な新規・重点事業につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の7ページをお開きください。

中小企業融資制度貸付金についてでございます。

この事業は、1にございますとおり、厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対し、長期で固定・低利の事業資金を安定的に、かつ円滑に供給して、中小企業の活性化と経営の安定を図ることを目的としております。

2の事業の概要ですが、予算額は349億8,264万円で、今回の補正予算で、今後の貸し付けに必要な103億308万2,000円の増額をお願いするものでございます。この県の貸し付けに対し、金融機関が協調して融資を行いますので、総融資額は984億円になります。

今回の6月補正に伴う改正内容ですが、次の8ページの④にございますとおり、大規模建築物を所有する中小企業者の耐震改修に要する費用につきまして、経済変動・災害対策貸し付けに耐震改修枠を新設いたしまして、融資限度額を引き上げるとともに、融資期間や金利等を優遇することといたしております。

続きまして、常任委員会資料の9ページをお開きください。

新規事業「大規模建築物耐震化金融支援事業」でございます。

この事業は、先ほど説明いたしました経済変動・災害対策貸し付けの耐震改修枠の新設に伴いまして、1にございますように、多額な費用を要する大規模建築物の耐震改修について、保証料率を優遇することで、中小企業者の負担軽

減を図るものでございます。

2の事業の概要でございますが、(1)にございますように、予算額は61万6,000円で、(3)の事業内容は、宮崎県信用保証協会に対し、保証料率の優遇に必要な経費を補助するものでございます。

続きまして、10ページをごらんください。

改善事業「みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金」でございます。

この事業は、1にございますように、小規模企業者等の設備導入を促進することにより、経営基盤の強化を図るものでございます。予算額は、2の(1)にございますとおり1億2,500万円で、今回の補正予算で2,500万円の増額をお願いしております。

事業内容は、(3)に記載しているとおりでございますが、今回の補正によりまして、フードビジネス、東九州メディカルバレー構想及び自動車の関連事業を行う企業に加えまして、成長を目指す中核的企業と連動して設備投資を行う企業につきましても、貸付限度額を増額することとしております。

最後に、債務負担行為の変更について御説明いたします。

少し戻っていただきまして、常任委員会資料1ページをお開きください。議案書では8ページに記載されておりますが、こちらで説明をさせていただきます。

(事項)平成27年度設備貸与機関損失補償でございますが、限度額を1億2,500万円に変更をお願いしております。

この事業は、先ほど委員会資料で説明いたしました、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金を、今回の補正によりまして1億円から1億2,500万円に増額したことに伴うものでござ

います。

商工政策課の説明は以上でございます。

**○野間産業振興課長** それでは、産業振興課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の157ページをお開きください。

今回の補正額は9,499万9,000円の増額補正となっております。右から3番目の欄にありますように、補正後の予算額は15億6,912万3,000円となります。

それでは、事業の主なものにつきまして御説明いたします。

159ページをお開きください。

(事項)新事業・新分野進出支援事業費、説明欄1のステップアップ企業支援事業であります。額は9,100万円であります。これは、新事業等に取り組む中小企業を支援するため、県産業振興機構が国の補助事業を直接受け入れ、実施するために要する経費であります。

次の(事項)工業振興対策費の説明欄1、新規事業「ものづくりを担う次世代「匠」育成支援モデル事業」399万9,000円であります。これにつきましては、別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

新規事業、ものづくりを担う次世代「匠」育成支援モデル事業であります。

1の事業の目的・背景です。

これからの本県のものづくり産業を支える人材「次世代の匠」として期待される工業系の高校生については、現在、その多くが県外に就職している状況にありますことから、一人でも多くの学生が県内企業に定着してもらうことが重要となっております。

このため、企業側からの取り組みとして、企

業の生きた現場を教材にして、実践的な人材育成を行うことによりまして、工業高校生の県内ものづくり企業への定着を図るものであります。

次に、2の事業の概要です。

(1) 予算額は399万9,000円であります。

(3) の事業の内容であります。

①ですが、県内のものづくり企業においては、それぞれ培ってきた技術や先駆的な取り組みがありますので、それらを現場で体感してもらうとともに、具体的なものづくりについて、学生と企業が一緒に考察する「ものづくり企業現場体感塾」を開催いたします。

②につきましては、学生と企業が協働して具体的なものづくりに取り組み、その成果をみやぎテクノフェアで発表することにより、ものづくり企業への理解を深めるものであります。

③の事業効果ですけれども、実践的な現場体験や企業と協働で行うものづくりを通して、学生に県内のものづくり企業を知ってもらうとともに、企業現場におけるものづくりについて理解を深めてもらうことによりまして、県内企業への就職が促進されるとともに、離職率の改善にも寄与するものと考えております。

また、今後、企業と学校教育が連携して、実務経験を組み込んだ実践的な人材育成を図ります、いわゆるデュアルシステムの構築にもつながるものと期待しております。

産業振興課からの説明は以上であります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○久松労働政策課長** 労働政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の161ページ、労働政策課のインデックスのところをお開きください。

今回の補正は2億592万2,000円の増額補正で、

補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように21億5,104万9,000円となります。

次の163ページをお開きください。

(事項) 職業能力開発対策費であります。

まず、説明欄の1の宮崎県職業能力開発協会費補助金、これは職業能力開発協会への運営費等の補助であります、国の補助の算定基準の改定に伴い、773万円の増額をお願いするものであります。

次の2つの新規事業につきましては、常任委員会資料で御説明をいたします。

資料をかえていただきまして、委員会資料の15ページをお願いいたします。

新規事業「第43回技能五輪国際大会出場支援事業」であります。

1の事業の目的・背景につきましては、本年度、ブラジルで開催される技能五輪国際大会の日本代表選手に、本県では初めてレストランサービス部門の選手が選出されたところでございます。

技能のすばらしさをアピールできる絶好の機会であり、大会出場経費の一部を助成することで、若年技能者の技能向上への意欲の高揚等につながるものと考えております。

2の事業の概要ですが、予算額は75万円をお願いしております。

(3)の事業内容ですが、大会出場に係る経費について、職業能力開発協会が選手所属企業に補助する額150万円のうち、その2分の1の75万円を県が負担することとしております。

恐れ入りますが、戻っていただきまして13ページをお開きください。

新規事業「宮崎成長産業人材育成事業」であります。

1の事業目的・背景につきましては、雇用の

拡大など今後の成長が期待される一方で、人材不足が課題となっている産業分野において、地域の創意工夫による新たな人材育成の取り組みを通じて、安定的な人材の確保を目指すものがあります。

2の事業の概要であります。

この事業は、国の27年度の新規事業に企画提案し、採択された事業で、平成27年度から29年度にかけて実施をすることとしております。本年度の予算額は1億9,744万2,000円をお願いしております。

なお、予算につきましては、労働政策課で一括計上し、事業を実施する庁内の各課へ予算を分任するという方法で実施することとしております。

(3)の事業内容につきましては、ICTや農林漁業など4つの産業分野において、UIJターン人材や非正規雇用者など、多様な求職者のニーズに対応する新たな職域の創出(仕事づくり)と多様な職業訓練プログラム(人づくり)の開発に取り組むこととしております。

このため、①にありますように、関係機関等による協議会、また、産業別の分科会を設置し、事業内容の協議や訓練プログラムの開発等を行うこととしております。

②の仕事づくりでは、本県におきましても雇用情勢が回復し、4月の有効求人倍率が0.99倍となるなど、人手不足感が強くなってきております。

このような状況下では、例えばテレワークや短時間勤務、勤務地限定など、求職者の視点に立った働きやすい雇用環境の整備が求められておりまして、民間企業や大学と連携した新たな職域モデルの検討や、テレワーク導入プログラムの開発等に取り組むこととしております。

次に、③の人づくりであります。県内企業等を対象に、人材育成に関するニーズ調査を行い、その結果を踏まえ、各産業分野で多様な訓練プログラムを開発・実施し、企業で必要なスキルの育成を行うことで、求職者と企業のマッチング効果を向上させることとしております。

具体的には、(ア)にありますようなUIJターン者を対象とした雇用型の実践訓練、また、非正規雇用者を対象としたスキルアップ訓練、女性、中高年齢者を対象とした訓練プログラム等を開発し、実施をすることとしております。

説明は以上であります。

**○日高企業立地課長** 続きまして、企業立地課について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、165ページをお開きいただきたいと思います。

企業立地課の補正額は、左から2番目の補正額の欄、10億2,461万円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3番目の補正後の額の欄になりますが、12億1,134万8,000円でございます。

それでは、主な事業について御説明をいたします。

167ページをお開きください。

上から5番目の(事項)企業立地基盤整備等対策費でございます。2,461万円の増額補正といたしております。

説明にありますように、これは、企業立地を促進するための基盤整備の推進等に要する経費でありまして、工業団地等の基盤施設整備や中山間地域における企業立地の受け皿整備等を推進するための経費であります。

説明欄の2及び5の改善事業、新規事業につきまして、後ほど常任委員会資料で御説明いた

したいと存じます。

次に、(事項)立地企業フォローアップ等対策費につきましては、企業立地促進補助金の10億円の増額補正をお願いしております。

これは、県内に立地する企業の初期投資負担を軽減することによりまして、企業立地の促進を図ることを目的としておりますが、立地企業の投資額や県内新規雇用者数などの実績に基づいて交付することといたしております。

なお、平成26年度当初予算に比べ2億2,169万5,000円の増となっておりますが、これは、毎年度、企業の補助金申請予定を調査いたしまして、予算額を積み上げている中で、今年度に申請を予定している企業の数及び補助金額の増が見込まれるためであります。

それでは、主な事業につきまして、委員会資料で御説明させていただきます。

お手元の委員会資料の16ページをお願いいたします。

「みやざき地域振興工業団地整備促進事業」であります。この事業は、東九州自動車道の整備などを追い風に、市町村が地域振興の核となる工業団地の整備を行う場合に、費用の一部を助成することによりまして、企業立地の受け皿となる団地整備を促進するものであります。予算額は1,040万円をお願いしております。

事業内容は、2の(3)に記載のとおり、市町村に対しまして、①の工業団地造成に必要な調査及び概略設計等に対する補助や②の団地内の取付道路等の共用施設及び電力等のインフラ整備への補助を行うことといたしております。補助率は3分の1以内といたしております。

次に、17ページをお願いいたします。

新規事業の「田舎で起業」働く拠点づくり推進事業」であります。

この事業は、中山間地域の未利用施設を創業やIT企業等の拠点として活用するのに必要な整備を行う市町村に対して支援を行い、地元経済の活性化につながる創業や企業の立地を図ろうとする事業であります。予算額は250万円をお願いいたしております。

事業内容は、2の(3)に記載のとおりであります。まず①で未利用施設の拠点化整備ということで、中山間地域に埋もれております廃校や空き工場、古民家などを企業立地の拠点とするために、市町村が改装を行う場合に、その整備費用を助成するものであります。

また、②トライアルステイの実施ですが、①の事業で改装した施設を活用して、企業の経営者等に、当該施設の視察や暮らし体験などを実施してもらう、いわゆるトライアルステイを市町村が行う場合、その経費を実施するメニューもあわせて設けることとしております。補助率は、いずれも2分の1以内を考えております。説明は以上であります。

○福嶋観光推進課長 観光推進課分を御説明いたします。

観光推進課の関係分は、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」と議案第15号「宮崎県観光振興計画の策定について」の2件でございます。

まず、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」について御説明いたします。

お手元の冊子、平成27年度6月補正歳出予算説明資料のインデックスで観光推進課のところ、169ページをお開きください。

観光推進課では、左の補正額欄にありますとおり、4,931万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の

欄にありますように、12億2,248万6,000円となります。

171ページをお開きください。

左の補正額の欄、上から5段目の(事項)観光振興費1,152万6,000円、次の(事項)国際観光宣伝事業費2,913万3,000円、次の(事項)スポーツランドみやざき推進事業費865万1,000円の増額であります。

説明欄にあります各事業の内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

新規事業「観光みやざき創生事業」についてであります。

まず、1の事業の目的・背景であります。本県では観光の再興を重要な課題と位置づけ、今年度施行した観光推進条例に続き、観光振興計画を改定予定であります。本条例・計画に基づき、国内外からより多くの観光客を呼び込むための戦略を構築するため、観光戦略プロジェクトチームを立ち上げるとともに、経済効果等の調査・分析を行うものであります。

次に、2の事業概要ですが、予算額は1,152万6,000円をお願いしております。

(3)の事業内容ですが、①の観光戦略プロジェクトチームとして、マーケティング調査など現状分析等を行った上で、観光再興に資するテーマを選定し、関係市町村や事業者等によるプロジェクトチームを立ち上げるもので、観光分野の学識経験者等に参画していただき、滞在日数や観光消費額を伸ばすための新たな取り組みを企画立案してまいりたいと考えております。

また、②の経済効果等調査・分析としまして、大型クルーズ船や東九州自動車道開通などの経済効果等を調査・分析することにより、新たな施策の展開につなげてまいりたいと考えており

ます。

次に、19ページをお開きください。

新規事業「クルーズ・LCC元年推進事業」についてであります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、昨年度、油津港における大型クルーズ船の受け入れ環境を整備したことにより、ことし7月以降、13万トンや16万トン級の大型クルーズ船が本県に初めて寄港する予定であるほか、8月末には、本県初となる格安航空会社LCCの就航も決定していることを踏まえ、クルーズ・LCC元年と称して、クルーズ誘致のトップセールス等を積極的に行うとともに、LCCを活用した誘客促進を図るものであります。

次に、2の事業概要ですが、予算額は2,913万3,000円をお願いしております。

(3)の事業内容ですが、まず、①のクルーズ船関係事業として、大手クルーズ船社へのトップセールスに加え、クルーズコンベンションに出展するなど強力で誘致活動を展開するとともに、大型船の入港に合わせて、おもてなし歓迎イベント等を実施することとしております。

また、②のLCC関係事業として、今回のLCCが関西国際空港からの就航であることを踏まえ、関西圏域からの誘客のほか、訪日外国人旅行者など国際線からの乗り継ぎ客も視野に入れ、メディア等を活用したプロモーションを積極的に展開してまいりたいと考えております。

20ページをごらんください。

新規事業「東京五輪等海外代表チーム事前キャンプ誘致活動事業」についてであります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を見据え、本県で事前キャンプの可能性のある国々に対し、誘致活動を行うとともに、2019

年のラグビーワールドカップ出場決定国に対し、早期のアプローチを行い、海外代表チームの事前キャンプの誘致実現を目指すものであります。

次に、2の事業概要ですが、予算額は865万1,000円をお願いしております。

(3)の事業内容ですが、①のオリンピック関係事業として、ことし秋に本県がミラノ万博に出展する機会を生かし、ドイツの競技団体に対しトップセールスを行うとともに、イタリアにおいて誘致活動に必要な事前調査を行うものであります。

また、②のラグビー関係事業として、本年9月に英国で開催されるワールドカップ大会の結果により、次回の日本大会の出場国が一部決定いたしますので、それらの国々に対し、PR用DVDやメッセージを送らせていただき、早期のアプローチを図ることとしております。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、委員会資料の24ページをお開きください。

議案第15号「宮崎県観光振興計画の策定について」御説明いたします。

この計画は、提出議案にも記載してございますが、内容につきましては、常任委員会資料で説明させていただきます。

まず、1の計画策定の理由ですが、4月に施行した観光推進条例に基づき、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、期間につきましては、2にありますとおり、平成27年度から平成30年度までの4年間としております。

3の策定に当たっての基本的考え方ですが、まずは、県総合計画の分野別計画であるという位置づけ、次に、行政や観光事業者・団体、県民が一丸となって本県観光の再興に取り組む指

針となるものであると考えております。

4の計画策定の経緯ですが、ごらんのとおり観光審議会を初め、市町村、関係団体等との意見交換を実施してきたほか、パブリックコメントも実施したところであります。

なお、当委員会へは、昨年11月に骨子案、ことし2月に素案を報告させていただいたところです。

次に、25ページをお開きください。

観光振興計画(案)の内容について御説明いたします。

計画案そのものは、お手元に別冊でお配りしておりますが、本日は概要をまとめた当資料のほうで御説明をさせていただきます。

まず、左側の観光を取り巻く環境の変化では、人口減少、少子高齢化の進展や訪日外国人の増加、情報流通ルートの多様化などを上げております。また、右側の本県観光の現状では、観光入り込み客について、日帰りの割合が大きいことやリピーターの割合が低いことなどを整理しております。これらの現状分析を行い、その下に記載しております課題を抽出したところです。

課題としましては、長期滞在につながる観光地づくりの必要性や、おもてなしや受け入れ環境の整備、二次交通アクセスの改善への取り組みが必要であることなどを挙げております。

次に、主な数値目標であります。ここに掲げましたとおり、観光入り込み客数、延べ宿泊客数をふやし、ひいては観光消費額を伸ばすことが、県経済の発展や地域の活性化を図る上で最も重要であると考えております。

また、このほか別冊の計画本体では、スポーツキャンプ、MICEなどに関しましても、個別の数値目標を掲げておりますので、後ほどごらんください。

これら課題を解決し、数値目標を達成するため、次のページになりますが、本県観光施策の基本的方向として5つの柱を掲げております。

1つ目の柱である、何度も訪れたいくなる・泊まりたいくなる観光地づくりの中では、「神話の源流みやざき」の県外におけるブランド定着や、地域の観光資源、例えば食や花を生かした観光地づくり、観光人材の育成やネットワーク推進体制づくり、おもてなしによる快適な受け入れ環境の創出、広域連携の5つの項目を挙げております。

次に、2つ目の柱、「スポーツランドみやざき」の推進であります。

ここでは、全県的なスポーツキャンプ等受け入れ体制の整備や、東京オリパラを見据えた誘致体制・活動の強化、また、レジャースポーツの推進など3つの項目を挙げております。

3つ目の柱、訪日外国人の誘客促進であります。

ここでは、Wi-Fiなど受け入れ環境の整備、国や地域といったターゲットを明確にした誘客、観光ガイドなどグローバル人材の育成、広域連携という4つの項目を挙げております。

4つ目の柱、「みやざきMICE」の確立であります。

MICEを官民一体で推進するための体制の整備や受け入れ体制の強化、本県の認知度向上によるMICEの誘致促進といった3つの項目を挙げております。

最後に、効果的なPRと情報発信であります。

ターゲットを明確にしたPR、SNSやスマートフォンを活用した情報発信の2つの項目を挙げております。

これら基本的方向に沿って、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進することとしておりま

す。

宮崎県観光振興計画の説明は以上です。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明書にお戻りいただきまして、オールみやざき営業課のインデックスがあります173ページをお開きください。

今回の補正は、補正額の欄にありますとおり5,727万円の増額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目の欄、5億6,910万9,000円となります。

次の175ページをお開きください。

まず、上から5行目(事項)国際交流推進事業費であります。

説明欄1、東アジアとの交流促進事業426万円です。これは、東アジア地域との文化、スポーツなどさまざまな分野における交流を促進するため、本県と台湾の民間団体の相互の交流を支援するとともに、海外の行政機関や関係団体等を訪問し、人的ネットワークの構築を図るものであります。

次に、その4行下(事項)貿易促進費2,301万円であります。

説明欄1の(1)の新規事業「ジェトロ貿易情報センター運営事業」とその下の2の新規事業「県産品輸出拡大パートナーシップ構築事業」であります。後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の行(事項)県外広報対策費3,000万円であります。

176ページをお開きください。

説明欄1の(1)の新規事業「みやざきプロモーション推進事業」であります。こちらも委員会資料で説明させていただきます。

資料をかえていただきまして、常任委員会資

料の21ページをお開きください。

まず初めに、オールみやざき県産品輸出拡大総合支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。県やジェトロなど関係機関が密接に連携し、県内企業に対して切れ目のないきめ細かな支援を行うことにより、県産品の輸出拡大を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額につきましては、当初予算を含めると1,627万3,000円ですが、今回の補正予算では787万円をお願いしております。

(3)事業内容であります。①の新規事業ジェトロ貿易情報センター運営事業であります。ジェトロは、海外とのネットワーク等を有しており、県産品の輸出拡大に、これらの機能を効果的に生かすことを目的に、県内にジェトロ貿易情報センターを設置するものであります。

当初予算で議決いただきました②の県産品販路開拓事業とあわせまして、県産品の輸出拡大に取り組んでまいります。

次の、22ページをごらんください。

新規事業、県産品輸出拡大パートナーシップ構築事業であります。

1の事業の目的・背景であります。現地のパートナー企業との連携を強化することによりまして、県産品のさらなる輸出拡大を図ることを目的としております。

2の事業の概要であります。予算額につきましては1,514万円をお願いしております。

(3)事業内容について、まず、①現地商社等とのパートナーシップの構築であります。これは、香港を想定しており、現地商社と連携協定も視野に入れたパートナーシップ関係を構築するものであります。

次に、②の販路拡充のためのコーディネーター機能の整備であります。県物産貿易振興センターに一元的出荷業務等を担うコーディネーターを配置するものであります。

最後に、③の県産品大規模商談会の実施であります。①のパートナー企業と連携いたしまして、現地のバイヤー等を一堂に集めた商談会等を実施することによりまして、新たな取引拡大を図るものであります。

次のページ、23ページをお開きください。

新規事業、みやざきプロモーション推進事業であります。

まず1の事業の目的・背景であります。本県の魅力を表現したキャッチフレーズ「日本のひなた宮崎県」を活用し、宮崎の物産振興や観光誘客などのプロモーションを官民が連携して実施することで、宮崎の知名度、好感度を高めるものであります。

2の事業の概要であります。(1)の予算額3,000万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。ア、宣伝ツールの制作としまして、キャッチフレーズ等を活用したポスターやホームページ等を制作いたします。

また、イ、県内のプロモーションとして、各種媒体での広告掲載やイベント・キャンペーン等での宣伝ツールの掲出を図るとともに、ウ、県外プロモーションといたしまして、首都圏での広告掲載やメディアとタイアップした情報発信、集中プロモーションやイベント等でのアピールを行うこととしております。

オールみやざき営業課の説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○松村委員 まず、19ページのクルーズ船・LCC元年推進事業について聞きたいと思います。

LCCが8月から関西空港から就航ということですが、これは定期的な要素になってくるのかということと、一日何便なのか、あるいは月に1回ぐらいしか来ないのかとか具体的に聞かせてください。

そして、宮崎県ではソラシドエアという地元の航空会社の国内便がありますけれども、少ないお客様の中で取り合いになるんじゃないかということで、ソラシドエアに対する影響というのはどのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいなと思います。

○福嶋観光推進課長 まず、定期便かチャーター便かというお尋ねについては、定期便でございます。便数ですが、※①一日1便、夜、宮崎に着く便があつて、朝、関空に立つ便があるという状況です。

それと、※②ソラシドエアとのお客様の取り合いということに関しましては、基本的に価格帯が違うということが一つと、あとは伊丹か関空かというところもあるんですけれども、そういったことで価格帯の安いLCCについては、学生さんとか若い方々が中心に利用されるという例が多いのかなと。

ソラシドとか、ほかにもANAとかJALもあるわけですが、そちらとは一定のすみ分けができるのではないかと考えております。

○松村委員 参考に、伊丹に行く価格と、このLCCの価格はどれぐらいなのか、その違いを教えてください。

○福嶋観光推進課長 季節によって違ってくると思うんですが、ちょっとお時間をいただいて数字を調べてみたいと思います。

○松村委員 宮崎への観光客の増加を図るとい

うことが大きな狙いだと思うんですけれども、お互いに航空会社とウイン・ウインという形でしょうが、今の国際便関係でも、海外から日本にお越しのお客様が搭乗するというのは、大変いいわけで、我々にとってはありがたいです。また、あちらからは、宮崎からの搭乗者というのを期待されていると思うんですけれども、今のパイの中で、これから宮崎から関西空港を利用される方というのがどれぐらいあるのかというのも、LCCからも目標等を提示されているんじゃないかと思うんですけれども、その辺、どのような内容になっているのでしょうか。

○福嶋観光推進課長 観光推進課としましては、主に外から入ってくる誘客のほうをメインにやっておりますけれども、こちらから行くほうに関して目標値が示されているかということについては、ちょっと把握しておりません。

基本的に、アウトは総合交通課というすみ分けは一応あるんですけれども、目標値の話については、こちらでは伺っていないところです。

○松村委員 全体的な交通体系は総合交通課で具体的にされているんでしょうけど。今回は、観光振興推進ということで、インバウンド的なお話になるんだと思います。わかりました。

○二見委員長 関連の質問等はありませんか。

○高橋委員 今回の観光推進課長の答弁を聞きながら、LCCとソラシドエアとのすみ分けができるんじゃないかということで、一般論として、若い人のすみ分けというよりも、やっぱり安ければ、安い方に行くんじゃないかと思うんですよ。今はまだ1便だから、そんなに影響はないと思うんだけど、お互い競走することによって、いわゆる関西圏、あるいは関西に来る外国

※①29ページに発言訂正あり

※②次ページに発言訂正あり

人観光客ですね、ここを呼び込むことの相乗効果といたしますか、そういったところだと思うんですよね。すみ分けは、答弁聞きながら、私はやっぱり安いほうに行くと思うんです、若い人だろうが、そうでない人でも。そういうのをちょっと思ったところですよ。まあ、いいですよ。

**○永山商工観光労働部長** 先ほどありましてとおろ、誘致そのもの、この路線そのものは総合政策部のほうでやっておりますので、そのときの考え方からすると、やっぱりLCCは新たな需要を掘り起こすと。今まで飛行機等を利用しなかった人たちが利用するようになるというのが、一つの大きな要素だろうと思っております。ですから、全てが競合するというわけではないだろうと思えます。

ただ、経済効果からいうと、今、委員が御指摘のとおり、関空に入ってきているたくさんの外国人観光客を宮崎に連れてくる。そのために、しっかりこのLCCを利用して連動させていくということが大きな目的にはなるだろうと思っております。

それから、現時点ではどうか分かりませんが、誘致の当時としては、先ほど松村委員から御質問がありました、こちらから、送客等について、特にノルマとか数字等が示されているという状況ではございませんでした。

**○福嶋観光推進課長** 済みません、先ほどの松村委員の尋ねでしたけれども、LCCの価格ですね、ソラシド等が宮崎伊丹で通常1万円程度のところを、ピーチは最も安いもので4,600円からということでございます。

それと、先ほど私が競合の話で誤った発言をいたしました。ソラシドは、伊丹路線がないということで、申しわけありません、羽田と沖縄便だということでございます。訂正いたしま

す。失礼いたしました。

**○二見委員長** ほかに。関連はもういいですか。

**○蓬原委員** 搭乗口というんですか、セキュリティチェック受けるじゃないですか。昔2カ所あったのを、何年か前に3カ所にしていただいて、これは空港ビルとの関係もあるんかもしれませんが、時期、時間帯によっては物すごく待たされて、正月とか、長い列ができてるんですよ。どうも、そのあたりがその宮崎の印象としてよくない部分もあるという議論をしたことがあるんですけど、例えば、部長の答弁のように、ふやすということだから、当然インバウンドふえれば出ていく人もふえるわけでしょうが、そのあたりの施設としての拡充、今ので十分かという、このあたりの議論はされてないんですか。

**○永山商工観光労働部長** 特に、国際線のところがかかなり混雑をすると。特にゴルフシーズン等においては、相当程度混雑するという課題があります。

ただ、設備投資そのものは相当な金額が要りますんで、課題としては、県としても、あるいは空港ビルとしても全体として認識はしているという状況でございます。

**○蓬原委員** 最近、飛行機を利用する人の数ってなかなかふえているなという状況だと思いますので、ピーク時の、さばきぐあいというのは、一回、やっぱりチェックを入れてみたほうがいいんじゃないかなというように思うんですけど、一応、申し上げておきたいと思えます。

**○二見委員長** ほかに関連は。ほかの議案について質疑等がありましたら、お願いします。

**○西村委員** 中小企業融資制度貸付金、全般にわたっていろんな項目が出ております。教えていただきたいところは、融資枠は相当大きいん

ですが、実際、その融資枠の中でどのぐらい申し込みに対して貸し付けがうまくいってるのかということを知りたいのと、もう既に、焦げつきが何割とか何パーセント出ているかということが知りたいのと、あと、新規事業の大規模建築物耐震化金融支援事業の金利負担で、今回の予算額が61万円、この額で足りるのか。もっとたくさんの申請が来た場合は、補正とかで対応するのか、もしくは、これはもう倍ぐらい予想して、多目に組んでこのぐらいなのかという、この3点を伺いたいと思います。

**○門内経営金融支援室長** まず1点目のお尋ねでございますけれども、融資の実績でございます。これにつきましては、昨年度、新規融資が159億円余ということでございまして、それに伴う残高が478億円余ということになってございます。

それから、次に、焦げつきの状況でございますが、これにつきましては、信用保証協会のほうに損失補償を行っております、平成26年度の損失補償額は1億3,600万円余ということでございます。

それから、最後に、耐震の金融支援事業の予算でございますが、これは、中小企業者の保証料負担を軽減するための予算でございまして、今年度は、2億8000万円の融資を見込んでおります。その2億8,000万円に対しまして、保証料の返済方法、回数による分割係数等掛けて算出した数字ということでございます。

**○西村委員** ありがとうございます。とりあえず、いいです。

**○松村委員** 大規模建築の耐震改修額ということで、今年度2億8,000万円ということでしたけど、これは1件の申し込みに対する上限が2億8,000万円、融資限度ですよ。

ということは、本年度は、今、申し込みの件数としては1件しか予想してないということですよ。よろしいのでしょうか。

**○門内経営金融支援室長** この件数につきましては、県土整備部とも十分協議をいたしまして、今年度については1件ということで想定を上げております。

**○松村委員** いわゆる観光客の受け皿になる旅館、ホテル等ですよ。これの耐震改修というお話があったと思うんですけども、それは、ここには含まれてないんですかね。

**○門内経営金融支援室長** 個々の事業者の改修の時期につきましては、個々の事業者で判断をされるということになってまいります。

今回につきましては、県土整備部と協議をいたしました結果、今年度12月が耐震改修の報告の、いわゆる耐震改修の診断を行う期限ということでございまして、そういったことを踏まえたときに1社程度の利用を見込めば十分でないかということで、1社ということにしているところでございます。

**○松村委員** もっとたくさんの件数があるのかなと思ったんですけども、もう耐震改修を必要とする案件は少ないのかなという思いも持ったんですけど、必要とされる、該当するような建物等は把握されているんですか。

**○門内経営金融支援室長** 県土整備部から情報いただいております、大規模建築物に該当する建物につきましては、公共建築物が18棟、それから民間の建築物が19棟と聞いております。

**○松村委員** はい、わかりました。

**○二見委員長** 関連した質問はありますか。

**○横田委員** たしか、耐震診断の結果を報告する義務がことしの12月だったですよ。それでもう、大概診断はされてるんじゃないかなと思

うんですけど、例えば、サンホテルフェニックスが今回閉じて解体もするという話を聞いているんですけど、耐震改修がすごく負担になって、この際やめてしまおうということで、ホテルとかやめるところが、これまでもあったという話もお聞きしてるんですよ。たった1棟だけしか上がってこないのかなと思うんですけど、そんなもんなんですかね。ちょっとよくわからないんですけどね。

**○門内経営金融支援室長** 先ほど申し上げましたけれども、先生もおっしゃられましたとおり、12月までが一応耐震診断の報告の期限でございまして、耐震改修に当たりましては、その後に耐震の設計をして、それから改修ということになってまいりますので、そうしたときに、今年度については1棟と。

**○横田委員** とりあえず今年度分が1棟という話ですよ。

**○門内経営金融支援室長** 今年度分が1棟ということでございます。

**○横田委員** はい、わかりました。

**○蓬原委員** 10ページのフードビジネス、あと自動車まであって、成長を目指す中核的企業と連動、この成長を目指す中核的企業というのは、フードビジネスほか自動車まで3つのほかのどのようなものを想定されているんでしょうか。成長、ただ漠然とした成長というんですか。

繰り返します。委員会資料の10ページの、これは米印というか、アンダーラインが引いてあるところです。

**○門内経営金融支援室長** 中核的な企業が販路拡大とか新商品の開発等に取り組む過程におきまして、取引のある小規模企業者においても、新たな設備の導入が必要になってくるということがございますので、そのような小規模企業者

を支援していきたいということで考えております。

**○蓬原委員** ですから、概念はわかるんですが、具体的に、上にフードビジネス、メディカルバレー構想、自動車とあるじゃないですか。自動車は、特に北九州の豊前でしたか、そういう拠点をつくったこともあると思うんです。そのために、下請企業として受注するための設備投資とか、いろいろ出てくるだろうということもあるんだと思うんですが。だから、「加え」って書いてあるので、どういう成長産業というのが、この成長という中に加えられているのかなという、非常に大事なことだと思ったんですけども。

**○門内経営金融支援室長** 中核的企業につきましては、県内企業が外貨を稼ぐ、それから、域内企業との連携とか取引等の促進を図りながら、今後は、売上高10億円以上、または5億円以上10億円未満を目標とする事業計画を策定した場合に、県がその計画の内容の実現性等を総合的に評価した上で、中核企業としてその計画を認定していくことになっておりますけれども、そこと取引のある小規模企業ということでございます。

**○蓬原委員** 概念はそういうことだろうと思うんです。だから、私が言うのは、ここで言うフードビジネスとか、自動車とか、分野が区切つてあるじゃないですか。それに「加え」成長を目指す中核的企業だから、ここで言う中核的企業というのは、どういう職種、業種、分野なのか。

だから、例えば、航空産業だったりとかロボット産業だったりとか、ほかにあるじゃないですか、そういう分野のことが、何かここにイメージされているのかなということです。分野として、具体的な話です。

○野間産業振興課長 中核的企業としまして、想定される業種としては製造業が主になると思いますけれども、その中で、例えばフードに限定するとか、自動車に限定するとか、頭から限定してるということではりません。何でも今後成長が見込まれれば、対象に中核的企業ということになっていくと思います。

ただ、現実的には、審査するわけですから、製造業というのが該当する企業が多いのではないかと考えております。

○蓬原委員 要するに、網は張るけれども、まだ業種は選定されてないということですよ。

○野間産業振興課長 そういうことでございます。

○蓬原委員 はい、わかりました。

○西村委員 16ページの地域振興工業団地整備促進事業ということで、これは、市町村がうちのまちにも工業団地が欲しいとか、足りなくなってきたということ踏まえて、県が助成をすると思うんですけれども、今、答弁が難しければいいんですが、市町村の工業団地が整備されていて、そのどのぐらいが埋まってる、どのぐらいがまだあいてるのかという一覧があれば、後で資料をいただきたいと思っております。全体的な数字があれば、また教えてもらいたいと思っております。

○日高企業立地課長 団地の状況につきましては、今現在、分譲を可能な面積を有している市町村の団地について資料がございますので、これはまた、後ほどでも委員の皆様にお配りできるようにしたいと思っております。

○西村委員 ありがとうございます。

○二見委員長 今、西村委員より資料要求がありました件については、全員に提供ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 はい。では、今の要求のありました資料は、後ほど御提出いただくようお願いいたします。

○西村委員 それで、その資料が来るのは後でいいんですが、市町村が、今つくっているけれども、そこは余り人気なかったから、再度別の場所につくりたいとか言った場合も、まだまだあきはいっぱいあるのに、再度つくることも可能なのか。これは、市町村が幾ら上げてきても、県が「いや、これは無理ですよ」ということで、補助をしないことがあるのか、その決断はどちら側にあるのか、お伺いしたいです。

○日高企業立地課長 予算額としては、全体で1,040万円ということで、限られた予算があります。市町村から、どの程度手が挙がってくるか、それによっても、また違ってくるかと思っておりますが、既にあるところのケース、それから全くないところから手が挙がってくるケース、そのあたりで、優先順位なども違ってくるかと思っております。

予算の範囲内において、手が挙がってきた市町村の状況を見ながら、そのあたりについては判断してまいりたいと考えております。

○西村委員 ありがとうございます。

○蓬原委員 今までの既存のものであきがあったにしても、そうではなくて、新しく工業団地を造成するものに対する補助ということですかね。

○日高企業立地課長 資料の16ページの事業内容の①につきましては、これから造成するために要する調査費用ということになりますが、②につきましては、供用施設とかインフラ整備を想定しておりますので、こちらについては、既存のものについて、また整備をしたいと、供用

施設ですとか、光ケーブルを取りついたりとか、そういった事業で手を挙げていただいて構わないものであります。

**○蓬原委員** 今、各市町村に対しては、こういうことをことしはやるよということは、当然、通知が行って、ある程度内々で、今から手が何ぼ挙がるかという話がありましたけど、そろそろ、それに対する反応はありつつあるということですよ。

**○日高企業立地課長** この事業は新規事業ではありませんで、数年前からこういった助成は行っておりますので、各市町村とも、こういう助成があるということは御存じであります。

ただ、これから予算を認めていただくという形になりますので、「どうですか」というふうに、大々的にことしの募集とかしておる状況ではありませんが、興味を示している、今後やりたいという考えを伺っているところが二、三ございます。

**○蓬原委員** これまでは大体、中国や東南アジアに出て行って、なかなかもう地方に出てこない時代がずっと続いたんですよ。ここで、今、回帰現象があつて、このふるさと創生もあつて、企業が地方に、また出てくる機運があるということですから、継続されてた事業でしょうけれども、ここでまた改めて、この工業団地の造成というのがスポットライトを浴びるようになったんだろうなと思うわけです。どこも、今まで工業団地の新たな造成ということについては、各首長さん、余り関心を示してませんで、企業誘致は一生懸命やってるんですね。

だけど、ここに来て、そういう機運があつたので、また、この事業が生きてくると思うんで、私も何か所かは、我が町も含めて、新たに工業団地をつくろうかという意向を首長さんが持つ

てるのは確認してます。

だから、これからは、意外と手が挙がってくるのではないかなと思うんで、できたら積極的にやって、早くやらないと、恐らくほかの県もやっていくでしょうから、ぜひ推進していただきたいなと希望を述べておきたいと思います。

**○日高企業立地課長** おっしゃいますように、本当に、最近では企業の判断、意思決定も、ここだということと非常にスムーズになっておまして、問い合わせがあつたときにお示しできるものがないと、じゃ、もうほかのところというケースも十分考えられるところありますので、企業立地に熱心に取り組むところについては、ぜひ、こういう事業の活用もお考えいただきたいということで、働きかけもしてまいりたいと思っております。

**○二見委員長** この件に関して、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** なければ、ほかの項目に移りたいと思います。

**○高橋委員** アクションプランの関係で、基本的なことでお尋ねしますが、この5番の観光再生おもてなしプログラムの中に出てきてもいいのかなと思ったんですが、記紀1300年事業ですよ、この文字が出てこないんですけれども、何か意図があるのかなと、まず、そこを聞きたいと思います。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 出ていないことについて意図があるというわけではありませんで、観光地づくりについても、記紀編さんとして積極的にかかわっていきたくて考えておまして、昨年度の2月補正の中でお認めいただいた予算とか、そういったことを活用しながら、今、積極的に推進しているということで

ございます。

今年度の取り組みにつきましては、後ほどの報告案件の中で御説明をさせていただきたいと思っております。

**○高橋委員** できましたら、記紀1300年、私は宮崎県の重要な取り組みの一つに位置づけられていると思っているものですから、ここを出てこないんだからと思ったんですよ。本議会の質問でも、あるいはいろいろやりとりの中でも、記紀1300年という言葉は私、聞かなかったような気がするんですよ。私も東京圏、首都圏を中心にいろんなアクションで事業の成果は出てきていることは認識した上で申し上げているんですよ。

ただ、機運として、ちょっと心配なのは、またダウンしかけてるのかなという気もするものだから、「記紀1300年」の文字は至るところで、出してほしいなと思って。あと、2020年の国民文化祭というのは、まだ明確になってませんよね。それに通じる場所もあって、標的がないんだから、県民に仕掛ける方法も悩んでいらっしゃるのかと思うんですが、この記紀1300年、至るところで、遠慮なさらずに出してほしいなと思って申し上げました。

**○永山商工観光労働部長** 今回、議会に提案させていただいているアクションプランの中の観光再生おもてなしプログラムの1丁目1番地で、「神話の源流みやざき」の国内への発信ということ掲げているところでございます。今回の常任委員会の資料は、今回お願いしている予算の説明ということで、先ほど室長が申し上げたとおり、地方創生のお金等を使って、既に予算措置をしておりますので上げておりませんが、プログラムとしてはしっかり記紀1300年を意識して国内外にアピールをしていこうということ

で考えております。一切後退はしておりませんので、御理解をいただければと思っております。

**○高橋委員** 詳細なところで部長の説明がありまして、一切手は抜いてないということで、よく理解した上で申し上げますが、遠慮なさらずに目立つところを出してほしいなということをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

**○二見委員長** この関連についての質問はありませんか。なければ、ほかの項目に。

**○高橋委員** 12ページのものづくりを担う次世代「匠」育成支援モデル事業ですが、工業高校生の定着なり、あるいは離職率を防止するとかいろんな狙いで説明はよくわかりましたが、私がお尋ねしたいのは、工業高校というのは、県内各地にあります。現場を見せるということであれば、物理的にいろんなハンディがあるところもあるわけで、この事業内容の①にあるように、ものづくり企業現場体感塾というぐらいだから、座学だったり、ある程度カリキュラムがあって、1回だけの塾じゃないと想像したんですが、この辺もうちょっと詳しく説明いただくとありがたいです。

**○野間産業振興課長** それでは、ものづくり企業現場体感塾について御説明いたします。

ことし一応、予算の都合もあり、モデル事業ということもありまして、2校を予定しております。それで、どこの高校を対象にするかということにつきましては、現在、教育委員会と協議を進めておるところでございます。

内容ですけれども、各企業のやっている技術的な取り組みについて講義する座学と、実際に企業に行ってその取り組みを見てもらうと。また、そこで、ただ、それを理解してもらっただけじゃなくて、その上で、さらに改善するにはど

うしたらいいかということをお学生さんに考えてもらうというようなことを含めまして、2日程度の日程を考えているところでございます。以上です。

○高橋委員 わかりました。今回、予算の関係上、モデル的に実施というのが2校ということですが、いずれ県内を網羅していくということで理解してよろしいのでしょうか。

○野間産業振興課長 今回、モデル事業ということですので、実際に、その実施する上でのいろいろ課題、学校のほうでの授業との兼ね合いですとか、協力していただける企業さんとかの状況等を把握しまして、将来的に、これをどうやっていくかということを検討した上で、また事業を組んでいきたいと考えております。

○高橋委員 はい、わかりました。

○蓬原委員 モデルで2校ということですが、学生は大体何人ぐらいが、その現場に行くわけですか。

○野間産業振興課長 そこも協議中なんですけれども、例えば1学科、30名から40名というところもあるかもしれませんが、場合によっては希望者のみということで、もっと少ない人数になる場合もあるかと思っています。

○蓬原委員 今、高橋委員からもありましたけど、工業系の学校というのは、ほかあるわけですよ。ものづくりだから、これはフードも入るとなると農業高校も入ってくると思うんですが、そうなったとき、全部の高校が何校あるか、ちょっと数は浮かびませんが、全ての学校から学生が行くようになるというようなことですか。2校だけか。

○野間産業振興課長 ことしモデル事業ということで、一応2校を想定して事業を進めておりまして、これも、おっしゃいましたように、フ

ードを考えれば農業高校もあるのかもしれませんが、一応工業系の学生を対象にということを考えております。

○横田委員 これまでは、そういった企業の視察というか、そんなのはやってなかったんでしょうかね。

○野間産業振興課長 学校のほうでは、いわゆるインターンシップということで実施されておりました、これは工業系にかかわらず、普通科も含めて、県内の県立高校ほとんど実施されていると伺っております。

学校側からのインターンシップということはやられてるんですけども、若い人材の定着を図りたいということで、企業側からこういうやり方はどうですかということで、今回、こういうやり方をやってみるということでございます。

○横田委員 県内企業に定着してもらって、離職率を改善していくとか、すごく大事なことだと思うんですが、2日ぐらいで、これまでの、今言われた視察とか、その域を出られるのかなという心配があるんですけども、せっかくするんだから効果を出してほしいと思いますし、もっと日数をかけてやることも大事じゃないかなと思ったりするんですけども、いかがでしょうか。

○野間産業振興課長 確かに、委員のおっしゃるとおり、もっと時間等もかけてできればいいかと思っておりますけれども、先ほども申しましたように、一応モデルとしてやってみて、いろいろ課題等も把握した上で、今後のやり方も検討していきたいと考えております。

○蓬原委員 2日では物にならないですよ。それは、職場になれて、そして、受け入れたほうは、けがさしちゃいかんから、いろいろ安全にやって、その機械の説明をしたりするだけに関の山

で、そこで、テクノフェアで発表、そこまでも行かないですよ。

例えば、夏休み期間の何十日間かそこにいて、順番に覚えて、そして、どうやって物をつくるのか、それを体感してみて、覚えて。それから技術と技能というのはわかりますよね、技術と技能は違うんだから。どういう技術を学んで、どういう技能で物をつくっていくかというところまでわかるにはですね、2日間は見るだけですよ。

○野間産業振興課長 済みません、ちょっと説明が足らなかつたと思いますけれども、資料の①のほうは2日間をかけてやるという体感塾でございまして、②のそのテクノフェアで発表するほうにつきましては、これはまた別に高校を選んで、テクノフェアは、ことし10月下旬に予定しているんですけども、予算が認められましたら、すぐに着手して、2カ月なり3カ月かけて、実際にそういうものづくりをして、その成果を発表すると、こちらのほうは考えております。

○蓬原委員 学校とも連携されるんでしょうから、そこでできない分は、例えば学校に持って帰っての実習の中でやってもいいという部分は出てくるのかもしれませんが。連携が必要かなという感じはしますけど。10月の宮崎テクノフェアですか、期待をしておきたいと思いません。

○二見委員長 関連しての質問はありませんか。では、ほかの項目についての質問があれば。

○松村委員 その次の13ページですけども、宮崎成長産業人材育成事業、予算額が約2億円ですよね。これで3年間続けてやるということですけど、14ページにこれの全体的な流れというのが書いてもございまして。2億円という予算

の中で実質的に、どのように予算がこの事業で配分されているのかというのが、ちょっとわかりにくかつたんですけど、これは、就職を希望する人が、真新しいプログラムを持った企業に体験就職をして、その就職した期間の賃金の一部を、このプログラムに参加している企業に対して補助するというようなシステムなんですかね。

○久松労働政策課長 この事業は1億9,744万2,000円ということで、ソフト事業としては大きいわけですが、内訳を申しますと、協議会分科会の運営として1,865万6,000円、それから、仕事づくりの推進として2,048万6,000円、一番大きいのが、人づくりの推進、訓練の部分が1億5,830万円を計上しております。

委員のおっしゃられた雇用の件でございますが、訓練のメインは、雇用をしながら、そこでOJTなりOFF-JTで職業訓練を実施するという部分が一番大きくなっております。

今のところ、想定としまして、この雇用型として74名が6カ月程度の実施をいたしまして、全体的には1億4,000万円程度がメインの訓練と位置づけております。

○松村委員 ということは、その6カ月の期間の、例えば、新しい技術等、スキルアップするために、専門学校に行くとお金がかかりますよと。企業に就職したら、企業が見てくれますから、かからないわけですよ。さらに、採用して給料をもらうときの上乗せといいますか補助を、その期間、企業側にしているというイメージでよろしいんでしょうか。

○久松労働政策課長 実際は、雇用をまず前提としまして、6カ月程度雇用をしていただいて、その期間にスキルアップをします。それで、当然スキルアップしますので、次は、当然、就職

につなげるというのが最終目標でございますので、6カ月間の訓練期間中の賃金については、この事業で見ると。

ただ、もう就職したケースについては、それは企業の経費でございますので、それは企業のほうで見ていただくということで、全体像としまして415名を3年間で就職させたいというような事業でございます。

○松村委員 はい、大体わかりました。

○二見委員長 関連しての質問はありませんか。ほかの項目についての質問はありませんか。

○高橋委員 18ページの観光みやぎき創生事業、観光推進計画の概要と連動するんですけど、今度の創生事業で言われたのは、経済効果とかマーケティングの調査・分析を行うということで、そういうような説明もあったわけですが、これまでもやってこられましたよね、こういった経済効果とか。

この観光振興計画の概要の本県観光の現状もしっかり分析されているわけで、どこがどう違うのか、もう少し肉づけして説明いただけませんか。

○福嶋観光推進課長 今回のこの観光みやぎき創生事業の目玉は、やはり観光戦略プロジェクトチームを立ち上げて、官民一体となって新しい戦略をつくるということにあります。

それで、今までと違うところなんですけれども、一つは、観光消費額を伸ばすということを明確に打ち出して、そのために何をするかというのを、今回のプロジェクトチームにおいて戦略を打ち立てると。その戦略のテーマについては、まだまだこれからなんですけれども、そのテーマの選定に当たって、外部のアドバイザーを招聘いたしまして、今までと違った手法、例えばマーケットインの視点ですとか、そういっ

たところでターゲットをどうするのか、どういうアプローチをするのかということを考えていきたいというところでございます。

○高橋委員 今、おっしゃるように、①のAにあるところがメインになるということで御説明があったと思うんですが、観光消費額を伸ばすにはどうしたらいいかということで、徹底した分析を行う。そのために、いろんな外部からの専門家を招聘して、そういったところで、今までと違うやり方をするんだということで、今回のこの創生事業を立ち上げるということなんです。はい、わかりました。

○武田観光経済交流局長 今、委員のほうから、今までその調査を十分やってるのに、さらにそういう調査が必要なのかという趣旨ではないかと思っておりますけれども、今回のプロジェクトにおきましては、例えば地域に限定して調査を絞ったりとか、情報発信とかおもてなしとか、具体的な項目をより深掘りした内容をもう少し調査しまして、県内に来られる観光客の方がどういうものを求めているのかとか、そういったものをもう少し浮き彫りにした上で課題を抽出したいと思っておりますので、そういう意味では今までの調査と比べ、さらに詳細な内容になってくるのではないかなと思っております。

○高橋委員 いずれにしても、きめ細かく、徹底した分析調査をやっていくんだよということなんでしょうね。わかりました。

○武田観光経済交流局長 まさに、そういうことでございます。そういう意味では、戦略もそれぞれによって違ってくると思いますし、総論的な今までの計画とか、そういうものとは、また具体的な内容が加わってくるのではないかなと思っております。

○河野副委員長 まだ、国の戦略段階なので、

協議の場には上がってないかもしれませんが、国のほうから九州も海外の誘客というんでしょうか、それをするために、戦略的に温泉というくくりで九州を提案していただいたんですが、そこら辺とこの関連は、協議のネタになってきているのか。そこを確認をしたいんですが。

**○福岡観光推進課長** 今、委員が言われたのは、広域周遊観光ルート、先日、採択された温泉を入り口にして九州へ外国人誘客を行うというお話だろうと思います。

もちろん、計画の中で外国人の誘客といったことをうたっておりますし、今、訪日外国人をふやすということが、消費額に結びつける上でも非常に重要でありますので、当然、この戦略の中でも、そういったことを視野に入れながら話を進めていくことになろうかと思えます。

**○河野副委員長** 非常に限定的というか、温泉というくくりで宮崎が戦略を考えなきゃいけないとなったときに、きょうのニュースでも平戸が例として、温泉とは違うアプローチで臨もうとしているのがちょっとありましたが、そこら辺で、結構限定的になってしまうのかなという気がするんですけども、そこら辺はいかかでしょうか。

**○福岡観光推進課長** 今回の広域ルートは、九州7県で一つの共通テーマをとということで、九州が持っている温泉というのが、一応入り口にはなっておりますけれども、大分とか鹿児島、熊本とは異なりまして、本県の売りは大自然であったり、神話であったり、食であると思っております。

九州を周遊していただく中でも、毎日温泉につかるというわけではなくて、温泉を楽しみながら、また次のところでは食も楽しみたいといったお客さんであろうということで、私どもとし

ましては、食とか神話とかを、うちの売りとして、誘客を図っていきたいと考えております。

**○蓬原委員** 経済効果についてですが、大型クルーズ船、すばらしいことだと思います。日南のほうでは、さらに大きなクルーズ船が来れるように深くしたりとかしていただきますけれども、沿岸部は直接的に非常にいい経済効果があると思うんですが、例えば、私の住んでる都城盆地、もっと先の小林、えびのとなったときに、海に直接面してないところへの波及効果はどうしていくかという、このあたりについてのお考えがあれば、漠としてでもいいんでお聞かせいただきたい。

というのは、大型クルーズ船が日南に来るよということで、都城盆地からは大体50分から1時間の距離です。じゃ、そのクルーズ船に多くの方が爆買いなのかどうか知りませんが、宮崎に下船されて、内陸部のものを何か買っていただくとか、売るとか、そういうところについて、今ある程度構想をお持ちでしょうか。

**○福岡観光推進課長** 大型クルーズ船、今度、13万トン、16万トン入ってきますと、大体3,000人、4,000人のお客さんがおりられて、県内を周遊されるということでございます。

日南の油津のお話をしますと、10市町で南部の受け入れのための協議会というのを構成しております。その中には都城も当然入っております。例えば、6月29日にコスタビクトリアという船が入ってくるんですけども、その周遊ルートの中には霧島ルートというのがございまして、霧島ファクトリーガーデンを見たりとか、あるいは日向のほうまで足を延ばしたりとか、こういったルートが組まれているということでございます。

ルートに組み込むことで、そこで昼食をとつ

ていただいたり、お土産物を買っていただいたりということで、経済効果としては波及できるものと考えております。

○蓬原委員 内陸部にもしっかり、この波及効果が及ぶようお願いを申し上げておきたいと思えます。

○二見委員長 ほかに関連しての質問はありませんか。なければ、そのほかの項目についての質問はございませんか。

○蓬原委員 20ページですけど、東京五輪等海外代表チーム事前キャンプ誘致活動事業、去年は特別委員会をつくって、県議会でも一応調査をしたとこでしたが、五ヶ瀬町に行きました。何ていう国でしたかね、かなり積極的にやっておられて、ところが、これがどうもキャンセルになったという話聞いてますけど、これはどういう理由でキャンセルになったのか、ちょっと事情がわかっておられれば。私も新聞報道でしか事情を知らないもんですから、教えていただきたいと思うんですが。つかんでいらっしゃいませんか。

○永山商工観光労働部長 カタールをターゲットとして進めていきたいということで伺っております。民間の企業に委託をして進めていきたいということでございましたが、なかなか核心部分まで行きつかないということで、その委託については、今回は打ち切られたということでございます。

ただ、町長等からは、カタールも含めて、今後も誘致活動は積極的にやっていきたいということで話を聞いております。

○蓬原委員 わかりました。

○高橋委員 いわゆるミラノ万博もあるからということで、行かれると思うんですけれども、説明されたかもしれませんが、ドイツの競技団

体、フランスも近くにあるよなと思いつつ、ドイツは何かこう窓口には何かあるんですね。

○福嶋観光推進課長 ドイツは2002年のワールドカップサッカーがありました折に、ドイツチームが宮崎で事前キャンプをしたということがございます。そのときに、ソメノさんという日本人の方が帯同しておられまして、現在、ドイツのほうにお住まいになっておられます。この方がいたことがきっかけとなりまして、この方に調査委託をいたしました。幾つかドイツ内の競技連盟回っていただきまして、本県でのキャンプについて打診をしたというところでございます。

その中で、具体的には陸上とか柔道が本県に非常に関心を示していただいたということで、ここの団体に対しては、もうトップセールスをしていってもいいんじゃないかということで、ミラノにあわせて行っていただくことにしたところでございます。

○高橋委員 よくわかりました。

2002年のときの縁もあって、脈があるということで、かなり可能性の高い事業だなと思って、今、説明を聞きました。ぜひ、成功させていただいて、2020年にドイツの競技団体、複数来ていただくように、今回に限らず、これはまた、チャレンジしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○西村委員 22ページの新規事業、県産品輸出拡大パートナーシップ構築事業について質問します。これは新規でありますけど、実際、新規でもなくて、毎回商談会的なものは、いろんな形でやっていると思いますが、これは苦言じゃないんですけど、海外に進出された企業、もしくは、この商談会に参加した企業の方々等、その後の話を聞くと、評判が余りよくないんです

ね。

というのは、商談会に労力をかけて行ったが、話は聞いてもらったけれども、現地の人たちと一、二度やりとりしたぐらいですぐに終わってしまったとか。それはもう、当然、企業の努力というのものもあるかもしれませんが、その原因の一つに、商談会的なものがありふれてて非常に飽きられていると。現地の人たちも、そこを見越して買いに来るといふか契約をしに来るので、内容についても、よっぽどなものでなければ、非常に飽きられてるということを知りました。

香港しかり、上海しかりですね、宮崎県は海外事務所をやってきたそのノウハウの蓄積というものを、しっかりと生かしていかなければいけないと思うんですが、そのことに対して、やはり現地に進出された企業の方から言うと、しょっちゅう職員さんがかわったりして、パートナー的な、相手の国の経済人の方との、そういう協力関係というのを得られてないんじゃないかという苦言も聞きました。

だから、特にこの①②③と3つの新規事業の事業内容がある中で、大規模商談会、またやるということになったら、恐らく、またやるのかと。また焼き増しをやって、労力かけて、やることには協力するけれども、やっぱり身が伴わなければ、宮崎県の産品に対しての魅力というものが、やればやるほど落ちていく可能性もあるんじゃないかなと思うんですが、このことに対して、せっかく新規事業でやる何らかの意味があると思いますので、伺いたいと思います。

**○酒匂オールみやざき営業課長** 今回の新規事業でお願いしておりますパートナーシップ構築事業に関します概要をちょっと説明させていただきます。

今回、新規事業としてお願いしましたというのは、まず、1点目でございますけれども、ターゲットとしては香港を考えております。

実際、香港につきましては、私どもの輸出先としては一番可能性のある、また実績のある地域でございますけれども、その中で、今回、これまで商談会出展時に得られました接点を皮切りに、例えば23年8月に本県に招聘をして、こちらの企業との商談会ですとか、宮崎の資料等を見ていただいたような関係を構築してきている会社がございます。

具体的には、香港の日本産食品の輸入販売やレストラン運営も携われておられる企業を想定しておりまして、この企業は香港だけではなくて、中国など8カ国に支店を持っておりまして、レストランも香港以外にもフランチャイズチェーン展開をしているような企業でございます。

この企業と、ようやく具体的な意見交換を行うまでの関係づくりができてきましたことから、4月23日に香港を訪問した際に、知事みずから県産品の取り扱いですとか、共同のプロモーションの協力依頼を行ったものでございます。

今でも具体的に先方企業の意向と、あるいは具体的な連携等の意見交換をしているところでございますが、できれば、このせっかく見つかった企業と連携協定という形で具体的なパートナーシップ構築ができればと思っております。

この企業が持っております自社のレストランですとか、卸のバイヤー等に来ていただいたり、あるいはこの企業の販売先が\*500社ほど取引先があるということでございますので、この関係の取引先にもお出でいただいたりして、本県産品を商談いただくと。このパートナーの協力をいただきながら、県産品の販路拡大を図りたい

※28ページに発言訂正あり

という事業でございます。

もう一点の、今回の事業の意味としましては、②でございますけれども、今回、物産貿易振興センターに、物を出す側の、いわゆる消費者機能を担っていただきたいという点がございます。

これまで、県内企業が輸出するに当たっての課題となりましたのが、先ほど委員のほうからございました、商談会をしてもその後のフォローアップとかが十分できないということもございます。複雑な輸出入手続ですとか決済、いわゆる商流でございますが、通常、この辺は県外の大手商社に頼むことになるんですけれども、この部分を、できれば県内の団体、物産貿易振興センターに担ってもらうことによりまして、当県企業と香港企業、双方のコストが低減されますし、利益を県内に残すことができるんじゃないかという思いで、今回お願いをしているところでございます。

物産貿易振興センターには専門のコーディネーターを置いていただき、しっかりと対応していくことで、香港への輸出の拡大を図っていきたいと思っております。

また、議員のほうから御指摘ございました、その商談会の評判が悪いという点につきましても、課題等を私どもも感じておりまして、既に予算としてとっていただいておりますけれども、輸出ビジネスサポートデスクというのを今年度から立ち上げたところでございます。

これは、商談会の出展に際しまして、商品のパンフレットを翻訳するですとか、実際、商談が終わった後のフォローアップとしまして、いろんなメール等のやりとりが出てきます。その先方の外国語に対応した翻訳をしてあげるとか、実際の納品書といいますか、通関の手続に必要な書類がございまして、そういったものの翻

訳ですとか、商品ラベルそのものの翻訳とか、私ども県がこれまでできてこなかった商業ベースでのそういったサポートまでやっていきたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○西村委員 今の説明で、非常に課題や問題点というのも整理されて、それをまた新たな市場拡大に向けて使っていくということで期待をしたいんですが、最後に、この商談会というのは、いつごろの時期を見越しているのか。例えば、マンゴーとかそういうものであったら、今ぐらいの時期がぎりぎりなのかなとか、その時期によって宮崎県の産品というのが変わってくると思うので、時期がわかれば教えてください。

○酒匂オールみやざき営業課長 まずは、パートナーシップの構築が必要でございますことから、①への取り組みが終わった後ということになりまして、早ければ私どもとしては、ぜひ冬には、現地でこういったパートナーと組んだ商談会を開催していきたいと思っております。

○西村委員 ありがとうございます。以上です。

○高橋委員 ちょっと聞き漏らしたかもしれません。②のコーディネーターですが、どういった方になるんですかね。

○酒匂オールみやざき営業課長 物産貿易振興センターにその機能を担っていただくと思っております。現状、通常は県外の大手商社等にお願いをするというところが多かったものから、その機能を今回、物産貿易振興センターに置こうかと思っております、センターのほうで、専門のコーディネーターを雇っていただくということで考えているところでございます。

○高橋委員 予算額が1,500万円余ですけれども、人件費的なものが占めるのか、どうなんでしょう。

○酒匂オールみやざき営業課長 実際のコーディネート機能を担っていただく職員の人件費としては20万円プラス共済費等々を考えておりました、8月から3月までの8カ月間での予算を計上しているところでございます。

○高橋委員 であれば、この事業の予算に占める割合は、やっぱり①③が大きいのかなということで理解します。わかりました。

○酒匂オールみやざき営業課長 申しわけございません。先ほど、私、パートナー企業の取引先500社と申しましたが、5,000社でございました。失礼しました。

○横田委員 技能五輪支援事業についてです。一昨年だったですか、左官部門とレストランサービス部門で本県から初めてチャンピオンが出たということで、大変うれしかったんですけど、今回は日本代表ということで、本県選手が国際大会に出るとということで、本当にいいことだなと、ありがたいなと思います。こういう人たちがいるということは、若い人たちにすごくいい刺激になると思うし、その職種の魅力アップにもつながってくると思うんですね。

今回は50職種、日本参加が40職種ということですが、今の技能五輪の中には人材不足が言われている職種もいっぱいありますので、ぜひぜひ、これからももっと力を入れていただいて、さらにこういう目標になるような選手というか技能者が出るように頑張っていただきたいなと思います。

質問じゃありませんけど、期待を込めて、よろしくをお願いします。

○久松労働政策課長 先ほど申し上げましたよ

うに、この技能五輪国際大会に出るのは本県から初めてというケースで、多分、この国際大会があること自体が知られていないというところだと思います。

この大会出場に向かって、若い方が技能の世界でもそういう国際大会まで出られるんだという目標として掲げていただいてということも考えまして、こういう支援を行うということにしております。

技能五輪国内大会も含めまして、周知なり選手育成には尽力をしてみたいと考えております。

○高橋委員 歳出予算説明資料の163ページ、いま一度聞きます。職業能力開発協会費補助金ですが、丸々773万円の増額補正でありますよね。説明は、何か国が負担をこう……。いま一度教えていただきたいのと、いわゆる大きな補助金が別途あると思うんですよ、773万円、今回の補正だから。もとの額をいま一度教えてください。

○久松労働政策課長 これは、6月補正でお願いしておりますけれども、実は国の単価が2月25日に示されまして、その際に、項目ごとに増減はありますけれども、全体としては引き上げということになっております。その引き上げに基づいて、今回700万円余の補正をお願いしております。

当初予算額につきましては、3,325万3,000円を計上させていただいております。

○高橋委員 何を引き上げた、いま一度教えてください。

○久松労働政策課長 項目としていろいろ分かれておりまして、管理費と事業費という区分に分かれております。

管理費は、中身的には人件費と一般管理費なんですけど、当初予算でいきますと1,820万円とい

う額が補正予算で260万円プラスで、結果的に2,080万円、それから、事業費が当初予算で1,002万円という額だったのが1,515万円ということで513万円の増額とされましたので、合わせて773万円というような額になっております。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 まだ、議案についての質問等がありますか。では、一応、ここで休憩しまして、1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

正午休憩

---

午後1時0分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案についての質疑等はありませんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 午前中の答弁で一部訂正をさせていただきたい点がございます。

ピーチの就航の時間なんですけれども、朝と夜とお伝えしましたが、関西空港を18時25分に出発しまして、宮崎空港に19時30分着、宮崎空港を20時に飛び立ちまして、関西空港に21時5分着ということで、その日の夜に往復する便でございまして。大変申しわけございません。訂正させていただきます。

○二見委員長 以上、訂正でした。

質疑はございませんか。

○蓬原委員 せっかく観光振興計画ができてますから、全然中身に触れないのも失礼かなと思いますので。

パブリックコメントは終わってるようです。一般的に、総合計画でもそうだったけれども、パブリックコメントが非常に少ないんじゃないかという指摘が、この前本会議でもありましたが、この観光振興計画についてのパブリックコ

メントの状況、内容はどんなものでしょうか。

○福嶋観光推進課長 パブリックコメントは、ことしの3月から4月にかけて、ほぼ1カ月にわたって実施をいたしました。1件の御意見がございまして、その内容としましては、シーガイアの周辺施設は非常にすばらしいと、そのあたりを生かして——これはスポーツランドの推進に関連してでございますが——プロや日本代表のみならず、社会人とか学生の合宿誘致をもっと進めてほしいという御意見でございました。

○蓬原委員 1件ですか。例えば、過去に、こういう観光振興計画をつくる時のパブリックコメントというのは、もうちょっと多かったんじゃないでしょうかね、どうなんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 前回の観光推進計画に当たる計画は10年前にさかのぼります。当時は、パブリックコメントがなかったのではないかと考えております。

○蓬原委員 たしか安藤知事のころからパブリックコメントというのがはやって、我々はどうなんだという議論をしてきたことがありますけれども、たった1件というのはどうなんでしょうかね。

たった1件であれば、決定するためのプロセスの一つのやり方として通過してるだけで、余り意味がないんじゃないかなという気がするんですけれども。より多く県民の皆さん方の声を反映するという意思があるのであれば、逆に言うと、パブリックコメントの求め方にも問題があるんじゃないかなという気がするんですが、この場合は、どうやって県民の皆さん方にパブリックコメントを求められたんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 今回のパブリックコメントの求め方なんですけれども、まず県政けいじばんへの掲示、それからラジオでの呼びかけ、

それとホームページでの情報提供を行っております。それが十分だったかどうかと言われますと、何とも言えないところではあるんですが、周知には努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原委員** ホームページはインターネット使う人じゃないとなかなか……。やっぱり年代的に限られているものがあるのかなと。ラジオといってもなかなか今、ラジオ聞きませんね。車に乗っている間は聞きますけど、なかなか聞かない。県の広報があるじゃないですか、各戸配付ですよ。広報で、前もってこういうことについてパブコメを求めますみたいなお知らせとか、やるとまた違ってくるんじゃないかと思うんですけれども。

いずれにしても、今、3つおっしゃいましたが、その3つではちょっとどうなんだろうと。やること自体が余り意味がないんじゃないかなと感じるんですが、その辺どうですかね。もうちょっとやり方をお考えになったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

**○福嶋観光推進課長** 私としまして、この1件というのは本当に少ないなと残念に思ったところです。

周知の仕方については、今後、いろんな年齢層等を考えながら、もっと幅広く行えるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

**○蓬原委員** 今度、投票年齢が18歳まで引き下げられるんですよ。そうやって政治の関心も言われるわけですけど、例えば、このパブコメの場合は小学生、中学生、高校生でもいいんですか。

**○福嶋観光推進課長** 一応、特段の制限はなかったように思いますが、ちょっと調べて、また正確なところはお伝えしたいと思います。

**○蓬原委員** 突発的な質問でしたから、いや、もういいです。だから、やっぱり、この観光振興計画にかかわらず、総務部との兼ね合いもあるのかもしれませんが、このパブリックコメントというものは何のためにやって、どういう位置づけで、やるとすればどういうやり方がいいのかということ、横断的に一回御検討になったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。今、行革も言われる中で、1件しか入ってこないものを、わざわざ時間かけて、単なる通過儀礼でしかないものをして意味があるのかなという気がするんで、ぜひ、部長、御検討をお願いいたします。

**○永山商工観光労働部長** この観光振興計画もそうなんですけれども、さまざまな計画等について、かなり丁寧に、今回の場合で言うと観光審議会、関係団体との意見交換、市町村との意見交換等、いずれに比べるとかなり丁寧に意見交換をしながら進めてきているというのは事実だと思っています。

ただ、一般県民の方から現場に近いところの意見をとるためのパブリックコメントですから、やはり委員から御指摘があったように、多様な意見があることが正しいと思います。せっかくやるわけですから、たくさんもらうことが正しいと思いますので、どうやったらそれを収集できるのかということについては、御指摘のとおり、関係部とも相談をしてみたいと思います。

**○蓬原委員** もう一つ、言い方変えれば、文句のつけようがなかったということもあるんでしょうけれども、ぜひ御検討をお願い申し上げたいと思います。

**○横田委員** 関連で、25ページの平成30年度の目標値が書いてありますが、入り込み客数の1,590万人というのは、積み上げの根拠がある

んでしょうか。

○福嶋観光推進課長 これは、県内については、今後、人口減少が出てくるであろうという見込みでありますとか、1人当たりの旅行回数を伸ばすというようなことを勘案しまして、伸び率としては4.7%の伸びを見込んだということでございます。

ただ、県内と県外を分けて考えたときに、県内は2.6%、県外は、外国人も含めてなんですけれども、4.3%と、県外からのお客さんをたくさん呼び込もうというところで目標を掲げたところでございます。

○横田委員 深い意味はなかったんですけど、下が40万人、400万人、1,800億円と切りがいいもんだから、あと10万人頑張って1,600万人にしたほうがいいんじゃないかと思ったものですか。大したことじゃなくて済みません。

○西村委員 関連で、本県観光の現状というところを読んでこのとおりだと思うし、課題ないし今後の展開も、本当そのとおりだと思うんですけど、毎回、私、この観光関係で言いたいのが、どこが主体でやるかということで、宿泊客に対するホスピタリティっていうのは、幾ら周りが頑張ったところで、旅館ないしホテルが社員教育から、もしくは設備を常に新しいものに変えていくとか、清潔さを保つとか、そういうものは、やらなければどうしようもないことですよね。ちゃんと行政側も、「あんたたちも、ここ、ちゃんとしなさいよ」っていうのを、やっぱり責任を負う、県もそれに対して観光振興予算というものを組んで、観光客を呼び込む努力をしているわけですから、やはり一方では、そういう観光に携わる業者の方々に対してもきちっと指導をしていくということと、毎年毎年、ブームが来たり、その時流に乗ってうまく当た

ればどかつと来る、テレビなんかで取り上げられたらどかつと来るということもあると思います。だから、5年スパンとかで考えると、その中に一回山があつて、谷があつたりとか、そういうことも当然あり得ると思いますし、今は特に飽きたり、はやったりする展開が早いものですから、そういうブームを、一方で作らなきゃいけないし、ブームで来た人をつなぎとめておかないといけない。やっぱり本県もいつかはブームがあつたわけですから、それをしっかりとつなぎとめていかなければならないと思います。

一番最初に言ったとおり、現状があつて、課題がわかっているところを、誰がそこをやるのかと。どうしても宮崎のほうは宿泊施設が多いから宮崎市に一極集中してくると。夜の宿泊はそれでもいいけど、昼間は我が市に来てください、町に来てくださいというのと、うまくリンクをしていくときに、やっぱり市町村の観光協会であつたりとか、行政であつたりとか、そういうものと、行政関係者は密に連絡を取り合っているかもしれないですけど、それが、じゃあ、その町の観光関連産業の方々との連携がとれているのかどうかというのが、やっぱりトップの人たちはわかっているけど、実際には、末端に対してもしっかりとおりていないんじゃないかなと。

私も地元の観光関係の会議に出ると、すぐに「行政は何もしゃらん、宮崎ばかりに客とられて」、そういう悪口ばかりというか、他人が悪い、他人が悪いという話がよく聞くんですよ。それじゃ、もういつまでたっても県全体の観光というのは、僕はよくなると思いますんで、しっかりと責任と、誰が実行するのかの所在というものはっきり書き記した方向性というのを僕は出していただきたいなと思ってま

す。

○福嶋観光推進課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。

観光審議会で議論する中で、やはり同様の御意見がありました。それぞれ事業者とか、みんなが役割分担を意識してやらないと、前に進まないんじゃないかということで、役割分担をこの計画からは載せたところです。

こちらの計画本体をごらんいただきたいんですけども、29ページをお開きいただきたいと思います。

この29ページに各施策で想定される推進主体というのが掲げられております。それぞれの項目に対して、県、市町村、観光関係団体、観光事業者、県民という形で推進主体を分けまして、二重丸と一重丸でお示しをしたところです。

これは主体となるということですので、丸がないから関係しないということではないんですけども、二重丸のところはより主体的に、一重丸のところも当事者意識を持ってということを進めていこうということにしております。

それと、ブームの山、谷があるというお話も最もでございます。今、外国人が非常にふえておりますけれども、円安がいつまで続くかというのわからない、いろんな波があろうと思いますが、やはり基本的には、何度も訪れたいくなる観光地づくりというところで、しっかり観光地の磨き上げをやっておけば、いずれ国内客も国外客もリピーターとして来ていただけるんじゃないかと、その基礎のところはしっかりやっていきたいと考えております。

それと、各市町村だけでなく事業者を巻き込むということにつきましては、先ほど御説明いたしましたプロジェクトチームの中で、事業者も含め市町村あるいは観光関係の団体、こう

いった方々も一緒に戦略をつくっていくという体制をとっていきたいと考えております。

○西村委員 ありがとうございます。

○高橋委員 観光振興計画(案)の概要の件で、また聞きますが、これはもう最終ですよ。

先ほどの横田委員の質疑にも関連するんですけど、数値目標、私もえらいこれ低目だよなど思いながら見てたんですよ。何ていうんですか、宮崎県は、環境はよくなりつつありますよね。高速道がつながったじゃないですか。別府は、別府だけで年間700万人ですよ。これを考えると宮崎は、宮崎県全体で1,500万人、ある意味では、その別府の客を呼び込めるチャンスですよ。だから、結果が1,590万人を超えてよかったということであればいいんですけども、目標はもうちょっと高めでよかったんじゃないかっていう気もして。チャンスを生かす、先ほどもありましたよね、宮崎のよさ、大自然だったり、食とか、それと大分にはない神話があるじゃないですか。そういったところもいろいろ知恵を出していけば、別府の700万人を取り込めると思います。

○福嶋観光推進課長 この数値目標に関しまして、外国人については、国が3倍の伸びというところを、本県は4倍の伸びと、それはクルーズ船の来航とかが非常に明確になってきたということもあるんですけども、全体的に、この目標というのは高めに掲げているというつもりでおります。

観光消費額につきましても、当初は、もうちょっと低い額で上げていたんですけども、もっと前向きにというか、外国人観光客とかをもっと取り込むと、直行便もできたシクルーズ船も来るということで引き上げて、1,650億円だったものを1,800億円と、答申後に修正をさせ

ていただいたということでございます。

○高橋委員 はい、よくわかりました。

あくまでも目標だから、これを物すごく上回れば、それにこしたことはないわけですから。よろしく願います。ありがとうございます。

○野崎委員 観光客を中心にいろいろ展開されているようにあるんですけど、僕はMICEが非常に効果的だと思ってまして、国際的機関とか団体、企業をこの宮崎に誘致して、ビジネストラベルですから、そこには会議があって、飲食もあって、観光もあるという消費の視野が広がるということで、具体的に今までどういう取り組みをされてたのかと、どういう機関とか団体とか、学会とか来ていらっしゃるのか、わかれば教えてもらいたいんですが。

○福嶋観光推進課長 MICEの実績につきましては、先ほど見ていただいた観光振興計画の中にも一部実績を掲載させておりまして、ページでいきますと14ページの左下になります。

一応、過去の推移を見ていただきますと、平成22年が突出しているんですけども、これは高文祭があった関係で突出をしております。その前の年の21年はリーマンショックの影響で少なかったというようなことございまして、また、ここ近年は伸びてきているという状況でございます。

ただ、件数的には伸びているんですが、大型MICEというのが、なかなかこれから見込めていないということで、なるべく大きなものをつりにいきたいとは考えているところでございます。

○野崎委員 今、宮崎県にある施設を有効に使って、MICEを誘致すればいいので、新しいものをつくったりとか、予算的に、財政的にそんなに使わなくても、皆様の御努力で誘致され

ば、経済効果にもマッチすると思いますので、さらなる御努力をお願いしたいと思います。以上です。

○二見委員長 ほかに関連質問はありませんか。ほかの項目についての質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○日下商工政策課長 平成27年度6月定例県議会提出報告書でございます商工観光労働部の平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の27ページをお開きください。

こちらは、平成27年の2月の定例県議会におきまして御承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定いたしましたので、今回御報告を行うものでございます。

一番上にございます「県内津々浦々で消費を呼び起こす～域内消費喚起等支援事業」など、そのほとんどが国の地方創生交付金を活用した事業でございまして、28ページの一番下の欄の記載にございますとおり、計22件の事業につきまして、中ほどの翌年度繰越額の欄にございますとおり、19億4,493万4,000円が繰越額となったところでございます。

繰越明許費の説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○日下商工政策課長 常任委員会資料の29ページをお開きいただければと思います。

県内経済の概況等につきまして、御説明させ

ていただきます。

まず、1の表でございますが、こちらは3つの機関の経済概況報告を記載をさせていただいております。左から日銀宮崎事務所、真ん中が財務省宮崎財務事務所、この2つが本県経済に関するもの、一番右が内閣府の月例経済報告で、全国の状況でございます。また、矢印は、前回との比較で、改善か、悪化か、横ばいかを示しているものでございます。

こちらを見ていただきますと、本県では、昨年以降、持ち直しの動きが続いており、直近の判断でも、日銀は「基調としては持ち直しの動きが続いている」、財務事務所もおおむね同様の分析となっております。

次に、30ページをごらんください。

ここからは、主要指標について御説明させていただきます。

まず、2の(1)個人消費の大型小売店の販売額でございますが、全店ベースで見ますと、3月は、消費税増税前の駆け込み需要があった昨年同期比で14.4%減少いたしました。逆に、4月は前年同期比11.5%増と、反動減のありました昨年と比べて大きく増加が見られました。

なお、大変恐縮でございますが、グラフのほう、27年に入ってからの折れ線の前年同期比グラフがございませぬけれども、左の表の数字と合致をしておりますが、グラフのほうが間違いでございます。申しわけございません。

続きまして、(2)の乗用車販売台数でございます。

昨年4月の、こちら、やはり消費税増税前の駆け込み需要がありました昨年同期比で減少が続きました。また、本年4月には軽自動車税の増税もございまして、4月は15.2%減、5月は14.4%減ということになりました。4月から

5月にかけては若干増加をしております、今後は徐々に持ち直すのではないかと推測されま

す。続きまして、31ページをお開きいただければと思います。

観光分野でございます。

宮崎市内の主要ホテル、旅館の宿泊者数でございますが、3月、4月と昨年同期比で減少いたしましたものの、5月は回復して、昨年同期を上回っているところでございます。こちらは、ゴールデンウィークの日並びがよかったことなどにより国内客の入り込みが好調なことや、香港線の就航等により外国人観光客も増加傾向にあることなどによると考えられます。

続きまして、(4)の製造業でございます。

鉱工業生産指数は、おおむね100を上回って推移しておりますが、1月以降、2カ月連続して若干低下をしております。こちらは、2月には化学や電子部品・デバイスが、3月には食料品等を中心に低下したということによるものですが、情報関連機器や繊維で緩やかな回復が続いておりまして、全体としては持ち直しつつあるという状況でございます。

続きまして、32ページをお開きください。

(5)の雇用情勢でございます。

アにございます有効求人倍率、こちらは順調に上昇してきておりまして、本年4月は0.99倍となっております。

また、イでございますが、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するために、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。

表の上の欄、求人数につきましては、1月から3月期の実績並びに4月から6月期の予想ともに増加傾向を示しております。

一方、下の欄、求職者数につきましては、今後、やや減少することが見込まれております。

このように、データ、各事業者からの意見からも見てとれますが、雇用情勢に関しましては、介護、建設関係などの分野を中心に、人手不足感が高まりつつある状況だと考えております。

引き続きまして、33ページをお開きいただければと思います。

平成26年度における中小企業振興の取り組み状況についてでございます。

本県では、25年4月に宮崎県中小企業振興条例を施行いたしまして、8つの基本方針に基づき、中小企業の振興に取り組んでいるところでございます。

条例の概要は記載のとおりでございますが、本県企業の大部分を占めます中小企業の重要性を十分に認識いたしまして、中小企業者や県を初め、関係団体、金融機関、市町村等がそれぞれの役割を果たしながら、人材育成や経営基盤の強化など基本方針に基づく取り組みを推進して、中小企業の振興を図ることといたしております。

34ページをお開きください。

昨年度の主な取り組み状況につきまして、基本方針の項目ごとにまとめたものでございます。

まず、1の人材の育成及び確保でございますが、若手経営者や産業界を担う産業人材の育成、若年者の就労支援に取り組みました。

具体的には、地域のリーダーとなる若手経営者を創出するため、経営者養成塾を計7回開催して、延べ264人に参加いただいたほか、県内のすぐれた中小企業2社に中小企業大賞を授与いたしました。また、ヤングJOBサポートみやざきを活用した若年層の就職支援を行い、5,000人を超える方に御利用いただいたところでござ

います。

続きまして、35ページでございますが、2の経営基盤の強化でございます。

みやざき経営アシスト、中小企業再生支援協議会など、県、金融機関、商工団体等が連携した再生支援等に取り組みましたほか、産業振興機構に設置いたしました宮崎県よろず支援拠点や、県内14カ所に設置した経営支援チームによる中小企業・小規模事業者への経営支援は、多くの企業に利用いただいたところでございます。

続いて、3の資金供給の円滑化でございますが、県の融資制度の実施、保証料負担の軽減などによりまして、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ったところでございます。

続きまして、右の36ページの4でございます。

創業及び新たな事業の分野への進出の促進でございます。

こちらにおきましては、ベンチャー企業等、延べ10社に対しまして、低料金でオフィス提供を行いましたほか、専門のコーディネーターを配置した、みやざきスタートアップセンターにおきまして、創業セミナー・ビジネスプランコンテストの開催や、商品のブラッシュアップから販路開拓までの一貫支援等を実施したところでございます。

続きまして、下の5の技術開発及び新製品・新サービスの開発の促進でございますが、こちらにおきましては、経営革新計画の認定を受けた中小企業への開発経費等の支援や、産学官研究開発グループによる新技術や新製品開発につながる共同研究開発への支援を行ったところでございます。

続きまして、6の地域の農林水産物を初めとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進につきましては、チャレンジショップにお

いて、延べ53社の県内食品加工企業が開発した商品につきましての市場評価を収集いたしましたり、また、みやざき農商工連携応援ファンド等による開発製品の求評会を開催いたしましたして、売れる商品開発を支援いたしましたほか、観光面では、地域の観光資源を活用した旅行商品企画を募集いたしましたして、県内外からの観光客の周遊を促進したところでございます。

下の7の販路拡大及び取引拡大でございますが、こちらにつきましては、新宿みやざき館KONNEに県産品の販路開拓専門のコーディネーターを配置いたしましたして、首都圏のバイヤー等へ売り込みを図ったことにより、県内企業44社の94商材が成約に結びついたところでございます。

また、福岡県の豊前市に、新たに県内自動車関連企業向けの拠点施設を設置いたしましたして、あわせてアドバイザーを配置して、取引先開拓等を支援いたしましたところでございます。

最後に、8の国際的視点に立った事業展開の促進につきましては、「みやざき東アジア経済交流戦略」に基づいて、香港・台湾等の国際見本市への出展支援など、重点対象国ごとに官民一体となった取り組みを行いましたほか、工業会に海外展開コーディネーターを配置し、ものづくり企業の海外販路開拓支援も行ったところでございます。

詳細内容につきましては、後ろにございます常任委員会資料別紙に取りまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

今後も、中小企業者等との意見交換などを積極的に実施しながら現場ニーズをしっかりと把握して、実効性のある施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、39ページをお開きいただ

ればと思います。

宮崎産業振興戦略の策定についてでございます。

まず、1の策定の理由について御説明させていただきますが、本県経済の厳しい現状を踏まえまして、付加価値の向上や良質な雇用の確保に向けた各種施策を戦略的に実施することを目的として、今回新たに策定をしようというものでございます。

2の推進期間でございますが、平成28年度から30年度までの3年間を考慮しております。ただし、経済状況の変化を踏まえて、必要に応じて、期間途中においても見直しを行うことといたしたいと考えているものでございます。

この戦略につきまして、策定の背景でございます。本県経済の現状につきまして、3をごらんいただければと思います。

本県の平均賃金は、月額で24万6,000円ということで、全国では46位と大変低くなっているところでございます。

これは、(2)(3)(4)にございますように、1人当たりの県民所得、それから本県の付加価値額、さらには労働生産性が、いずれも全国に比べまして大変小さいことが一因となっていると考えております。さらに、(5)にもございますが、県際収支が大きくマイナスになっていることも要因の一つではないかと考えているところでございます。

このような現状を踏まえますと、4にございますとおり、高付加価値の製品を県外に多く移出することなどによりまして、本県産業全体の付加価値を向上させて、ひいては賃金の上昇、良質な雇用の確保につなげていくことが、本県経済にとっての大きな課題でございます。

したがって、今回策定するみやざき産業

振興戦略におきましては、下の5にございます、大きく分けて3つの視点を掲げまして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

まず、1つ目ですが、(1)の企業による経済活動の活性化ということでございます。

具体的には、①にございますように、外貨を稼ぐ中核的企業への集中的支援や、これに関連する中小企業、小規模事業者との取引拡大に向けた支援によりまして、その育成を図ることで、地域内の経済循環をしっかりと起こしてまいりたいと考えてます。

また、②にございますとおり、県内企業相互の連携強化や人材育成、産学金官による支援や事業承継・創業支援によりまして、中小企業や小規模事業者全体の競争力、経営力強化を図っていきたくて考えております。

特に、③にございますが、本県産業の中でも高い割合を占めます商業、サービス業につきまして、商店街の活性化や観光産業の再生によりまして、しっかりと振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(2)の本県の特性や強みを生かした成長産業の育成につきましては、外貨を稼ぐ成長産業といたしまして、現在取り組んでおりますフードビジネスや医療機器産業の振興のほか、IT産業など新たな産業を見出して育成してまいりたいと考えております。

そして、これらに共通いたします視点として、(3)でございますが、産業振興の中核となる産業人財や、企業の強みに応じた戦略・対策を提案して、サポートできる外部のコーディネーター人財といった人財の育成を図ってまいります。

最後に、6のスケジュール案でございますが、今後、市町村、経済団体、学識経験者等との意見交換を進めまして、中間素案を策定いたしま

す。11月議会におきまして、この中間素案を報告申し上げた後、さらに意見交換を進めて最終案を策定いたします。

最終的には、2月議会におきまして、最終案を御報告させていただければと考えております。

商工政策課からは以上でございます。

**○日高企業立地課長** 続きまして、企業立地課でございます。

常任委員会資料の42ページをお願いいたします。

立地企業の雇用実績についてでございます。

例年、過去5年間の立地企業について報告をさせていただいております。4月1日現在の雇用実績について、今年度取りまとめた状況を御報告いたします。

まず、1の調査の概要であります。

この調査は、平成22年度から26年度の5年間に、本県に立地した企業に対し、本年4月1日現在の雇用状況を記入いただくアンケート用紙を郵送いたしまして、その回答をいただいた上で、電話による聞き取り確認を行うなどをして取りまとめたものであります。

2の調査の結果でありますけれども、対象となったこの5年間の立地件数は167件であります。これらの企業からは、立地計画を認定する際に、立地後の、例えば3年間とか5年後とかで、最終的に何人を雇用する予定なのかなどについての事業計画を申請していただいておりますが、その最終目的となる雇用者数を最終雇用予定者数として、立地認定時には公表いたしております。

今回の対象となった167社の最終雇用予定者数の合計は6,549人でありました。これに対し、立地認定後の現雇用者数は、167社のうち操業を開始している153社の合計でありますけれども

も、5,346人となっております。最終雇用予定者数の81.6%が達成されているというような状況になっております。

3には、年度ごとの一覧表を掲げておりますけれども、直近の年度に近いほど、最終雇用予定者数に対して現雇用者数が少なくなっておりますけれども、これは、未操業の企業や事業計画の最終年に達していない企業が多くなるためでありまして、こうした要素を勘案すれば、おおむね順調に雇用も進んでいるものと考えております。

当課といたしましては、今後とも定期的に立地企業を訪問し、フォローアップ活動をきめ細やかに行いながら、立地企業の雇用が順調に進むようにサポートに努めてまいりたいと考えております。

企業立地課からは以上でございます。

**○福嶋観光推進課長** 資料の43ページをお開きください。

県営国民宿舎等の次期指定管理者の指定について御説明いたします。

指定管理者制度につきましては、平成18年度から導入しており、当課では、えびの高原荘と高千穂荘が対象であります。本日は、平成28年度からの第3期指定管理者を募集することになりましたので、募集方針等について御説明をさせていただきます。

初めに、1の現在の管理運営状況、県営国民宿舎えびの高原荘と県営えびの高原スポーツレクリエーション施設について御説明いたします。

(1)のとおり、現在は、宮交ショッピングアンドレストラン株式会社が、本年度末までの5年間、指定管理者として管理運営を行っております。

(2)の施設利用状況ですが、宿泊者数をこ

らんください。新燃岳の影響を受けた平成23年度以降、回復傾向でしたが、26年度は硫黄山の噴火警報の影響を受けて、再び減少をしております。

(3)の施設収支状況であります。一番下の収支差額をごらんいただくと、24年度と25年度は黒字を計上しましたが、23年度と26年度は、火山の影響による利用者数の減少から赤字を計上しております。

(4)の利便性やサービスの向上等に関する取り組み、(5)の評価については、後ほどごらんいただければと思います。

次のページをごらんください。

2の県営国民宿舎高千穂荘についてであります。

(1)のとおり、現在は神楽酒造株式会社が5年間、指定管理者として管理運営を行っております。

(2)の施設利用状況ですが、利用者数は、近年、回復傾向にあるところです。

(3)の施設収支状況については、一番下の収支差額をごらんいただくと、利用者数の増加などにより、赤字幅は年々少なくなっていますが、4年連続で赤字を計上しております。

次に、3の第3期の募集方針についてであります。

まず、(1)の業務の範囲は、施設の利用に関する業務など、第1期及び第2期と同様の内容であります。

45ページをお開きください。

(2)の指定管理期間であります。両施設とも平成28年4月から平成33年3月までの5年間としております。

次に、(3)の納付金額であります。

県営国民宿舎等は、宿泊等売り上げを指定管

理者みずからの収入とすることができる利用料金制を採用し、指定管理者のインセンティブを高めるとともに、利用料金の一部を県の起債償還財源の一部に充てるため、指定管理者が県へ毎年一定額の納付金を納めていただくこととしております。

そこで、①の基本納付金年額ですが、えびの高原施設は、前期とほぼ同額の1,430万円としております。高千穂荘は、4年連続の収支赤字を考慮し、前期の5,000万円から減額し、3,530万円といたします。

また、②の追加納付金ですが、両施設とも2,000万円を超える利益が出た場合には、当該超過額の2分の1を県に納付していただくこととしております。

次に、(4)の募集概要についてであります。募集期間は平成27年7月8日から9月7日までの2カ月間、(5)に記載の資格要件等に基づき募集する予定です。

次に、(6)の選定についてであります。①の名簿のとおり、経営の専門家や地元市町村代表など5名の外部委員による選定委員会を設置し、②のとおり、1次審査及び2次審査を行いまして、指定管理候補者を選定する予定です。

選定基準や審査項目・配点は、(7)及び、次のページの(8)に記載のとおりであります。

最後に、4の今後のスケジュールであります。去る6月5日に第1回の選定委員会を開催しまして、ただいまの募集要領などについて審議決定したところであります。今後、7月8日から9月7日までの募集を行い、10月中旬に第2回の選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定し、11月定例県議会に議案として提出させていただき予定であります。平成28年4月からは、第3期の指定管理者による管理を開始した

いと考えております。

説明は以上であります。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 私からは、記紀編さん1300年記念事業の今年度の主な取り組みについて御報告いたします。

委員会資料の47ページをごらんください。

まず、基本的な考え方であります。1の表をごらんください。

記紀編さん記念事業につきましては、表の右端にありますように、日本書紀編さんから1300年となる2020年までの期間を3つの段階に分け、フェーズ1についてはふるさと宮崎の再認識、フェーズ2については磨き上げ、フェーズ3は地域ブランドの定着などといったようなテーマで取り組んでいくこととしております。

2のフェーズ1の実績であります。

平成24年度から26年度の3年間は、「神話のふるさとみやざき」の認知度の向上に力点を置いた取り組みを進めてまいりました。

下に表を掲げております。神話ゆかりの地の観光客数の変化でございます。26年度の数字が、まだ固まっておりませんので、25年度を掲げております。これまでの取り組みの中で、いろいろな要素はあったと思うんですけれども、それぞれ伸びてきている状況がございます。

3のフェーズ2の取り組みであります。

今年度からフェーズ2に入るわけですが、オリンピック開会式での天岩戸開き神話の再現、それから世界遺産など、新たなテーマにも取り組みながら、県民の理解促進、あるいは県外での認知度向上を図りますとともに、これまで十分に対応できていなかったような県外誘客とか、地域づくり、そういった視点にも力を入れてまいりたいと考えております。

48ページをごらんください。

そのような考え方のもとでの、今年度の県内での取り組みでございます。

1の神話のふるさと県民大学につきましては、受講者層の拡大を図ってまいりたいと考えておりました、(1)のリレー講座につきましては、県内の3大学と連携いたしまして、昨年度、2回実施のところを7回にふやしたいと考えております。

それから、(4)ですが、記紀みらい塾、小中高校における出前授業ですけれども、これについても実施校数をふやしたいと考えております。

2の神話めぐりバスツアーにつきましては、昨年度5コースを実施しております。しかしながら、道路運送法の改正によりまして、運行経費が値上がりいたしましたことから、今年度は3コース程度の実施となる見込みでございます。

また、この事業につきましては、財源として口蹄疫の復興ファンドを使っておりまして、来年度以降の財源が確保できていないという状況がございます。

したがって、今年度の事業を進める中で、民間主体の運行の可能性についても検討を進めてまいりたいと考えております。

3の神楽シンポジウムの開催であります。

東京オリンピックでの岩戸開き神話の採用、あるいは世界遺産などに取り組んでいくということでございますので、まずは県民の皆様には本県の神楽の魅力を知ってもらい、体感していただきたいということでシンポジウムを開催したいと考えております。

49ページをお開きください。

県外での取り組みであります。

1の首都圏等大学との連携による講座でございます。

連続講座を活用しまして、新たな情報発信等にも取り組んでまいりたいと考えておりました、(1)の明治大学のオープン講座、それから(4)の国学院大学では、宮崎の神楽をテーマにいたしまして、神楽の講演も含めたシンポジウムのような形で実施をしたいと考えております。

(5)の大阪大谷大学であります。新たに関西地区での取り組みとなりますけれども、本県の古墳あるいは古墳文化を取り上げてまいりたいと考えております。

このほか、2の九州国立博物館における神楽の展示、公演、それから、3の県外での広報、PRと、こういったものに取り組みますとともに、4の県外での集中プロモーションでは、ポツの2番目ですけれども、女性雑誌「オズマガジン」と連携をしました女性にターゲットを置いたプロモーションをやりますとか、それから、ポツの3番目ですが、旅行券事業を活用いたしまして、インターネットでの宿泊予約サイトを活用したプロモーションの展開も図ってまいりたいと、こういう形で誘客にも取り組んでまいりたいと考えております。

今年度の主な取り組みは以上でございますけれども、このほか別冊で26年度の取り組みをまとめた冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私からは以上でございます。

**○酒匂オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課からは、1点、御報告をさせていただきます。

常任委員会資料の50ページをごらんください。

「みやざきグローバル戦略」の策定についてであります。

まず、1の策定の理由であります。

海外との経済交流の拡大に向けまして、これ

まで、みやぎ東アジア経済交流戦略に基づき取り組みを推進した結果、農水産物の輸出額や外国人宿泊者数が大幅に増加するとともに、香港線の就航など基盤整備も着実に進んできております。

その結果、表に掲げてありますとおり、輸出に取り組む中小企業数、中ほどに現況値85社と書いておりますけれども、右側の目標値80社を上回っております。そのほか4項目全てにわたって目標を達成するなど、着実に成果が上がっているものと考えております。

このような中、近年、諸外国における輸入規制の緩和を初め、経済交流を進める上での環境変化が見られることから、今後、東アジア市場に軸足を置きながら、世界市場にも視野を広げ、さらなる交流拡大を図るため、現戦略を発展的に継承する「みやぎグローバル戦略」を策定するものでございます。

次に、2の戦略の概要等でございますが、(1)の推進期間につきましては、来年度から平成32年度までの5年間としております。

次に、(2)の策定の視点ですが、1つ目は、現戦略の柱である県産品の輸出促進や観光交流の推進などに加えまして、海外進出企業への支援や対日投資の誘致等に係る施策についても戦略に盛り込みまして、県内企業の競争力強化や産業集積の面等からの取り組みも進めることとしております。

2つ目は、戦略的かつ効果的な施策推進のため、各分野ごとにターゲットエリアを見きわめ、エリアごとに取り組みの方向性や具体的な施策を構築してまいりたいと考えております。

最後に、3の策定スケジュールでございますけれども、適宜、県議会や関係団体等の皆様からも御意見をいただきながら、今年度末2月を

めどに策定を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○横田委員 記紀編さんについてお尋ねします。神楽の公演等を結構計画されているようですが、ちょっと前に神社庁の人たちとお話をする機会があったんですけど、神社庁としては、よそに神楽を持って行って、見せ物的な神楽は、本当は余りしたくないと。できれば、神社に足を運んでもらって、その場で見てもらいたいという考えを持ってらっしゃるんですけど、こういういろんな場所に行ってもらうことに対しての、神社側の反応とか、それはどんなふうに感じておられますか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 神楽について、世界遺産とか狙っていきたい、それからオリンピックも狙っていきたいということがありますので、どうしても県外での発信ということが必要になってまいります。

そういう動きをしたいということで、昨年度から神社庁のほうには御相談を申し上げまして、こういった一連の計画をする中で、宮司さんとかにも検討委員に入っていて進めておりますので、そういった点での御理解はいただいていると思っております。

最終的には、やはり県外から県内に来ていただきたいということがありますので、そういったところも含めて、今後取り組んでまいりたいと思っております。

○横田委員 神社庁なんかの考えもよく理解できるんですけど、やっぱりそちらのほうにも理解と協力いただいて、少しでも県外に発信できるように頑張りたいと思います。

○**蓬原委員** 42ページ、立地企業の雇用実績について、167社ということで、知事の公約も達成されているということですが、県内企業の増設と丸々県外から誘致してきた企業、その内訳をこの5年間について教えてください。

○**日高企業立地課長** この5年間、22年度から26年度までということですが、167件のうち県外からの新規立地は45件です。そのほかで申しますと、県外から既に立地している企業が、県内で増設を図ったものが36件、それから純然たる地場企業、宮崎生まれの企業は86件、それで合計167件となっております。

○**蓬原委員** ということは、長いスパンで見ると、約半分が純粋地場で、あとの半分が、いわゆる県外資本による誘致だったということですよ。

○**日高企業立地課長** 現状、そのような区分になっておることです。

○**蓬原委員** そして、その過去に、これは過去5年ですから、この中で誘致・立地して閉鎖したところはないんでしょうが、過去にさかのぼっていくと、かなりな数になるはずなんですけれども。そういう県外から入ってきたものに関して——企業というのは、この栄枯盛衰があるわけですけど——倒産閉鎖、あるいは引き揚げた、そういうものというのは、細かい数字は要りませんが、大体概略的にどういう傾向にありますでしょうか。

○**日高企業立地課長** 企業誘致の取り組みそのものは昭和30年代から行っております。

古くから立地してきたものも含めると、この5年間で15社が撤退をいたしております。撤退をしたうちの地場ですけども……。ちょっと手元に数字を取りまとめたものがないので、チェックをした上でまた、後ほどお答えし

たいと思います。

○**蓬原委員** その撤退というのは引き揚げたという意味なのか、それとも、会社そのものを閉鎖、いわゆる倒産したのか、その辺のところは、この15社の中の内訳ってわかりますか。

○**日高企業立地課長** いわゆる閉鎖というのが15社のうち14社です。それは、本社は生きているけれども、この宮崎の事業所を畳んだというようなもので14であります。そういうものも含めてということになります。

1社につきましては、操業開始前に経営が傾いて断念というものがございました。

○**蓬原委員** ちょっと質問の内容が変わりますが、ここに最終雇用予定者数というのがありますよね。これは目標数でしょうから、当然、最初、こちらに進出されるときには、希望的、いわゆる主催者発表的ないい数字が出ると思うんですよ。

それで、ここで現雇用者数という実績を書きいただいているということは非常にいい傾向だと思んですが、立地企業として認定するときに、当然、認定の基準みたいなものがあるわけですよ。最終的に何年以内に何人という数字が出るんですけども、これが達成されない場合、さっきは81.6%ということでしたが、それは、ある基準に達してない場合は、立地企業の認定、いわゆる優遇制度はなくなるとか、そういうことがあるんですか。

○**日高企業立地課長** 実際に、そういった例というのは、ほとんどないものと思っておりますが、基本的には、立地認定後5年以内に操業してもらって、例えば製造業ですと、5年以上の雇用を見込めれば、そこで認定をいたします。

例えば、それが5人に上らずに3人でずっといってしまうというようなこともあり得るか

はと思いますが、そういった場合でも認定を取り消すのではなく、早く、最低でも5人を達成してくださいという働きかけなり、サポートなりを行って行って、宮崎でまた大きくなっていただくと、そういうスタンスで臨んでおります。

○蓬原委員 はい、わかりました。

○横田委員 県外からの企業立地というのは非常にありがたいわけですね、雇用もたくさん生まれますし。でも、立地企業の中で、例えばコールセンター等の原料とか資機材を買わない企業では、そういうことはないと思うんですけど、原料とか資機材を買う企業ですね、買って仕事をする企業は、その原料とかがどこから来てるか、そこらあたりは把握とかはされるものですか。県外から買ってるのか、県内で賄ってるのかという。

○日高企業立地課長 現在に至りましては立地企業の数自体が、もう相当に多くなっておりますので、毎年の調査というものはしておりませんが、数年に一度ずつ企業を訪問をいたしまして、必ずというわけではありませんけれども、現在の経営状況などを聞く中で、今、どこから原料を持ってきて、ちょっと円安になったので厳しいとか、そういったお話を聞いた場合には記録として取りまとめると、そのようなことをいたしております。

○横田委員 その結果、原料とかは、やっぱり県外からの購入のほうが多いんですかね。

○日高企業立地課長 数量的に、各社の分を全て取りまとめて比較をしているわけではありませんので、会社によってということではあります。やはり円安という状況などから、原料を輸入をして持ってくるというようなところについては、相当に厳しい声が上がっていると認識しております。

○横田委員 こういう質問を何でしたかというところ、県際収支のこととかも書いてありますし、資金の地域内循環というのが非常に大事だということでもありますので、できれば、もし県内で調達できるものだったら、県内の原料とか資機材で賄っていただいたらありがたいなと思いますから、そこらあたりもまた、気をつけて見ていただけたらいいなと思います。

○蓬原委員 県際収支が出たけど、産業振興戦略で、関連でいいかな。

平均賃金が全国平均の8割。これ、本当はU J I ターンにも大きくかわることだと思うんですね。これは平均の8割ですから、例えば大都会、東京、大阪、名古屋等との比較をしてみると、もっと低いと思うんですね。県内でも宮崎の平均と都城の平均と延岡の平均といったときには、さらに低いと思うんです。

だから、やっぱりこの宮崎県が後進県から脱却していい人材が集まって、U J I ターンで人が来るためには、職場の確保とあわせて、どうしても賃金が高くないと、なかなか有用な人材は来ないと思います。

なぜ低いかということの分析はできてるのか、労働生産性は全国平均の7割です。生産性が低いから、当然、算出額も低いので給料も低いということになるんだろうと思うんですが、聞くのもやばかもしれないけど、なぜ賃金が安いのか、このあたりについて専門的な立場から分析した結果をお知らせください。

○日下商工政策課長 まさに御指摘いただきましたとおり、分析といたしましては、こちらの2から4にありますとおり、本県につきましては、付加価値額そのものが、ほかの県と比べても非常に低くなっているという状況でございますので、その結果といたしまして、従業員に分

配されます報酬というか、賃金につきましても非常に他県と比べまして低くなっているというのが大きな要因ではないかなと考えております。

**○蓬原委員** どうやって、その付加価値を上げるか、労働生産性を上げるかということが大きなテーマになってくるのかなと思うんですが、その職種にもよるんでしょうけど。そこに対しての考えはどうですか。どうやったら労働生産性を上げられるのか。

**○日下商工政策課長** 職種にもよるんじゃないかというお話もございましたけれども、例えば製造業であれば、やはり、高付加価値な製品というのを、県外などにしっかりと売っていくということが重要になります。

あわせて、先ほど仕入れの話もございましたけれど、県内企業同士の取引を活発化させたり、また、県民が県内企業の商品を買うとか、いわゆる地産地消のような形、こういったこともあわせて、しっかりと支援、促進をすることによって、経済循環を起こしていくことが大事だろうと思っています。

そういった意味で、まさしく高付加価値製品、例えば最終製品であったり、そういったものがしっかりとできるような形の、こちらにございました中核的企業、そういった企業をしっかりと育てていくと、また、成長産業を育てていく、そういったことが非常に重要になるんじゃないかなと考えています。

**○蓬原委員** おっしゃるとおりだと思います。

ただ、例えば平均賃金で言えば、宮崎県ずっと8割なんですよ。

私はUターンなんです。帰ってきて、本当に、そのとき初めて宮崎県の実態を知って、それから、30年以上前ですから、そのときも8割だったし、いまだに8割ですから、なかなか追いつ

いてないという現状があるなと思います。時間はかかるんでしょうけど、ここに来て県際収支がどうか、そういう物の見方に、いろいろ力を入れていただいているので、徐々にではあっても、長いスパンの中で——高速道路も開通したりとかで状況もよくなりつつあるわけですから——できるだけ追いつく努力をですね、あとは我々議会もそうですけれども、やっていかないといけないんだろうなと思ってます。先ほど申し上げましたが、結果的に、いい職場といい給料のところがないと、なかなか帰りたくても二の足を踏んで帰ってこないということになるんじゃないかと思うんで、底上げを図らないと。この産業振興戦略ですか、身のある戦略をつくっていただいて、実効性のあるものに、絵に描いた餅って言ったら失礼だけど、そういうものではなくて、本当に具体的にどうやって戦略を打っていくかという、戦術はどうするんだというようなことをですね、つくっていただきたいなと思ってます。よろしくお願ひしたいと思います。

**○日下商工政策課長** 県内の企業だったりとか、意見交換もしっかり行いながら、この現状もしっかり踏まえながら、実効性のある戦略をつくってまいりたいと考えております。

**○高橋委員** 県民所得は東京の半分ですよ。

要するに、宮崎県は中小零細企業が圧倒的に多いということなんです。これも当然おわかりのことだと思うんですけど。90、ちょっと忘れちゃったけど、それに近いぐらいの、そういうレベルだと思うんで。結局、生産額を伸ばすことですよ。付加価値をつけることと同じことなんですけど。だから、成長させることだと思うんですよ。そのことの戦略を、きょう描かれますと私は理解します。

それで、よく数値目標を出されますけど、じゃ

あ平均賃金はね、どこ辺まで持っていくんだとか、所得とかですよ。そういったものは、例えば創造プランとかには前にちょっとめくりましたけど、余り見ないような気がするんですが、何かお持ちでしたら、明らかにしていただきたいと思います。

**○日下商工政策課長** 現段階では、平均賃金という形で、目標自体は、まだこちらにおいては掲げているところではございませんけれども、良質な雇用を確保するという意味で、まさしく賃金を上げていくというのは非常に重要な視点でございますので、その辺のところをどうしていくかというのもこの戦略の議論の中で、ぜひ考えていきたいと思います。

**○高橋委員** 数字とか順位で、順位のほうがよく前に行きがちなんだけど、私は、順位は後でついてくるものであって、何割に押し上げたとか、そこを大事にしてほしいなと思うんですよね。所得が東京の半分だったけど、それが6割になったよと、それで順位はまだ変わらないよと、それは前進ですよ。そういったところをうまく、今後、戦略の中で持って行ってほしいなと思います。

**○蓬原委員** 大企業が、何年ぶりかでベアがあって、5,000円だの8,000円だのとかいう数字が出たということなんですけど、中小企業の約半分の経営者の皆さんも上げようと思っているというアンケート結果が出てたように思います。

宮崎県の中小企業はどうなのかなということなんですけど、実態調査をされてればの話ですが、その後、この春、大企業等のベアを受けて、県内の中小企業が——中小企業といっても幅があると思うんですけども——賃金アップというか、その状況について、何か調査されてますか。されてれば、ちょっとデータを教えていた

だきたいんですけど。

**○久松労働政策課長** 県のほうで、中小企業の調査をしておりますけれども、途中の段階で、まだ中小企業も交渉等をやっておる段階でございますので、途中の数字はちょっと、取りまとめたものはありましたが、最終的には、全体の取りまとめは、時期的に先の時期になるということになっております。

**○蓬原委員** 先ほどの日銀の経済の概況等について、よくなりつつあると。日銀さんの場合は、言ってどうかかわらんけど、政府とかかわりがあるので、一般的に政府に連動していい数字を出すそうです。

だから、本当は民間のシンクタンクが一番厳しいのを出すんだそうですけど、それにしても上向いているということですので、この宮崎県の景気も恐らくある程度のところよくなってきてるんだろうと思います。

今度の春闘が、安倍総理みずからが経団連とかに「ベースアップしてくれんか」と話をして。そして個人消費をふやそうという、これを介入と言っていいかどうか、わかりませんが、そういうところもあったんですね、大きな背景の中にはね。

ということは、宮崎県として、今、高橋委員からもありましたけど、この平均賃金を幾らに上げるんだという政策的目標というか、そういうものを、例えば、安倍さんがやったのと同じようなことを知事が政治的にお願いをするということも不可能ではないと思うんですよ。

だから、それがどの程度できるかはともかくとして、数字を、やっぱり示すということは、このあたりが上げてほしいなということを経政的に誘導していくという、県の行政あるいは政治家ですね。そういうことも効果があるんじゃない

ないかなと考えたりするんですけど、企業任せではなくて、こちらはいろんな政策をしながら、かつ目標はここに置くんだよというものを企業の経営者さんにお知らせして、そういう努力をしていただくというようなこと、どうなのかなと思うんですけど、部長、御見解どうでしょう。

**○永山商工観光労働部長** UIJターン等も含めて、地方創生にしっかり対応していく、人口減少に対応していくためには、やっぱり賃金は非常に大きな要素だということでは共通認識として持っています。ぜひ、これを上げたいと。やはり労働分配率をしっかりと上げていくということが大切だとは思っています。

県として、どこができるかということは、今、委員からお話があったようなことも含めて、いろんなことを想定しておりますけれども、政府が、今回、政労使会議等でさまざま動いた背景には、やっぱりアベノミクスの第一弾、第二弾で、一定程度上に上ってきたというところがあって、そこでの要請活動というのがあったような気がします。

やはり、我々としては、この賃金の要素は、付加価値率が低い、労働生産性が低いということにありますので、どうやったらこの付加価値を高めていけるかという産業政策を、この戦略の中でしっかり明らかにして、先ほど目標数値もありましたけれども、付加価値率を高めていく、あるいは県際収支の赤字を縮小していくことについて、一定のものが示せた時点で、では労働分配率はいかにあるのかということについて、使用者側とも話をすることが可能になるのではないかなと思っています。

現時点で、言葉として賃金を上げてほしいということ自体は、言えなくはないと思うんですが、なかなかそれは成果として難しい、お互

いが苦しむ結果になるのではないかなと。やはり先立つものとして、付加価値をしっかりと上げていけるような施策を我々が示すことが、まずは必要なのだろうなと思っております。

**○蓬原委員** あとは工業クラブとか、商工会とか会議所とかの団体とのいろんな意見の交換の場で、そのあたりの目標をお示しいただいて、この振興戦略が実行あるものになるように、重ねてお願い申し上げておきます。

**○松村委員** 産業振興戦略の中で、3番目に商業サービスの振興というところに視点を置きますけれども、商店街の活性化、観光産業の再生とありますよね。

まず、そういった観光産業の再生という中で、観光産業とは何ぞやというところで、ここはホテル、旅館、あるいはそこにまつわる飲食なのか、観光産業というのは総合産業であって交通から全てを指すのか、ここの視点をどこに置いてやるのかと。青島にお土産店をたくさんふやすのが観光産業の再生かというのもあるかもしれないけれども、観光産業の再生、どの辺に力を入れてやっていくのかということと、商店街の活性化ということは、もう長く言われて、各地域の商工会とかは悩みに悩みながら、店舗数が減っていくとかありますし、商店街と言いながら、商店街の街をなしているのか、なしていないのかということもありますし、あともう一つは、大店法が変わってきた中で、その地域のローカルな商店街と大型店等とのこれから——国策もありましょうけど、振興戦略の中で商店街の活性化する方向というんですか、今まで随分やってきていると思うんですよね。そのあたり、ちょっとお聞きしたいなと思います。

**○日下商工政策課長** まず、観光産業ということですが、おっしゃるとおり、観光産

業というのは非常に裾野が広いというところから、そういった意味でも観光産業の振興というのは大事だということでもございます。

先ほどの観光振興計画の中でもお話ありましたが、この観光消費をふやしていくことで、現在、地域の経済循環というか、外貨を中に取り込むという意味での観光消費をふやしていくという観点から、非常に、この観光産業の振興というのが大事だと思っておりますので、その範囲、宿泊であるとか、おっしゃるようなお土産、店舗、物販系であるとか、具体的にどこまでが範囲かというのは、この戦略の中でしっかりと見きわめていきたいと思っておりますけれども、そういったその観光消費を伸ばしていくといった視点で、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから、商店街の活性化につきましては、おっしゃるとおり、古くて新しい課題というか、ずっと非常に大きな課題で、本県の場合、空き店舗の割合も、全国と比べても非常に高いということで、商店街自体が、そういった意味でも疲弊をしているという状況が続いていて、これまでもいろいろな施策に取り組んできたところでございます。

商店街につきましては、確かに消費という点では、これからコンパクトシティであるとか、高齢化が進んで行く中で、そういった町なかに集積をしている機能というのは、やはり非常に重要で、これからも、その商店街の役割というのは重要なのではないかなど。

特に、高齢化が進んでいって、自動車を運転できないような高齢者もふえていくという中で、商店街の持つ役割というのは、これからも非常に重要な役割を持っていると思っておりますので、そういった空き店舗がふえているとか、非常に困

難な状況はございますけれども、商店街振興の取り組みというのは、これからもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○松村委員　そうですよね、商店街は本当に難しいんですよね。

各市町村のまちづくりとか景観とかも含めた、都市計画も含めて全部のまちづくりの中に入っていないといけないし、その商店街、空き店舗があるからどうしようかっていう話であっても、そこに居住する人が売らなきゃとか、貸さなきゃ動かないとか、合意形成の難しさとか、商店街の中の個人個人の経済力の差で、できる人、できない人があるとか、今までもずっと大変なんですよ。

だから、本当にその商店街だけの財政力っていうんですか、それで、あなたたち、こういうものを出しますから、やりなさいと言っても、なかなかこれ難しいんですよね。

だから、ある程度、さっきのコンパクトシティで、商店街というよりも、一つのミニ地域づくりみたいな形でやるという考えをするんだったら、相当な財政的なものも含めて市町村とかそういうところの支援がいっぱいないとですね、もう動かないです。郊外に新しい商店街つくるほうがよっぽど簡単なんで、中心市街地というか、旧商店街というところは、今回の産業振興戦略の視点の中で、どういう戦略を策定されるのか、本当に楽しみにしていますんで、ぜひ期待しております。

○永山商工観光労働部長　この点は、部内で議論する際に、一番に議論したところですよ。

産業振興戦略じゃなくて、製造業振興戦略でいくかという議論もありました。やっぱり方向性を示して、政策的に打ちやすいのは製造業であったり、あるいはIT企業であったりという

ことになるんですが。

さはさりながら、やはり商店街施策は難しいことはわかってはいますけれども、そこを支えていかなければ、将来のまちがどうなっていくかということはありませんで、なかなか困難性は高いと思ってますけれども、例えば、こうやっていけば、生き残った商店街がありますよとか、具体的な実例等も含めて、学びながら、しっかりとした指針を示せたらと思っています。期待してますということでありましてけれども、期待に応えられるように頑張りたいと思います。

○松村委員 そうですね、今、モデル的なというお話もありましたよね。決してよそと比較する必要はなくて、その地域に合った色を出していけばいいんでしょうけど、それこそ大きな消費地を抱えたり、あるいは首都圏に近いところというのは、新しいコンパクトシティとか、そこで地域モータリズムとか、マンションとかも含めたり、商店街も一遍につくり上げるようなこともできますよね。残念ながら、この辺は流動人口も少ない中でつくっていくというものなんで。

ただ、どこかやっぱりモデル的なのをこう、集約して、どこかに集中するっていうのもおもしろいかもしれないですね。楽しみにしてます。

○蓬原委員 今の40ページですけどね、取り組み内容のところで、商工会議所等とございますが、これは商工会も入るんですね。

○日下商工政策課長 もちろん、含みます。

○蓬原委員 今の松村委員との意見にかなり密接に影響のあることでありますから、よろしくをお願いします。

○高橋委員 この産業戦略の関係で、今から議論がいろいろあるんでしょうから、宮崎県内の商業圏は、いわゆるイオンを中心とするところ

の1カ所じゃないですか。

ただ、隣の大分に行くと3カ所ですよ、あそこは。JR大分駅と、あと何かこう3カ所が、そこがしのぎを削って客の取り合いですよ。

宮崎のイオンだけ見ると、あそこはすごいよねと見えるけど、この前も土日行ったら込むんですよ。やっぱり宮崎はすごいなと思いつつ帰りましたけれども。

いわゆる児湯以北、ここが逃げてるんじゃないかというところの分析、もうされてると思うんですよ。大分が商圈の3つの拠点を持って。だから、非常にそこら辺を、危機感を持って戦略をつくっていかないと、宮崎県はとんでもないことになるのかなと思って、さっき部長のすごい決意をいただきましたから、私はそれを信じながら、私たちも知恵を出しながら頑張っていくということで。

○永山商工観光労働部長 来週、ちょっと時間を見て、私も大分に行ってこようと思ってます。かなり商業が活性化しているということもあります。

県際収支であったり、付加価値を見るときに、宮崎のサービス業、商業が県際収支がちょっと弱い、かなり弱い部分になってきてる、あるいは付加価値が低いという課題もあります。ですから、その産業全般を考える際に、この商業、サービス業、どう考えるか、かなり大事でクローズアップすべき課題だと思ってます。

今現在、会を持っているわけではありませんけれども、いろんな御意見をいただきながら、しっかり方向性は出していきたいと思ってます。

○蓬原委員 参考までに、データのとり方について。

例えば、県外資本の大きな商業施設が出てますよね。ここで相当な売り上げがあると思うん

ですが、この売り上げというのは、県の統計上はどうなんです。本社のあるところの売り上げ統計になるのか、宮崎県の統計になるのか、その統計の扱いはどうなってるんですか。

○日下商工政策課長 その統計にもよると思いますが、いわゆる大企業が持っているお店の売り上げがどういった形で反映されていてということでしょうかね。済みません、そこは確認をさせていただいて、またお答えをさせていただきます。

○蓬原委員 後からで結構なんですけど、今、この町なかの商業を見ると、大店舗法によってかなりの大型店舗が出てきて、旧来の商店ではない、いわゆる外からの資本による大きなデパート等の売り上げがかなり多いのではないかと。

じゃ、その売り上げはどうなってるんだということは、県内の生産額とか、それを考えるときに、かなり大きなウェイトを占めるんじゃないかと思うので、統計上どういう扱いになるかなど。本当は統計課に聞けばいいんですけど、思いましたので、そのあたりをちょっとまた教えてください。

これ、県際収支にもかかわることなんですよね。売り上げる、よそに持っていかれる、大事なことなんで。実際、吸い上げ施設じゃないかという、いわゆる宮崎県の利益吸い上げ施設、交付税とかでこちらにきたお金は、こちらの大店舗での売り上げになって、結果的に、また向こうの本社のほうに吸い上げられていくという、そういう構図じゃないかなという気もしてるんで、後日で結構ですから教えてください。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○蓬原委員 国民宿舎ですけど、43ページ、えびの高原荘と高千穂荘ですか、26年度赤字でしたが、県の納付金というのが1,868万3,000円

と5,142万9,000円ですよ。次のページの納付金についての考え方を見ると、ベースの部分が、それぞれえびの高原1,430万円、高千穂荘3,530万円とあって、利益が2,000万円から出たら、さらにその納付金を上げるよということなんですけど、このえびの高原荘も高千穂荘も、このベースの金額よりも赤字なのに多いというのはどういう……。この計算のやり方を、初歩的な質問ですが、教えてください。

○福嶋観光推進課長 まず、納付金の考え方を、そもそものところから、ちょっと御説明をしたいと思うんですけども、平成18年に最初に指定管理に移行するときに整理した考え方といいますのが、資料にも書きましたとおり、起債償還額の一部に、この納付金を充てるという考えがございました。

それで、建てかえの30年後に納付金が完了するよということ、納付金の総額をまず出しております。その納付金の総額を1期、2期、3期と5年ごとに見直す形にしてきております。

それで、毎年、納付金の額が変動しているわけですけども、基本的に納付金は5年ごとに逓減するような形で、減価償却といいますか、それに近い考え方で逓減をしてきていると。

あとは、そのえびの高原荘と高千穂荘の兼ね合いで申しますと、過去の1期、2期は経営状況がまだよく見えなかったところもあって、過大な納付金を課してしまったとか、自然災害によって、なかなか思うような収益が上がらなかったというような経験値がございましたので、3期につきましては、それを踏まえて、両方とも入り込み客数、ここで言うところの利用者数というものをえびの高原荘であれば、大体1,300人から1,400人ぐらいは通常であれば来るであろうと。そうしたときに、収支がとんとんになるの

は、納付金が幾らなんだろうかということで算出したのが、今回の納付金額です。

高千穂荘につきましては、東九州自動車道などの好調な面も予測されますので、1万9,000人ぐらいは来るのではないかと。そのときに大体収支がとんとんになるのではないかとということでの納付金額の算定となっております。

それによって、募集をした際に、企業が頑張れば収益が上がるという望みを持って応募していただけるんじゃないかということでございます。

**○蓬原委員** 基本納付金額の出し方はわかりました。利用者数に応じて大体これぐらいだろうと。その最終的な支出のところ、県への納付金ということでしょうか、この1,430万円あるいは3,530万円よりも利益は出てないんじゃないかなと思うんですけど、それより多い金額が県への納付金……。私が見方が間違っていれば指摘してくださいよ。例えば、えびの高原荘で言うと、平成26年度の県納付金、1,868万3,000円ですよね。これは、いわゆるえびの高原荘から県へ納付金があったということですよ。次の45ページの今、課長がおっしゃった算出に基づくえびの高原荘の基本納付金額は1,430万円。ここに400万円ぐらい多いわけですよ。この400万円というのは、次の追加納付金額での算出ということですか。

**○福嶋観光推進課長** 43ページの納付金額につきましては、今現在の第2期の額でございまして、それが基本1,500万円、26年度と25年度が1,500万円からふえているのは、追加納付金があったためでございますけれども、それは置いて、これは今の額であって、45ページの額は第3期、平成28年度以降の納付金をこのようにしたいという案でございます。

**○蓬原委員** 済みません、私はちよつとごっちゃで議論してましたですね。次の話がこうだということでしたね。

では、この43ページに戻って、26年度の県の納付金1,868万3,000円というのは、この図じゃ赤字でしたよね、硫黄山の関係で、マイナス2,434万7,000円かな。だから、県の納付金の基準納付金額は26年度は幾らだったんですか。

**○福嶋観光推進課長** 基準納付金額につきましては、23年度、24年度と同じく1,500万円でございます。それに24年度の一番下の収支差額を見ていただきますと、53万4,000円の黒字、25年度は1,301万7,000円の黒字がありましたので、この分が1年おくれてですけれども、追加納付金として、当時は利益が上がったら25%を県に納付するというルールがございまして、53万4,000円の4分の1の13万3,000円が1,500万円に乗ったと。同じく、1,300万円の4分の1が1,500万円に乗って1,800万円となったと。

さらに申し上げますと、26年度収支差額で赤字が生じておりますけれども、これについては硫黄山の関係で噴火が起こって、警戒区域で立入禁止になったという特別な事情がございましたので、納付金の減免というのを、結果的には300万円ほど行っております。

**○蓬原委員** わかりました。

火山による影響のところはどうするんだということまで聞こうかと思ってましたけど、もうお答えいただきましたからわかりましたが、前年度に利益が出た場合は、後年度に納められているので、ここに1,500万円よりもプラスがあつてということですね。理解しました。

この指定管理ですよ。えびの高原の場合はそういう自然災害があるんですけど、高千穂荘、ずっとマイナスですが、見通しは立つんでしょ

うか。

○福嶋観光推進課長 44ページの県納付金の実績を見ていただきますと、この当時5,000万円という、やや過大な納付金が課されていたのかなと考えております。

宿泊者数を見ますと、例えば平成24年は、九州北部豪雨の関係で利用者数が落ちたというようなこともございましたけれども、ホテルの稼働率としては5割、6割を超えるという、えびの高原荘と比べるとかなり高い稼働率を維持しています。

その中で、これだけ赤字が続くということは、やはり納付金額が多額であったのではないかと、今回3,530万円という形に減額をいたしまして、1万9,000名ほどの方が泊まっていたら、ほぼとんとんになるのではないかと、という算定をしたところですよ。

○横田委員 指定管理の応募があるわけですけど、この宮交ショップアンドレストランと神楽酒造は、1期も2期もここがやられたんですかね。

○福嶋観光推進課長 高千穂荘については、神楽が継続して1期も2期もとられましたけれども、えびの高原荘については、1期はハイランドグループということで、西日本パトロールさんほかと合同で手を挙げられたと。2期からは宮交ショップさんにかわったという経緯がございます。

○横田委員 この2つだけじゃなく、ほかの全部の指定管理者もですが、全体見ると、今まで受けてたところが引き続きとるということが多いですよ。経験もノウハウも持ってるから、有利になるというのはよくわかるんですけど、新規で応募するところもすごく長い時間と労力かけて、いろんな計画とかをつくってきますの

で、今までやってたところが、やっぱいいよねと、そんなことじゃなくて、もうしっかりと同じ目線というか立場で審査をしていただくといいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○日高企業立地課長 先ほど、蓬原委員から御質問がありまして、時間をいただいておりますが、平成22年から26年の5年間の間に撤退した企業が15社と申し上げました。それは、全部県外からの立地企業で、地場企業はゼロということでありました。以上であります。

○河野副委員長 昨年11月、川崎市と連携協力ということで、基本協定を締結していただきましたけど、今回、7月にテクノトランスファーかわさきが開催されるということでお聞きしています。宮崎県に何か出展の要請があったんじゃないかなと思いますけど、その出展状況をちょっと確認したいんですが。

○野間産業振興課長 テクノトランスファーが7月にありますけれども、県内からは4社出展する予定であります。個別の名前を確認しますので、少々お待ちいただきたいと思います。

○河野副委員長 いいですか。

それで、結構首都圏へのアピールということで、絶好のチャンスじゃないかなということで考えてるんですけど、これに関して、県の支援というのは何かあるんでしょうか。

○野間産業振興課長 済みません。まず、先に4社ですけども、SPGテクノ、サニーシーリング、システム技研、それと延岡の鉄工団地協同組合です。これについての支援はございません。

○河野副委員長 先ほど、海外に対しての商談含めて、今回は川崎のほうからあったと思うんですけど、土俵を提供されて、これは先端技術見本市という内容だと思うんですが、そういう

チャンスを与えられた中で4社出展するという  
ことで、県内の企業が大きくアピールできる場  
で、自治体同士の協定結んだ中で、県の支援が  
ないというのはどうかなというのがちょっと  
あったんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

○永山商工観光労働部長 川崎市との連携は、  
全国で初めての例だろうと思いますけれども、  
こちら側からしたら首都圏の入り口のところで、  
しっかりビジネスをつかんでいくということで、  
商工観光労働部としても進めていきたいと思っ  
ています。

現時点における県の役割は、いろんな場面を  
つくっていく、連携協定を結んで、かなり頻繁  
にディスカッションを行って、その中で今回の  
商談会の出展の話等も出てきました。あるいは、  
先般、議会等でも話が出ましたけれども、川崎  
の建設業者が木材関係の視察に来ると。

こういう取り組みについて、そのような場を  
つくっていくというのが、現時点での県の役割  
かなと思っています。少なくとも国内ですんで、  
酷な言い方かもしれませんが、県内の企業の方  
々には、みずからのコストでしっかりチャレン  
ジをしていただくことが、まず一義かなと。

ただ、それが実際に商談に結びつくために、  
やはり県としてのサポートが何がしか必要だど  
なってくれば、先ほど、海外について、そのよ  
うなサポートが必要だと思って組んでるわけ  
ですけれども、実際の商談に当たって、何がしか  
必要となれば、現在のさまざまなコーディネー  
ターの機能であったりということも含めて、サ  
ポートのあり方は考えていく必要があるのでは  
ないかなと思っていますが、繰り返して申しわけ  
ありませんが、現時点では、そういう機会をつ  
くっていくというところが、県にとって一番大  
きな役割であると思っています。

○野間産業振興課長 済みません。テクノトラ  
ンスファーへの出展に対する支援ということ  
ですが、その費用に対する直接の補助とかいうこ  
とはないんですけれども、ブースの設置に係る  
費用ですとかについては、産業振興機構で負担  
するというので、企業の必要な費用というの  
は旅費とか、その展示物を輸送する費用とい  
うようなことになります。失礼しました。

○蓬原委員 試験研究について伺います。その  
他です。

私は、当初予算、2年続けて試験研究費を下  
げたいかんよという質問を知事にしてきてま  
して、これについては、やっぱり未来の投資と  
いうことで、特にこの産業、工業関係というの  
は、長いスパンでやっていかないと、一朝一夕  
にその技術の開発とか、向上とかは進まないわ  
けで、そのために、未来への投資ということで、  
試験研究費は非常に大事なことだと。

だから、知事に、これ、もし削られたら議論  
をしますよという話をずっとしてきました。減  
らしてはいただけない、ふやしていただい  
ているということで、私もほっとしたところ  
でしたが、きょう、工業センターは初めての女性  
の所長じゃないかと思えますけど、意気込みと、  
ことしの何かそういう目玉があれば、県はど  
ういうことに力入れてやっていくんだとい  
う、お披露目いただきたいと思えます。

○富山工業技術センター所長 ありがとうございます。

工業技術センターでは、今、委員がおっしゃ  
ったように、未来への投資ということで、将来  
必要になるであろうという技術を、今からせ  
つせと構築していくということを大きな柱の  
一つにしております。

そのほかに、現在、企業さんが非常に困って

いることへの対応もありますし、今まで長きにわたって、宮崎県の工業技術センターが積み上げてきた強み、それを生かして次につなげるというような取り組みもしております。

例えば、取り組みの一つといたしましては、太陽光パネルのリサイクルです。廃棄物がこれからたくさん出てくるというような報道が、きょうの日経にも出ておりましたけれども、この問題については、工業技術センターも早くから着目をしておりまして、太陽光パネルのリサイクル技術、これについて、基礎的な部分をかなり技術確立をしているところでございます。

ことは、実際に、世界的な規模で太陽光パネルをつくっていらっしゃる企業とともに、将来のリサイクル技術確立に向けて一緒に取り組んでいくという話が着々と進んでおります。大きな国の費用を獲得しながらやっていきたいということがございます。

そして、今、宮崎県が進めておりますフードビジネスの関連ですが、これは、基本的には食品開発センターが商品開発なり、しっかりやっているところではございますが、工業技術センターとしては、そのフードビジネスを支える設備の技術開発といったことにも取り組んでおります。

例えば、これは、多分、世界で初めてだと思えますが、どのような温度帯であっても、湿度を調整できるという技術を確認しております。それを、例えば農産物の鮮度保持に利用できるのではないかと、あるいはハウスの高温の中で湿度を下げると病気が減るといったようなことも、それから省エネにも効果があるというようなことも実証されておりますので、そういったところへの応用ができないか、それは企業さんとともに、今、進めているところでございます。

これが実現できますと、例えば、宮崎県の農産物を鮮度保持したまま、より遠くに出荷できるということになりまして、これは流通の関係で非常に大きな改革につながっていくのではないかと、そういったことを期待しながら、今、職員が一生懸命進めているところでございます。それとともに、メディカルバレー構想に貢献するような医療機器、福祉機器の研究開発についても、企業さんとともに一緒にやっているところでございます。

さらに、そういった華やかなといいますか、目玉になるような研究ばかりでなく、実は、県工業技術センター、食品開発センターも含めて、年間に、企業さん方から5,800件を超えるいろんな相談案件が持ち込まれております。これに対して技術指導であったり、依頼試験であったり、それから設備を貸し出したり、いろんなことで、その技術ニーズに対してサポートをしていくということも一生懸命やっているところでございます。

しっかり、宮崎県の産業を進めていく上で必要な技術的サポートを工業技術センター、それから食品開発センターもあわせてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○蓬原委員** はい、頑張ってください。

**○野崎委員** 僕もちょっと、初めてこの委員会で審議させてもらったんですけど、感想を言わせてもらえば、先ほど商工観光労働部長が言われましたとおり、人は思いや要望とか感情的な動物なので、やってほしい、やってあげたいとか、いっぱいあるんですけど、ここまでは県だと、はっきり線引きして、そういう姿勢で……。でない、県はここもしてくれるんだろうとか、わからないんですね。それから部長の答弁はすごく歯切れがよくて、あと、いろんな政策

とか事業をやられてますけど、ずっとやられている事業もありますが、やはり、なかなか結果が出ないとか、これはもう無理だろうとかいうものは、やめる勇気を持ってほしい。そしてまた、新しいその時代に合った政策とか事業の提案をしていただきたい。やっぱり、ずっとやっていますと、時間と労力と、今あるのが無駄になるなどか、いろんな思いがあって、ついつい同じ事業をしがちですけど、きっぱりやめる勇気と、また新しい、その時代に合ったものを提案していくというのを部長の判断でしっかりと、これからまた、我々にも提案していただきたいと思っております。

きょうは本当に勉強になりました。ありがとうございました。

**○日下商工政策課長** 済みません。先ほど蓬原委員から御質問のありました、いわゆる県外企業の売上げが数字上含まれているのかというお話です。今回、こちらに数字として出させていただいているのは、いわゆる経済センサスと呼ばれる統計に基づく数字、付加価値額なんですけれども、こちらにつきましては、県内事業所の付加価値の合計でございますので、いわゆる県外企業であっても、県内に事業所を持っているものであれば、その付加価値額——付加価値ということですので、売上げからその仕入れ分は差し引いたものになりますけれども——は含まれていると御理解をいただければと思います。

**○二見委員長** それでは私から。その他のところで一つ、きょうもいろいろと観光振興とか、産業支援の話をお聞かせいただいたわけなんですけれども、LCCの就航、またクルーズ船、非常に前向きない話題だなと思うんですが、やはり鉄道、大事だと思うんですね。一般質

問でもさせてもらったんですけど、非常に日常生活に密着した交通機関としての鉄道のあり方、また、ななつ星とか、海幸山幸のように観光列車としての鉄道のあり方、こういったところがもっと充実を図られてもいいんじゃないかなって思うわけなんですけれども、実際に、九州新幹線が開通したことによって、福岡、熊本、鹿児島、いわゆる経済成長と申しますか、売上高とかの伸び率が非常に大きい。そういった中で、熊本も今、熊本駅周辺の再開発計画をつくって、31年度から着工しようというような動きもあるわけなんですよね。

そういった中で、向こうは日の出の勢いがある。じゃあこちらの東九州側は、これからどうなっていくのか。観光振興、また、商工業の発展のためにも鉄道というものは非常に重要なインフラだと思います。そのインフラをどう守っていくのか、また活用していくのか、その振興策というものについての話題がきょうはなかったものですから、これを商工観光労働部としてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

**○永山商工観光労働部長** JRについて、これは県民の利便性の維持向上、それから、観光客にとっての移動手段として極めて重要であると思っております。

ただ、二次交通機関として、十分利便性が高い状態にありませんので、今、委員長から御指摘があったように、もっともっと宮崎が便利な路線になるように、あるいは、しっかり維持してもらえるようお願いしていく必要があるだろうと思っております。

それから、もう一つ、JRは九州を代表する企業で、御紹介がありましたように、熊本ではまた大規模な投資があると。大分は、既に投資

が終わって、かなり人が集まってきているということがあります。JRの投資を宮崎でいかに行っていただくのか、それは、目的は何なのかということも含めてですけれども、我々としては、やはりしっかりと投資を行っていただけるように、JRに対して働きかけをしていく必要があるだろうと思っております。

これまで、さまざまな接触を図ってきた結果、かなり厳しい状況ではあります、短い期間ではありますけれども、SUGOKAカードがことしの秋からは使えるようになるのか、ななつ星についても、かなり地域で、宮崎県内にお金が落ちるような仕組みもつくっていただいているということで、JRとしては相当気を使っているという認識をしておりますけれども、もっともっと思い切った投資が行われるように、我々部としても働きかけを強めていきたいと考えてます。

**〇二見委員長** 民間企業になれば、やはり経済成長とか、これからの市場のマーケティングを行った上で、どこで勝負をやっているのかということを見て動いていくんだと思うんですね。

この宮崎に、じゃあ、どういったところで、その民間企業として売り上げを上げるのかとか、成長を見込んでいくかという、その一つのポイントを指し示していくということが非常に大事なことなんだと思います。

インフラ整備とか多額のお金を要するので、じゃ、投資した金額をどれくらいで回収できるかなとか、非常にシビアなところが、こっちの東側なんだと思うんですね。ですが、もうこの部分に関しては、やはり県が中心となって行っていかなければ、なかなか進まないだろうと。

JRだけに任せてても、絶対進んでいかない分

野だと思えます。

だから、ぜひ、しっかり御検討いただいて、観光、経済成長に寄与できるようなものを、ぜひ、つくっていただきたいと要望して終わります。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇二見委員長** では、以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

---

午後3時5分再開

**〇二見委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**〇函師県土整備部長** 県土整備部でございます。よろしく願いいたします。

議案等の説明に入ります前に、お礼と御報告を申し上げたいと思います。座って報告を申し上げます。

まず、第1点目でございます。

先月30日に開催されました第26回全国「みどりの愛護」のつどいについてであります。

当日は、皇太子殿下御臨席のもと、太田国土交通大臣を初め、多くの方々に御参加をいただきました。県議会からも、議長を初め多数御出席をいただき、お礼を申し上げます。

このつどいを機に、都市緑化意識の高揚と、緑豊かな潤いある住みよい環境づくりに、今後一層努めてまいりたいと考えております。

次に、細島港国際物流ターミナルの供用開始

についてであります。

細島港において、船舶の大型化、荷役の効率化等に対応するため、平成23年度より国と連携して整備を進めてまいりました水深13メートルの大型岸壁を備えた国際物流ターミナルが、今月28日に供用開始する運びとなりました。

ことし3月の東九州自動車道、大分一宮崎間の開通、また、4月の、九州中央道の一部となります北方延岡道路の全線開通により、九州の扇のかなめとして、細島港のストック効果が最大限に発揮されますよう、今後も安全で利便性の高い港を整備してまいりたいと考えております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案といたしまして、6月補正予算のほか、工事請負契約の変更3件について、次に、報告事項として繰越明許費ほか2件について、最後に、その他の報告事項として、都市計画に関する基本方針の改定についてほか1件につきまして、御報告をさせていただきます。

続きまして、予算の概要等について御説明いたします。

1ページをお開きください。

県土整備部の6月補正予算一覧でございます。

平成27年度の6月補正予算は、太枠のD欄でございますが、一般会計で下から5段目になります。156億2,483万4,000円でございます。6月補正後の予算額は、右のE欄ですが、694億1,885万3,000円で、対前年度当初比で97.1%となっております。

また、今回補正のありませんでした特別会計

を合わせました6月補正後の部予算合計は、E欄の一番下の段ですが、707億9,692万7,000円で、対前年度当初比で96%となっております。

最後に、27年度予算の参考資料としまして、6ページから8ページにかけて、「未来みやぎ創造プラン」アクションプラン(案)における県土整備部の施策体系を記載しておりますので、後ほどごらんください。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○佐野管理課長 管理課であります。

県土整備部の6月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

県土整備部補正予算の総括表となりますが、全体の額につきましては、先ほど部長が御説明したとおりでありまして、骨格予算である当初予算に対しまして、いわゆる肉づけ予算に係る補正であります。

公共事業の予算額は、中ほどの括弧書きとなっております公共計の欄までとなりますが、公共事業の6月補正額は、D欄の153億5,343万3,000円、6月補正後の予算額は、その右E欄の595億560万円となり、対前年度現計比較で97.1%となっております。

その内訳について御説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、補助公共・交付金事業であります。補正額は、太線で囲んだD欄となりますが、道路事業で40億9,514万8,000円、河川事業で19億5,137万1,000円、砂防事業で13億3,256万2,000円など、合計が一番下の計の欄にありますように、87億2,420万3,000円の増額であります。

次に、右側の3ページをごらんください。

県単公共事業であります。補正額は、太線で囲んだD欄であります。道路事業で26億8,899万9,000円、河川事業で6億572万7,000円、砂防事業で2億470万円など、合計で一番下の計の欄にありますように、36億8,880万円の増額であります。

なお、地域経済活性化・防災対策特別枠20億円につきましては、このD欄の内数として記載しておりまして、県道の拡幅や歩道設置などの生活に密着した道路の整備や、浸水被害を軽減するための河川内の掘削、砂防における土石流対策などを予定しております。

次に、4ページをお開きください。

上の表、直轄事業負担金であります。補正額は、太線で囲んだD欄であります。道路事業で6億6,536万9,000円、河川事業で1億7,698万4,000円、港湾事業で2億3,042万9,000円など、合計で一番下の計の欄にありますように、11億8,591万8,000円の増額であります。

次に、下の表、災害復旧事業であります。補正額は、太線で囲んだD欄ということですが、上段の土木災害の補助と県単の合計で16億474万1,000円、下段の港湾災害の補助分として1億4,977万1,000円、合計で、一番下の計欄になりますが、17億5,451万2,000円の増額であります。

次に、右側の5ページは、県土整備部補正予算の課別内訳となっております。

各課の補正予算につきましては、後ほど、各課長が御説明いたしますので、説明は省略させていただきます。

県土整備部の補正予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

平成27年度6月補正歳出予算説明資料の221ページをお開きください。

当課の6月補正は、3,000万円の増額であります。この結果、右から3列目となりますが、補正後の予算額は20億4,061万円となります。

補正の内容でございますが、めくっていただいて223ページをお開きください。

(事項)建設業指導費であります。

管理課の補正は、説明欄にあります建設産業経営力強化支援事業の1事業であります。これは、地域の経済と雇用を支える重要な産業であります建設産業において、新分野への事業定着を支援するための補助経費であります。

管理課は以上であります。よろしく御願いいたします。

**○二見委員長** 県土整備部長並びに管理課長による概要説明が終了いたしました。

本日は、引き続き説明をお願いしますが、県土整備部では2グループに分けて議案の説明と質疑を行うことといたしますので、御協力よろしく御願いいたします。

それでは、管理課に続いて、用地対策課、道路建設課、道路保全課の審査を行います。議案の説明を求めます。

**○山路用地対策課長** 用地対策課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

資料は同じ6月補正歳出予算説明資料の225ページをお開きください。

当課の補正予算額は、上から2行目になりますが、一般会計で1,914万8,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄ですが、一般会計で2億8,329万7,000円、今回、補正のありませんでした特別会計と合わせまして4億9,622万6,000円となります。

以下、その内容につきまして御説明いたしま

す。227ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)収用委員会費であります。これは、収用裁決に必要な土地や物件の鑑定料など収用委員会の運営に要する経費であります。1,565万6,000円の増額であります。

次に、(事項)用地対策費であります。これは、登記事務委託料など用地対策の推進に要する経費であります。349万2,000円の増額であります。

用地対策課は以上であります。

○瀬戸長道路建設課長 道路建設課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

平成27年度6月補正歳出予算説明資料の229ページをお開きください。

当課の補正予算額は45億5,459万1,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は172億5,982万3,000円となります。

以下、その内容につきまして、主なものを御説明いたします。

231ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号などにおける国の直轄道路事業に対する県の負担金で、6億6,536万9,000円の増額であります。

次に、その下の(事項)公共道路新設改良事業費であります。これは、国の補助金や交付金を受けて道路の改築を行う事業で、26億9,155万2,000円の増額であります。

232ページをお開きください。

中ほどの(事項)県単特殊改良費であります。これは、県が管理する道路の小規模な拡幅など、局部的な改良を実施する事業で、11億円の増額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、議案第12号及び第13号で上程しております工事請負契約の変更について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

まず、議案第12号、一般国道219号社会資本整備総合交付金事業(小春工区)(仮称)小春第1トンネル工事の請負契約の変更についてであります。

1の小春工区の事業概要ですが、平成23年度から西米良村大字横野におきまして、全体延長1,700メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員7メートルの2車線の整備を実施しており、全体事業費は約33億円であります。

次に、2のトンネル工事の概要ですが、延長347メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員8メートルの2車線のトンネルをナトム工法により施工したところであります。

次に、3の工事請負契約の概要ですが、現在の請負金額が9億7,369万7,000円、変更の契約金額が11億885万円で、1億3,515万3,000円の増額を予定しております。

契約の相手方は、松本・志多・伊達特定建設工事共同企業体、工期は、平成26年3月10日から平成27年9月30日までであります。

4の変更理由ですが、トンネルの掘削工におきまして、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在し、崩落が確認されたため、当該区間の天端等の安定を確保する必要が生じたことなどから、請負代金額の変更を行うものであります。

13ページをごらんください。

変更の内容について御説明いたします。

小春第1トンネル延長347メートルのうち、起点(西米良村側)の延長64メートル区間におきまして、当初想定よりも脆弱な地質が確認され

たところであります。

資料の中ほどですが、左側に天端の崩落状況写真を、また、右側に天端崩落の深さ40センチの状況写真を載せております。

次に、2の天端等の安定対策ですが、左側にはトンネルを正面から見た断面図を、また、右側にはトンネルを側面から見た断面図を載せております。黒の太線でございますが、掘削前に天端前方に向けて挿入した鋼管を示しております。セメントミルクを注入し、天端の安定を確保するものであります。

次に、14ページをお開きください。

議案第13号、一般国道448号夫婦浦校区(仮称)夫婦浦トンネル工事の請負契約の変更についてであります。

1の夫婦浦工区の事業概要ですが、平成24年度から日南市南郷町贅波におきまして、車道幅員5.5メートル、全幅員7メートルの2車線の整備を実施しており、全体事業費は約18億円であります。

次に、2のトンネル工事の概要ですが、延長498メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員8メートルの2車線のトンネルをナトム工法により施工するものであります。

3の工事請負契約の概要ですが、現在の契約金額が13億4,867万1,600円、変更の契約金額が13億6,708万476円で、1,840万8,876円の増額を予定しております。

契約の相手方は、吉原・富岡・山崎特定建設工事共同企業体、工期は、平成27年3月13日から平成28年10月31日までであります。

4の変更理由でございますが、平成27年2月から適用しております公共工事設計労務単価に係る特例措置により、請負代金額の変更を行うものであります。

次に、15ページの公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定について御説明いたします。

農林水産省及び国土交通省が、最近の技能労働者の不足などに伴う賃金水準の上昇を適切・迅速に反映した積算とするために、例年4月の改定のところ、昨年に引き続き、2カ月前倒したことを踏まえまして、本県も国と同様の対応を行ったところであります。

1の公共工事設計労務単価についてであります。

適用日は、平成27年2月1日以降に契約する工事を対象としており、その平均単価は1万9,435円で、対平成26年度比で5%増となっております。

次に、3のその他(1)の特例措置に記載しておりますように、平成27年2月1日以降に契約する工事及び設計業務委託等のうち、旧単価で積算されているものについては、受注者の請求により、新たな単価で変更契約を行うこととされております。

議案第13号の夫婦浦トンネル工事につきましては、この3の(1)の特例措置に該当したため、変更契約を行うものであります。

なお、昨年度も同様の措置がなされておりました。議案第12号で説明いたしました小春第1トンネルにつきましても、昨年6月議会で同様の措置を行ったところであります。

また、小春第1トンネルにつきましては、平成26年3月に契約しているため、3のその他、(2)のインフレスライド条項の適用の可能性があります。発注者、受注者双方で確認した結果、②の条件にあります残工事における新たな単価による変動額が、残工事費の1%を超えないことを確認したため、インフレスライド

条項は適用しておりません。

道路建設課からは以上でございます。

○**馴松道路保全課長** 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

平成27年度6月補正歳出予算説明資料の233ページをお開きください。

当課の補正予算額は29億2,176万4,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は132億8,856万8,000円となります。

以下、その内容につきまして、主なものを御説明いたします。

235ページをごらんください。

まず、中ほどの少し下の(事項)県単交通安全施設整備費であります。これは、区画線やガードレールなど、比較的小規模な交通安全施設の整備に要する経費で、7,606万円の増額であります。

次に、一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。これは、通学路の歩道整備や構造物の老朽化対策などに要する経費で、14億359万6,000円の増額であります。

236ページをごらんください。

一番上の(事項)県単道路維持費であります。これは、草刈りや側溝清掃など、道路施設の日常的な維持管理に要する経費で、6億5,330万9,000円の増額であります。

次に、その下の(事項)県単舗装補修費であります。これは、ひび割れやわだち掘れなど傷んだ舗装の部分的な補修工事や全面打ちかえ工事に要する経費で、3億6,760万円の増額であります。

237ページをごらんください。

最後に、(事項)県単橋梁維持費であります。これは、橋梁のひび割れや再塗装などに要する経費で、2億9,422万円の増額であります。

道路保全課につきましては以上であります。

○**二見委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○**蓬原委員** 資料の1ページの災害復旧事業、当初予算額が73億円云々ですね。6月補正が17億円。これは、骨格が8割で、あと2割が政策経費等ということでしたが、災害復旧というのは、骨格と今回の補正で分けたというのは、かなり微妙な3,000円ということまで上げてあるけど、これはどういうことで分けてあるんですか。それとも、災害が、もし発生した場合に早く対応するためとか、この分け方の意味をちょっと教えてください。

○**佐野管理課長** 委員がおっしゃるとおりでございます。基本的には、骨格に対して、8割をプラス2割で戻すということでございますが、その骨格で要した分で、基本的に、もし災害が起こったときには対応するための額を用意するというところでございます。

○**蓬原委員** 考え方はわかりました。その割には、非常にシビアなとこまで数字が出てるので、もっとつかみで74億円とかにして、あと残りは、別に8割、2割にならなくてもいいんで、何か特別な意味があったのかなと。ほかのところは、骨格と、その肉づけと意味があるなと思ったんですけど、そういう単純なことを聞いたところでした。

道路保全課にお聞きします。

100.5ということで、対前年度0.5%ふえているようですが、今、県道が、御案内のとおり、かなり傷んでまして、補修が行き届いてないんじゃないかという、白線もいろいろ消えたりして、安全施設は警察だったにしても。

それと、最近、コンテナだとか、大型車がふえて、舗装の継ぎ目で大きなトラックの荷台が

ドーンと踊ることによる家の振動ですよ、瓦がずれるとか、そういうクレームが、私のところは多いんですけども、この道路保全ですよ、今、県が持つて、県が管理すべき道路に対する保全費というのは、これで十分なんですか。地域等々からの、あるいは市町村からの要望もあると思うんですが、これに応えられているんでしょうか。課長、お願いいたします。

**○駒松道路保全課長** 今、委員おっしゃるように、道路舗装をとっても、なかなか住民とか市町村からの要望に応えきれているとは、思っていないところです。

ただし、今、改良系の予算と道路補修系の予算ありますけど、道路補修系は、基本的には対前年比を確保するような予算の確保をやっているところでして、特に交付金とかは、改良系の予算がかなり減ってはきてますけど、ここ10年ぐらいですね。

道路維持費については、基本的には、対前年度程度は確保していただいているところでして、それでも道路の老朽化とかが年々進んできているので、かなり厳しい状況になってきてます。

しかしながら、県単も補助も含めて、特に補助については積極的に国の交付金とかを活用して対応していきたいと考えているところです。

**○蓬原委員** 道路保全課の予算ですよ。私のイメージとしては、この道路保全課というのは、かなりの予算を、この県土整備部の中でも持つておられる課だなという印象があって、もしかすると昔は200億円ぐらいあったんじゃないかと思いますが、これは記憶です。例えば、ここ10年ぐらいの道路保全課の予算の推移というのは、ふえてることはないと思うんですけど、ことしは短期的に見ると、対前年度でふえてる部分もあるんでしょうが、ここ10年というスパン

で見るとどうですか。

**○駒松道路保全課長** 道路保全課の当初じゃなくて最終予算ベースで話をさせていただきますけど、手元に平成14年から昨年度までのデータがございます。

県単と交付金、補助を含めた金額ですけど、平成14年がトータルで約130億円となってます。そして、平成19年ぐらいが一番底と申しますか、一番低くて約104億円まで落ちていました。

その後、若干増加傾向にありまして、平成26年度は118億円ということで、ほぼ100億円から120億円の間をずっと横ばいぐらいでいってます。

ただし、平成24年は、大型の公共予算の補正というのがございまして、このとき150億円ぐらいまで飛びはねたと、そういう状況です。

**○蓬原委員** そうなると、最近、県道等で、この舗装の痛みを非常によく見受けたり、白線が、路側帯というんですか、消えている部分が多く気がつく。あるいは、草が生えているの、まあ草はどうにかいいにしても、安全面等々を含めたときに、昔から比べると、何かこう補修が行き届いてないように思うんですが、定量的に分析したわけじゃなくて、定性的な話かもしれないけれども、それはどうなんですかね。

**○駒松道路保全課長** 公共構造物の老朽化対策ということで、目に見えないところ、例えば橋梁の床版が傷んでいる、こういったときに橋梁の老朽化対策ということで……。例えば橋梁の老朽化対策で見ますと、平成19年ぐらいに約10億円だったものが、昨年度は約21億円ということで、10億円以上ふえているわけですね。

この、例えば橋梁の老朽化対策というのは、一般の人から見てわかりづらいところでして、こういった目に見えづらいところとかで、構造

物が老朽化していて、そういったところにお金が行ってるということで、目に見えてる、例えば草刈りの回数が減ってるとかはあるのかなと思ってます。

○蓬原委員 ということは、いわゆる施設の保全という中での中身のウエイトが変わってきてると理解していいですか。

○馴松道路保全課長 委員、おっしゃったように、最近は見えないところでお金がかかっているという、そういった状況でございます。

○蓬原委員 はい、わかりました。

○高橋委員 見方が間違ってるかもしれませんが、この歳出予算説明の237ページ、まず橋梁、この維持費が、今おっしゃったことになるんですかね。これを見ると、前年度は7億4,000万円で、補正後の額が4億9,000万円で、ガクンと維持費が落ちてるんですけど。

○馴松道路保全課長 この237ページにございます県単橋梁維持費は、これは県単費の分でございます。これとは別に、235ページの公共道路維持事業費というのがございます。これが、ことしですと約38億8,000万円になりますけど、この公共の中から約15億円、そして、先ほど言われました237ページの県単の中から約4億9,000万円ということで、トータル約20億円ぐらいになるんですけど、この金額で橋梁の補修をやっているということになります。

○高橋委員 なるほど、わかりました。

蓬原委員もおっしゃいましたけど、235ページのこの交通安全施設整備費ですよ、ここが、しっかり補正で肉づけされてるんで、路側帯ですが、夜間、雨の日とかあれが頼りになるんですよ。私も要望をかなり受けてまして、路側帯が消えてるところが結構ありますから、その辺の改修といいますか、期待できるなと思いま

した。

○松村委員 3ページの地域経済活性化防災対策特別枠、道路が15億円、措置されていますよね。これ自体は、防災対策というイメージからすると、例えば津波対策とか、大雨対策とか、山地崩壊対策の危険性があるところを優先的にする道路事業等に充てるのでしょうか。

それで、どこの予算に、これが振り分けられているのかなと思って。

○瀬戸長道路建設課長 歳出予算説明資料の232ページを見ていただきたいと思いますが、ここの中段に、県単特殊改良費11億円が計上されているかと思えます。

これは、中山間地域の方々の安全安心な暮らしの確保を支援する道づくりということで、特に県内山間部の県道におきまして、未改良区間が非常に多いということ、また、離合困難な箇所も多いということで、部分的な改良や、突角剪除を行いまして、自動車交通の走行性とか安全性を高めるということで計上をさせていただいております。

また、一方、災害や異常気象、異常事態が発生した時に住民の方々の生活への影響を軽減させるという目的で、道路建設課のほうで、このうち11億円は計上させていただいているところであります。

○松村委員 災害があったときは災害復旧のほうの予算でするわけでしょ。この中にも災害のやつが入ってるわけですか。復旧みたいな話、今、されたけど。

○瀬戸長道路建設課長 この予算の中には、先ほど申しました部分的な改良工事を行うという名目で予算を計上しておりますので、委員が言われるように、災害の復旧費の予算は入っていません。

○松村委員 予想されるどころ、または部分的な災害復旧には至らないけれども、そういうところの保全、補修も含めてということですね。

○瀬戸長道路建設課長 はい。委員が言われるように、災害のおそれのある箇所とかも含めて、部分的な拡幅をやっていくという事業でございます。

○二見委員長 よろしいですか。

○松村委員 まあ、いいです。

○二見委員長 これに関連しての質問はありますか。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後3時43分休憩

---

午後3時44分再開

○二見委員長 再開いたします。

○高橋委員 管理課の説明で、ちょっと勉強不足かもしれませんが、223ページ、ひとところと比べて事業費というのは、ずっと右肩下がりで減ってきたのが、ここ最近、取り戻したというよりも、建設業は減ったけれども、それなりの事業費が出てきましたよね。それで、新分野への補助経費ということで説明いただいて増額補正なものですから、建設業もいまだに、まだ淘汰しているところもあるかもしれませんが、こういう新分野へ意欲を持って手を挙げる建設会社があるんですね。その辺の説明を、もうちょっといただくとありがたいなと。

○佐野管理課長 この事業は、建設業に軸足を置きながら新分野への進出を図る、そういった企業を支援するための補助経費ということで考えておりますが、高橋委員が言われますように、ピーク時では、一番多く支援したのが平成20年の32件ほどございましたけれども、最近はかなり減少傾向にございまして、例えば昨年度は5

件、25年度は7件、その前の24年度までは二十数件ほど支援をしてきたという状況でございます。

○高橋委員 ちなみに、その新分野へ進出した事業を続けていらっしゃるのか、その行政的に補助経費をやって、しっかり新分野で事業されるのか、その辺を教えてください。

○佐野管理課長 なかなか定期的に、そういった企業さんのフォローアップというのはできない状況ではございますが、この事業の中で経営相談窓口というのを県内9カ所で設けて、企業さんの相談に応じるというような形の事業も展開しております。

そういった中で、何か事業にお困りになったら相談を受けるとか、そういう対応はさせていただいてるという状況でございます。

○高橋委員 建設業、公共事業はどんどん減少していく中で、新分野への進出ということでいろいろサポートしていただいた経緯があるわけで、ただ、新しい分野というのは、そもそも素人的な部分があって、なかなか厳しい面もあったと思うんですね。

だから、件数も、ひとところと比べるとかなり減っていますが、それでも、この先まだわかりませんが、公共事業はですね。そういう意味では、こういう新分野へのいろんな支援というのは大事なことだと思うので、相談窓口もしっかりやってらっしゃるということですから、いろいろとフォローをしていただきたいと思います。

○蓬原委員 3ページですけど、地域経済活性化防災対策特別枠、この前の知事の提案理由説明の中でも出てきたと思うんですが、20億円ということで、ここに別枠になっているんですけど、これは、従来の県土整備部が必要とされる、積算されたのがこの6月……。じゃなくて内数

だから、もし、これがなかったとすれば、20億円分6月の補正額は減ったということでしょうか。

○佐野管理課長 県単公共事業の中で20億円、この枠が設けられたということでありますので、その20億円がなければ、当然、その分だけ減ったということではございます。

ただ、近年の特別枠の措置状況を申し上げますと、26年度も20億円、その前の25年度も10億円、そして24年度は17億円ほど措置をしていただいているという状況ではございます。

○蓬原委員 ということは、これは、ある財源から特別に見つけてきて、逆に聞くと、新たに20億円積み増しましたよという理解でいいんですね。

○佐野管理課長 本来であれば減額されるところを、この特別枠で補っていただいているという意味では、上乘せでという考え方もできるんじゃないかと思えます。

○蓬原委員 そして、その言葉どおりいけば、地域経済活性化と防災対策ということなんですが、主に、道路、河川、砂防となっておりますけれども、改めてお聞きしますが、大体どういう事業を想定されているのでしょうか。

○佐野管理課長 細かなところは、私のほうではなくてそれぞれ各課のほうでお答えいただければとは思いますが、先ほども御説明しましたけれども、県道の拡幅ですとか、歩道の設置、そういった生活に密着した道路の整備あるいは浸水被害を軽減するための河川内の掘削ですとか、砂防における土石流対策、そういったものを予定するというところで考えております。

○蓬原委員 知事選がありましたけれども、骨格と肉づけと分けずに、こういうその経済の活性化、緊急経済対策ということを考えれば、2

月議会の当初で組んだほうが、この経済の波及効果はよかったのではないかと指摘をする議員もいらっしゃるんですよ。でも、普通だったら3月に成立するのが、もう6月ですからね、3カ月おくれになるわけですよ。

だから、経済の活性化ということを考えると、3カ月分、予算の成立がおくれたわけですから、それを取り返すためには、経済活性化が目的である部分があるならば、早く発注してあげないとよくないわけですよ。

これまで、国においても緊急経済対策は15カ月予算だったり、二十何カ月予算という言い方をしてきたことも切れ目なくやってきたわけで、そのあたりのところの考え方はどうでしょうかね。3カ月予算の成立がおくれたが、さて、経済の活性化ということを考えると、早く発注したほうが、3カ月おくれたことになるけれども、その対応はどうされるかと。

○佐野管理課長 まだ、27年度の公共事業等の施行に関する県の方針というのは示されておられません。まだ、これは総務部のほうで示されると思いますけれども、県土整備部としましては、昨年も早期発注に努めて、本年度は繰越額が減少しているという状況にはございますが、計画的な発注に努めて、昨年同様、早期発注に努めたいと考えております。

○蓬原委員 言葉尻とらえるところじゃないんですけど、今、27年度の何とか発注方針が決まっていっておっしゃいましたか。もう27年度始まっていますよね。

○佐野管理課長 昨年度は、国の26年度の実施方針というのが出されまして、それを受けるような形で、総務部で公共事業の施行方針というのが4月に出されております。

それにつきましては、まだ、現段階では骨格

ということで、今回、肉づけを御審議いただくという状況でありますことから、方針が、こういったものが、まだ出されていないという状況でございます。

○横田委員 227ページの収用委員会費のことをちょっとお尋ねしたいんですけど、収用委員会会議費ということで、今回1,565万6,000円の増額補正になってますけど、これ、どういった使い方をされるのか、教えていただきたい。

○山路用地対策課長 ここで収用委員会会議費となっておりますが、実は、自主的な収用委員会の運営に要する経費でございます。もちろん収用委員の報酬等もありますけれども、今回1,565万6,000円の増額を予定しておりますのは、主に収用裁決をする場合に、土地とか建物の補償額を収用委員会のほうで算定するわけなんですけど、その場合に、鑑定が必要なケースもございますので、その鑑定を外部に委託した場合の経費として、約1,500万円ぐらい肉づけで増額するという予定にしているところでございます。

○横田委員 今年度、収用予定というのはあるんですか。

○山路用地対策課長 今、収用委員会で審議している案件につきましては、東九州自動車道の清武南から日南間の案件が、国のほうから昨年度7件一括で申請がございまして、そのうち4件は裁決まで終わっております。残り3件を、現在審議中とございまして、年内には全て終わらせて、清武南一日南間の用地は全てそれで終了する予定となっております。

○横田委員 昨年度が2,900万円の予算で、最終予算が650万円ということで、かなり少なくなっているんですけど、これは、収用委員の報酬は当然払わんといかんわけですけど、そのほかに

今言われたようなことがなかったということなんですかね。

○山路用地対策課長 毎年度、収用委員会で、先ほど申しあげました鑑定に要する経費といたしまして2,000万円ほど年間予算で予定をしておりますが、昨年度は、そういう鑑定を必要とするような案件がございませんでしたので、その関係で約2,000万円ほど落としたということもあります。案件の内容によりまして、その年によって鑑定が必要な場合とない場合がございますので、昨年度は大幅な減額となったところでございます。

○横田委員 はい、わかりました。

○二見委員長 関連質問はありますか。ほかに質問はありませんでしょうか。

それでは、以上で、管理課、用地対策課、道路建設課、道路保全課の審査を終わります。

続きは、明日の10時から再開いたします。  
暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

---

午後3時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで皆様にお伺いします。

本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

○横田委員 午前中に、商工で、耐震補強に対しての融資枠の話がありました。私も一般質問で取り上げたことがあるんですけど、観光とかキャンプとかMICEとか、いろんな誘致をしてるんですけど、お客さんが来てから、受け入れるところがなかったら、もうどうもならないと思うんですよ。

さっき、高橋委員と話した中でちょっと出たんですけど、1件しか、手を挙げるところがなかつ

たということで。もしかすると改修に対しての体力がないから手をよう挙げんのではないかという話もちよっとあったんだけど、もし、そういうことで、今回の改修に耐えられなくてやめるといふようなところが出てくると、非常に大きな問題だと思うんですよ。いろんな政策の整合性とか、そういうのを考えても、やはり何らかの形でちゃんと残ってもらえるような、これは融資ですよ、融資じゃなくてほかのことも考えるべきじゃないのかなって思ったりもするんですけども、いかがでしょうか。

**○二見委員長** これにつきまして、皆さん、ほかに御意見はありませんか。

**○西村委員** 前、何か対象施設みたいな、一回出たと思うんですよ、対象施設が。既に、もう自前でやったところと、こういう補助金とかもらわんとできるところがあって、デパートだったりとか、そのとき、名前が上がったと思うんですが。対象施設がこのぐらいあって、そのうちの1件、きょう具体名出してないけど、そこを、何か聞いたほうがいいんじゃないですかね。

**○二見委員長** 暫時休憩します。

午後4時2分休憩

---

午後4時5分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

本日の審査内容について御意見等があればお願いいたします。

**○高橋委員** 横田委員がおっしゃった大規模建築耐震化金融支援事業に1件しか手を挙げないという現状を見たときに、なかなか体力的に融資を受けることが厳しいという判断も中にはあると思うんですよ。そういう意味では、融資を受けるための体力をつける施策も県はしっかり取り組むことを並行的にやるべきじゃないかと

いうことだと思います。

**○二見委員長** ほかに、何か御意見はありますか。

**○蓬原委員** ほかに、所得の問題ですね。ふるさと創生、Uターン、Jターン、Iターンもいる中で、宮崎県は全国平均の8割しか所得がないと。

これは、なかなか二の足を踏ませることになるんで、産業振興戦略でしたかね、そのあたりで短期的、中期的、長期的あるけれども、何かこういう底上げを図れるようないい計画をつくってほしいなと思いました。意外とここが大きなかなめになると。これをがうまくいかないと、ずっと宮崎県は後進県から脱しないで、若者もふえない、若者は出ていくということになるかなと思いましたのでね。

**○二見委員長** ありがとうございます。

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

午後4時7分散会

平成27年 6 月 25 日 (木曜日)

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (8 人)

委員 長	二見 康之
副委員 長	河野 哲也
委員	蓬原 正三
委員	横田 照夫
委員	松村 悟郎
委員	野崎 幸士
委員	高橋 透
委員	西村 賢

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	凶師 雄一
県土整備部次長 (総括)	長友 重俊
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	東 憲之介
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	大迫 忠敏
高速道対策局長	前内 永敏
部参事兼管理課長	佐野 詔藏
用地対策課長	山路 博
技術企画課長	木下 啓二
工事検査課長	甲斐 重隆
道路建設課長	瀬戸長 秀美
道路保全課長	馴松 義昭
河川課長	土屋 喜弘
ダム対策監	秋山 克則
砂防課長	永井 義治

港湾課長	蓑方 公
空港・ポート セールス対策監	明利 浩久
都市計画課長	森山 福一
建築住宅課長	上別府 智
営繕課長	山下 幸秀
施設保全対策監	宮里 雄一
高速道対策局次長	奥 泰裕

事務局職員出席者

総務課主幹	河野 剛
議事課主任主事	沼口 恭一郎

○二見委員長 委員会を再開いたします。

引き続きまして、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○土屋河川課長 河川課でございます。

当課の平成27年度補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成27年度 6 月補正歳出予算説明資料の239ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一番上の行の左から 2 列目の補正額の欄に示しております44億1,196万1,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、右から 3 列目の補正後の額の欄にお示ししております172億4,636万2,000円となります。

以下、主なものについて御説明をいたします。

241ページをお開きください。

上から 5 行目の (事項) 河川管理費でございますが、右隣に示しておりますように、2,774万3,000円の増額であります。

これは、下の説明の欄に示しておりますように、河川等の維持管理に要する経費であります

が、2の河川パートナーシップ事業は、河川管理施設や河川空間をより良好に維持するために、堤防の草刈り作業や管理用通路の簡易な路面補修にあわせて堤防等の状況確認を地元自治会等を実施していただき、官民協働による河川管理の一層の推進を図るものでございます。

次に、中ほどの(事項)公共河川事業費は、18億6,457万1,000円の増額であります。

これは、国の補助により実施する河川改修や津波対策などに要する経費であり、下の説明の欄に示しておりますように、1の広域河川改修事業から5の総合流域防災事業までの5つの事業により、祝子川や北川などで堤防の整備や宅地のかさ上げなどを行うとともに、6の津波・高潮・耐震対策河川事業により、津波の被害が想定される河川において、堤防のかさ上げや、樋門の自動閉鎖化などの整備を行うものであります。

242ページをお開きください。

上から3行目(事項)県単河川改良費は3億3,725万9,000円の増額であります。

これは、国の補助事業の対象とならない河川改修や河川の堆積土砂除去などに要する経費であります。

その下の(事項)県単河川修繕費は1億40万円の増額であります。

これは、下の説明の欄に示しておりますように、河川管理施設の維持修繕や水門の管理などに要する経費であります。

次に、下のページ243ページをごらんください。

上から3行目(事項)県単自然災害防止河川改良費は4,200万円の増額であります。

これは、市町村の地域防災計画書に掲載されている危険箇所地域において実施する、河川改

修などのうち、補助事業の対象とならないものに要する経費であります。

次に、下から3行目(事項)直轄河川工事負担金は、1億7,698万4,000円の増額であります。

これは、下の説明の欄に示しておりますように、国の直轄河川事業や海岸事業に対する県の負担金であります。

244ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共海岸事業費は、7,680万円の増額であります。

これは、老朽化等による損傷や機能低下をしている海岸保全施設につきまして、補修による機能回復を行うとともに、津波や高潮に対して機能強化を行うことで防災対策を行う経費であります。

次に、下のページ、245ページをごらんください。

中ほどの(事項)公共土木災害復旧費15億9,032万4,000円の増額であります。

これは、道路や河川など被災した公共土木施設の復旧に要する経費であります。

河川課は以上でございます。

○永井砂防課長 砂防課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

平成27年度6月補正、歳出予算説明資料の247ページをお開きください。

当課の補正額は、16億4,039万8,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、52億5,277万4,000円となります。

以下、その内容につきまして、主なものを御説明いたします。

249ページをお開きください。

まず(事項)公共砂防事業費であります。

これは、土石流のおそれがある溪流での砂防

堰堤などの整備や、地すべりのおそれがある箇所での対策工事、既存の砂防設備等の緊急改築等に要する経費で、8億6,350万円の増額であります。

次に(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。

これは、崖崩れのおそれがある箇所での擁壁工やのり面工等の整備などに要する経費で、4億6,906万2,000円の増額であります。

次に、250ページをお開きください。

中ほどの(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。

これは、既存の施設の維持修繕などを行う工事や、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する補助金等に要する経費で、1億3,030万円の増額であります。

砂防課は以上であります。

○**葦方港湾課長** 港湾課であります。

当課の補正予算について、御説明いたします。

平成27年度6月補正歳出予算説明資料の251ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で9億9,223万4,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、71億231万円となります。

以下、その内容につきまして、主なものについて御説明いたします。

253ページをお開きください。

まず、上段の(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。

これは、台風や河川洪水などにより、海岸に大量に堆積しました漂着流木などを緊急的に除去する事業で、2,625万円の増額であります。

次に、中段の(事項)港営費であります。

1の改善事業「油津港利用・大型客船誘致支援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、254ページをお開きください。

中段の(事項)公共港湾建設事業費であります。

これは、港湾施設の機能強化や安全性などを確保するため、国庫補助事業などにより、県内港湾において防波堤や岸壁などの整備を行う事業で、4億8,021万2,000円の増額であります。

次に、255ページをごらんください。

(事項)港湾災害復旧費であります。

これは、台風などにより被災した公共港湾施設を原形に復旧する事業で、1億4,977万1,000円の増額であります。

次に、委員会資料の9ページをお開きください。

改善事業、油津港利用・大型客船誘致支援事業について、御説明いたします。

本事業は、日南市が事業主体として実施している、油津港でのタグボート回航経費の助成事業に対し支援を行うものであります。

まず、1の事業の目的・背景であります。まず、チップ船や客船などの大型船が港へ入出港する際には、港内での旋回や着岸時の安全性を確保するため、タグボートによる補助作業が必要ですが、油津港にはタグボートが常備されていないために、志布志港などからの回航、つまり、油津港までタグボートを輸送してこることが必要な状況であります。

このため、県としましては、平成24年度から日南市が実施する回航費の助成事業に対しまして支援を行っているところでありますが、平成27年度からは、日南市が大型客船に対しまして、回航費の全額助成を行うこととなりました。

ことから、県も市と一体となって支援を行い、さらなる油津港の利用促進や、大型客船の誘致活動などの推進を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。

予算額は690万円をお願いしております。財源は、全額一般財源であります。

事業期間は、平成27年度から平成29年度の3カ年であります。

事業内容であります。事業主体の日南市が行うタグボート回航費の助成事業に対しまして補助を行うものであります。

対象船舶は、チップ船、RORO船などの貨物船及び客船としております。

補助率は、日南市の助成額の2分の1以内としております。

次に、日南市の助成事業と県の補助の内容を、中ほどの図で御説明いたします。まず、図の上のほうをごらんください。

チップ船などの貨物船につきましては、着色の部分になりますが、日南市が回航費の3分の1を荷主などに助成いたします。県は、日南市に対しまして、日南市助成額の2分の1を補助しますので、日南市の実質の負担額は、回航費の6分の1となります。これにつきましては、従来どおりで変更はございません。

次に、図の下のほうの客船についてですが、平成27年度から、日南市は、従来の3分の1の助成を全額助成に拡充することとしております。県は、日南市助成額の2分の1を補助しますので、日南市の実質の負担額は、回航費の2分の1となります。

最後に、3の事業効果であります。

荷主などの負担軽減につながり、油津港の利用促進が図られるとともに、大型客船の積極的な誘致活動を推進できることから、輸出入貨物

の拡大や、外国人旅行客の増加につながり、日南市だけではなく、周辺地域を含めた地域経済の発展が図られるものと考えております。

港湾課は以上であります。

○森山都市計画課長 都市計画課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

平成27年度6月補正歳出予算説明資料の257ページをお開きください。

当課の補正予算額は、8億32万8,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は30億4,713万7,000円となります。

以下、その内容につきまして、主なものを御説明いたします。

259ページをお開きください。

まず、一番下の段(事項)改善事業「おもてなしの景観まちづくり推進事業費」であります。この事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、260ページをお開きください。

一番下の段(事項)公共街路事業費であります。

これは、国からの交付金を受けて、都市計画道路の整備を行う事業に要する経費であります。

都市における円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るため、街路整備を行うものでありまして、5億6,221万円の増額であります。

次に、261ページをごらんください。

1段目(事項)公共都市公園事業費であります。これは国からの交付金を受けて、都市公園の整備を行う事業に要する経費であります。

誰もが安全で、快適に利用できる都市公園を目指し、老朽化した施設の更新等を図り、安全、安心な公園整備を行うものでありまして、5,809

万3,000円の増額であります。

次に、2段目(事項)県単都市公園整備事業費であります。これは都市公園施設の補修等の整備を行う事業に要する経費であり、8,423万円の増額であります。

次に、委員会資料の10ページをお開きください。

改善事業、おもてなしの景観まちづくり推進事業について、御説明いたします。

まず1の事業の目的・背景についてであります。

平成27年3月までに、県内全ての市町村が景観法に基づきまして、景観行政を主体的に行います景観行政団体に移行しました。

そのうち、10の市町村におきまして、具体的に地域の景観まちづくりの取り組みとなります。景観計画が策定されております。

県としましては、引き続き市町村の景観計画策定を支援いたしますとともに、景観啓発の研修会等の開催や、専門知識を有する景観アドバイザーの派遣によりまして、県内各地域での主体的、かつ持続的な景観に配慮したまちづくりの実現を図ることを目的としております。

次に、2の事業の概要についてであります。

まず、予算額であります。750万8,000円で、財源は全額一般財源であります。事業期間は、平成27年度から29年度までの3年間であります。

次に、事業内容についてであります。

①景観行政団体であります市町村が取り組みます景観計画策定につきまして、引き続き支援を行ってまいります。補助率につきましては、市町村の財政力指数が、県の財政力指数より低い場合は3分の1以内、高い場合は4分の1以内としております。

②県民や市町村・県職員に対する景観に関する研修会等を開催いたします。

③民間の専門的知識やノウハウを生かした景観まちづくりへの取り組みへの支援を行います。これは、先ほど申し上げました、景観アドバイザーの派遣でございます。

最後に、3の事業効果についてであります。

(1)であります。市町村が地域の実情に合った景観計画を策定しますことで、先人が築き守ってこられました歴史的・文化的な景観の保全や、新たな美しい町並み景観等の形成が図られると考えております。

また、(2)であります。地域づくりリーダーの育成や活動団体相互の連携強化を図ること、景観のまちづくりの活動が活性化しますとともに、県民の関心が高まることで、住民の自主的かつ持続的な景観まちづくりの実現と定着が図られると考えております。

都市計画課は以上であります。

**○上別府建築住宅課長** 建築住宅課であります。

当課の補正予算について、御説明いたします。

平成27年度6月補正歳出予算説明資料の263ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億5,441万円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は23億6,131万円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

次の、265ページをお開きください。

まず、上から5行目(事項)建築物防災対策費であります。

これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費で、2,404万9,000円の増額であります。

下の説明欄に改善事業が2つ上がっておりますが、説明欄2の木造住宅耐震化リフォーム推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明します。

次に、説明欄3の改善事業「被災建築物・宅地応急危険度判定体制整備事業」193万2,000円ですが、これは、大規模な地震等の際に、二次災害を防止することを目的とした被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の体制を整備する事業であります。

次に(事項)建築物地震対策費であります。

これは、木造住宅を除く建築物の耐震化の促進に要する経費であります。

大規模民間建築物等の耐震改修費用の負担を軽減するため、国の支援制度を利用し、建物所有者に補助するものでありまして、1億3,341万2,000円の増額であります。

続きまして、委員会資料の11ページをお開きください。

改善事業「木造住宅耐震化リフォーム推進事業」について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。本県では、南海トラフ巨大地震に備え、減災のため、住宅の耐震化の促進が急務でありますことから、これまで、木造住宅の耐震診断と耐震改修に対する補助を行う市町村を支援し、県民に対する普及、啓発を行ってきたところであります。

今回、耐震改修設計を新たに補助対象に追加して、診断・設計・改修の一連の流れの全てを補助対象とすることで、さらなる木造住宅の耐震化の促進と減災を図るものであります。

次に、2の事業の概要ですが、(1)の予算額は、1,643万1,000円です。

(2)の財源は、国庫支出金5万1,000円、一般財源1,638万円です。

(3)の事業期間は、平成27年度からの3年間です。

(4)の事業内容ですが、①の耐震診断及び③の耐震改修については、従来からある補助制度でありますので、今回、新たに補助対象とします②の耐震改修設計について御説明いたします。

これは、耐震改修設計に補助を行う市町村への補助でありまして、1件当たり15万円を限度としており、耐震改修の設計費用が15万円の場合、市町村が所有者へ3分の2の10万円を補助し、県は、そのうち4分の1の2万5,000円を市町村へ補助します。所有者の自己負担額は3分の1の5万円となります。

そのほか、耐震化について県民の意識を高めるための普及・啓発に関する事業を実施してまいります。

次に、3の事業効果ですが、このように住宅所有者が耐震化に取り組みやすい環境を整備することで、住宅の耐震化が促進されますので、大規模地震等による住宅の倒壊等を未然に防止し、県民の生命や身体の保護が図られるものと考えております。

補正予算につきましては、以上です。

続きまして、16ページをお開きください。

議案第14号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

これは、県営平和ヶ丘団地4号棟建設主体工事の工事請負契約の変更についてです。

1の県営平和ヶ丘団地建替事業の概要ですが、当団地は、下の団地位置図のとおり、宮崎市の平和台公園の北側に隣接する住宅地の一角にあります。

(5)の事業計画ですが、全体として4棟175戸の建てかえを行うものであり、これ

までに1号棟から3号棟までの3棟を建設し、ことし3月に4号棟に着手したものであります。

全体事業費は約31億円であります。

次に、2の4号棟建設工事の概要であります。鉄筋コンクリート造7階建て42戸であります。

次に、3の工事請負契約の概要であります。5億3,082万円であった契約金額を、182万8,895円増額しまして、5億3,264万8,895円に変更するものであります。

契約の相手方は、吉原建設株式会社で、工期は平成28年8月12日までとなっております。

次に、4の変更理由であります。公共工事設計労務単価の改定により、新たな単価で契約を行うものであります。

建築住宅課は以上であります。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

**○野崎委員** 河川管理費のパートナーシップ事業について質問します。

先日僕も現場にパートナーシップの現場の立ち会いをしたんですけれども、年に2回は認めると、3回目は現状を確認してやるということです。年に2回ということは、半年に1回ということで河川の景観、あとは、そこにごみを捨てたりとか、例えば、通学路だったら防犯、何か連れ込まれてとか、そういう危険箇所がいっぱいあります。背景には市町村合併があって自治会の活動もちょっと困難になった事情もあるんですけれども、このパートナーシップ事業でもらうお金を財源として使っている自治会もいっぱいあるんですね。

2回というか、3回やってるところもあるんですけれども、もう3回目諦めて出ないと思っ

てやるところもあるんですが、できれば3回目も見ることはできないのかなと思ひまして、そこはどうでしょうか。

**○土屋河川課長** 河川パートナーシップ事業の件でございます。

今、委員の御質問にありましたように、河川パートナーシップで地元のほうに草刈り作業等していただく場合のルールといたしましては、2回までが原則ということになっております。

面積も500平米以上ということで、面積に応じて報酬額を算定しております。2回目以降は単価のほうもちょっと下げてということで。ただ、ルールの中で、原則は2回までなんですけれども、3回目につきましては、やはり現場それぞれの条件がございます。治水上ですとか、住民の生活への影響ですとか、周辺土地への影響、いろいろな状況がございますので、そういったところを各事務所で判断していただきまして、それで妥当だということについては3回目までは、2回目と同じ報酬ということで実施をしてくれているところでございます。

**○野崎委員** 今のお話を自治会の方がみんな知ってるかどうかちょっとわからないんですけれども、3回目もこういう条件ならできますよと、もっと周知してもらって。一応文面はあるんですけれども、なかなかあれじゃあ判断ができないので、やっぱり非常に河川が荒れているのがわかるんです。だから、そこら辺をまた周知をしていただきたいと思ひます。

もう1点、河床は、砂利がいっぱいたまっていて非常に川底が上がってて、堤防との差がなくなって災害に非常に危険だと思うところが何か所もあるんですね。

あと、ヨシですかね。植物が、そこら辺の県全体を見なきゃいけないと思うんですけど、ど

のくらい把握されているのかなと思って。

**○土屋河川課長** 県内の河川状況を見てみますと、やはり委員がおっしゃるように堆積土砂が著しい傾向の河川、区間、逆に言いますと非常に浸食が進んでまして、橋梁の橋脚ですとか、護岸の根がもうあらわれたりしている箇所、そういうところがございます。そういった中で、過去ずっと見てみますと10年前の平成17年の台風14号で、山間部で場所によっては1,000ミリを超える雨が降りまして、その中で複数の山の斜面崩壊等で河川に流入をしてきてるということで、その当時については、かなりの量を土砂除去したところでございます。

その後は、家屋の浸水等の危険性があるとか、そういったところを現場で確認しながら、優先順位をつけて適正な維持管理という観点から除去しているところでございます。現在、いろいろな河川の堆積状況を調べる中で、今後はやはり堆積土砂として除去すべきボリュームということで、これは県単だけではなくて、河川改修等でも川を広げる一方で堆積土砂も掘削していきますんで、そういったところも含めてトータルで現時点で県内で約133万立米ほど対象の土砂があると考えております。公共河川改修の計画の中で堆積土砂を掘削したりですとか、先ほど言いました優先順位を現場を確認しながら、適正な維持管理ということで堆積土砂の除去をしているところが現状でございます。

**○野崎委員** もう1点お聞きしますけれども、河口に砂がたまって、川の形が変わって、例えばシラスとかアユとかの遡上に、生態系に非常に影響する河口があるんですね。要は浅くなっているところとか、そこら辺の把握はされているのかなと思うんですが。

**○土屋河川課長** 今の御質問、河川の堆積、河

床の状況が河川環境へ与える影響ということだと思うんですけれども、県内の河川につきましては、河川法上で法定計画をつくるようになってます。

将来的に目指す姿ということで、まずは基本方針を策定して、その中で今後10年ないし20年でやる実際のメニューを河川整備計画ということで、計画を策定するようにうたわれています。

その中で、現況の河川につきましても、環境調査等をやりまして、例えば瀬ですとか、ふちですとか、河川の生物に有効な生息状況等の現状も把握をしながら実際の工事ではそういった河川の環境への影響を及ぼさないようにということで、工事を実施しておりますし、実際に現場を担当される技術者の方にも定期的にそういった技術の習得ということでの研修会等も含めて、環境の保全に取り組んでいるところでございます。

**○野崎委員** これも幾つか電話があって、僕も河川のことをちょっとやってるもんですから質問させてもらいましたけれども、もちろん、災害がまず一番と河川の資源、アユとか、シラスとか、減少してますので、そこがまたその河川の形が影響するならば、またそこは研究してもらって、改善していただきたいなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

**○横田委員** この河川パートナーシップ事業始まって、もう大分たつと思うんですけれども、すばらしい事業だと思います。

今、県内で何か所ぐらい、これ、やられているもんですか。

**○土屋河川課長** 昨年度の実績で申し上げますと、569団体が参加していただいております。草刈りの面積につきましては、569団体で369万平方メートルを実施しているということでござ

います。

先ほど、予算説明資料のほうでもお話ししましたけれども、それ以外にも簡易な堤防のへこみですとか、そういった補修というのも実施できるようにしております、ちなみにその実績で申し上げますと、簡易な管理用堤防の路面の補修につきましては7団体、これは砂利等を投入するというので、ボリュームで管理しておりますんで、7団体で136立米ということでの路面の簡単な維持補修についてのパートナーシップで、地元の方に御協力をいただいているところでございます。

**○横田委員** この事業は、これからまだまだ団体がふえても大丈夫ということで理解していいんですか。

**○土屋河川課長** 県単の河川課の予算の全体というのは、限られておる中で非常に、先ほどからの話にありますように、当然河川管理の中では、洪水対策防止ということで治水が一番重要なところだと思うんですが、それに加わりまして、環境とか、河川の利用を考えますと、やはり住民の方が河川の中に入っていただいたり、親しむ機会が多ければ多いほど、その地域の河川もきれいになってくると思います。そういった中でこういったパートナーシップに手を挙げていただける団体がいらっしゃれば、積極的に対応していきたいと思えますし、先ほど野崎委員からもありましたように、ちょっと周知が足りない部分もあるのかなと思っておりますので、さまざまな機会を通じて、パートナーシップの事業の内容についてもあわせて周知していきたいと考えております。

**○横田委員** 地元の住民が自分たちの力でも河川の美化を図っていきましようということでやられてるわけで、それに加えて県の事業費もか

なり節約できるというのもあると思いますので、できるだけそういう事業に県民が参加していただけるように頑張ってもらえたらと思います。

私の周りもやってるんですけども、すごくきれいになって、やっぱりやっただけのことはあるなとみんなが実感してもらってるぐらいきれいになりました。魚とか、ホテルとかもどんだんいるようになって、一生懸命やってきれいになればなるほど、さっき野崎委員が言いましたけれども、土砂が気になるんですね。土砂、何とか除去してもらえんやろうかという相談も結構あって、私自身が見て、これぐらいならちょっと無理かなと思うような相談もあるんですけども、でも一生懸命やればやるほどもっときれいになりたいという思いもあると思いますので、できるだけ、そういう要望に対しても応えていただけるように頑張ってもらえればいいなと思います。よろしくお願いします。

**○高橋委員** それこそ、けさ新聞に出ていましたね。日南の団体が赤いカンナを植栽されて、私も時々行きますけれども、官民協働の事業ということで、本当にすばらしい事業だと評価をします。先ほどありましたけれども、増額補正というのは、いわゆる、団体がふえるんだよということでの増額補正と理解したほうがいいんでしょうね。回数をふやすとか、要望もあつたようですけども、そういう目的じゃなくて、本来の意図は、パートナーシップ事業に、まだ参加したいんだよという、そういう可能性があるということでの増額補正でしょうか、確認します。

**○土屋河川課長** 今回の6月議会の補正につきましては、御承知のように2月議会で骨格予算ということで8割の予算立てをしております

て、その関係で全体的にいいますと2割を今回肉づけとして予算立てしてるということでございます。

○高橋委員 それは理不尽と言うと言い過ぎですけれども、もともと団体がやってるのに、じゃあ、骨格で削ったということと理解せざるを得んとですかね。

○土屋河川課長 4月から6月までの、これまでの実績、申し込みの状況を考えますと、8割の予算立てをすれば、年度当初のパートナーシップについては対応できるということで、骨格予算についてはそういう計上をしたところでございます。

○高橋委員 ちょっと、難しく考えんほうがいいのかな。

○土屋河川課長 済みません。ちょっと私、勘違いしてまして。

パートナーシップに限定をいたしますと、骨格予算は半分でございます。今回ので、同額を増額しているということでございまして、骨格の計上の半分の金額で年度当初分については対応できるということで考えたところでございます。

○高橋委員 余り、細々と追求しませんけれども、要するに、このパートナーシップ事業の伸び代はないということで、理解をします。

ということは、野崎委員もいろいろと要望されましたけれども、今後、この事業については、需要といたしますか、地域で取り組みがふえそうだが、そしてまた今以上にやろうという機運があるということもあるようですから、予算獲得には努力いただきたい。もう1点、河川の中、例えば中州ができちゃって、木が生い茂るところがありますよね。そこまで何とかしたいというところは可能なんですかね。

○土屋河川課長 河川パートナーシップにおきましても、河川内の草につきましても貴重種を保護するための外来種除去だとか、そういった目的で河川内の草について刈ることができるということになってます。

ただ、木につきましても、逆に言いますと洪水時の流れの支障になりますし、木が大きくなると作業も非常に困難になります。その部分について、労力とか、機械とか、いろいろ出てきますので、それは外注して我々のほうで撤去するというのを基本に考えております。

○高橋委員 要するにパートナーシップ事業の範疇じゃないということで理解をすべきですね。

○土屋河川課長 洪水の阻害になっている木については、対象外ということで考えております。

○松村委員 私も一般質問で道路の住民参加型の沿線美化という話もさせていただいたし、河川についてもパートナー事業、同じような住民参加型なんで、ぜひ進めていただきたいということと、私もパートナーの団体の一員として、河川の草刈り等をやってるんですけれども、質問があったように参加していただく方は、非常に、徐々にふえております。

一つは、管理道路、お話の中で、例えば堤防上部のでこぼこ等があったら、それを直すというのもパートナーシップにありました。上部関係の管理道路が、我々も管理するときに、軽トラックとか、作業車とか、そういうところを持つていくために土木事務所のほうには、上のほうの整備というか、簡易舗装でもできないかというお話もずっとさせていただいているんですけれども、もし、できないんでしたら、材料を出してくれれば住民でやりますよというお話もできると思うんです。

堤防の上部、管理道が、ある程度簡易舗装し  
てであると、非常に周年かけての堤防側面の管理  
が非常に楽になる。

それで、もっと通年で美化というところにも  
つながりますし、あと通年、散歩道になって、  
市民の皆さんが、川に親しく近づいていただ  
くってという意味でも、今ウオーキングとかあり  
ますけどね、そういう希望が結構あるんですよ。  
私も長年そういう話もさせていただいてい  
るんですけども、いわゆる管理道として上を簡  
易舗装するには予算もないけれども、それが適切  
かどうかということもという……。堤防の構  
造上の問題とかいろいろあって、もやもやとそ  
の話続いたんですけども、やはり安全とかも  
含めて、そちらのほうがずっと進むと思う。財  
政がないんだったら、材料支給でパートナーの  
皆さんにやっていただくとか、知恵を絞れば少  
ない予算で効果的になるし、ぜひお願いしたい  
なと思ってるんですけども、どうでしょうか。

**○土屋河川課長** 先ほど、昨年度の河川管理用  
通路の路面の簡易補修の実績を御報告させてい  
ただいたんですけども、河川パートナーシッ  
プ、官民協働ということで、委員おっしゃいま  
したように、この路面補修につきましては、県  
のほうで材料購入をして、支給を地元の方にす  
る。大きな作業になると当然我々が発注して、  
機械施工になるんですけども、小規模で、ス  
コップで運んで、人力でやれるぐらいの分を想  
定して今の河川パートナーシップの路面の簡  
易補修というのは、実施をしているところでござ  
います。

先ほどありました河川の管理用通路の路面の  
あり方といいますか、利用とか、環境の面とい  
うことにつきましても、いろいろ御提案をいた  
だきましたので、そういったことも含めて検討

していきたいと考えております。以上でござい  
ます。

**○松村委員** 県の管理の、特に小さい河川、町  
の中、都市の景観を含めた河川というのがある  
んですね。ここは非常に住民の皆さんがたくさん  
いる場所なんで、堤防の上部のほう管理道  
路という意味合いで通常取り外せる、ポールと  
いうんですかね、こういうのも立ってる箇所も  
あるんですけども、安全のために置いてたほう  
がいいのか、それとも、外して市民の皆さん  
に散歩していただくような、河川と親しめる、  
パートナーシップじゃないですけども、そう  
いうところに持っていくかも検討していただ  
いたほうがいいのかなと思います。

もっと、町と融合した河川パートナーシッ  
プ事業というかね、そういうのをさせていただ  
くありがたいかなと思います。

簡易舗装もあわせて要望しておきたいと思  
います。

**○蓬原委員** 河川課かな。外来種の植物があり  
ますよね、オオキンケイギクという、黄色いコ  
スモスみたいな花とか、セイタカアワダチソウ  
とか。県としては大体何種類ぐらいを除去する  
対象物として指定をされているのかということ  
と、予算上は、どこでどのように、その対応  
をされているのかということをお教えしてくだ  
さい。

**○土屋河川課長** 外来種の対象、それと具体的  
な除去の場所等については把握をいたしてお  
りません。

現状としましては、今議論になってます、草  
刈りににつきましては、治水上、もしくは河川を  
利用されたり、河川の周辺に住居があったり、  
いろいろ土地を利用されてますんで、そういつ  
た影響を考えてパートナーシップで草刈りを

やったり、発注という形で出したりということ  
で実施をしているのが実情でございます。

**○蓬原委員** というのは、どういう種類の植物  
が外来種としていろいろ繁殖力が強いので、こ  
れはまずいということで除去するということを  
やっておられますよね。やっておられるんです  
よ。だから、それ一般の人知らないです。

ところがこういうことがありました。これは  
河川もあり、道路のほうもだったんですけれど  
も、最近よく道路の脇に草が生えてますから、  
歩道だったり、それをボランティアで公民館で  
されたんですけれども、きれいな花がずっと咲  
いてるので、これは残しとこうということで、  
公民館の皆さんは残された。善意で残されたん  
です。そしたら、あるときに土木事務所がどこ  
かに発注されたか、どうかで、それを全部抜か  
れたんです。その公民館としては、せっかくき  
れいな花だから残してたのに、なぜなんだと聞  
いたら、オオキンケイギクという外来種で、非  
常に繁殖力が強いので抜かないといけないんだ  
ということで、その対象になっているという話  
を聞いての質問なんです。

これにもセイタカアワダチソウというのは昔  
からどうしようもないのがありますよね。だか  
ら、今、私が個人的に知ってるのがこの2つで  
すけれども、あとまだほかにもそういうのがあ  
るのかどうか、あるとすればやっぱり皆さんに  
お知らせして、前もってどんどん抜いたほうが  
いいわけですから。それを聞いたところなんで  
す。

**○土屋河川課長** 先ほど、事前にどこの地域に  
どういった対象の外来種がというのは把握をし  
てないということで、お答えをさせていただい  
たんですけれども、例えば、河川の水面にある  
時期植物が……。外来種ですから、かなり繁殖

能力もあるということで、これまでとすると一  
気に繁殖したとかいう状況で、環境等に変化が  
あると、事後対応にはなるんですけども、例  
えばそういったものが外来種なのか、在来種な  
のか、調査をして、外来種であれば除去する  
とか、そういった対応というのは今でもやって  
おります。

**○蓬原委員** だからその県土整備部として、こ  
れと、これと、これは外来で少なからず今の時  
点において非常に繁殖力が強くて、生態系に影  
響を及ぼすのでこれは対象というのが決まっ  
てるはずなんですよね。セイタカアワダチソウも  
それに入ってるかどうか知らないけれども、そ  
の種類は何ですかということを、今、聞いたと  
ころなんです。種類を教えてください。

**○東県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）**

済みません。外来種そのものというのを、県土  
整備部として全てを把握できていないというの  
が実情でございます。

今、委員がおっしゃられたように、外来種の  
除去というのは、環境上あるいは景観上非常に  
大事だと思っております。

外来種の種類について、私たちでもしっかり  
勉強して、今おっしゃられたような形で、地域  
の方々ともパートナーを組んでますので、その  
の方々にもそれを周知徹底しながら、一緒になっ  
て外来種の除去に今後取り組んでまいりたいと  
思います。

大変申しわけないんですが、そういう状況で  
ございます。

**○蓬原委員** わかりました。

私は県土整備部で、これと、これと、これに  
ついてはもう、除去対象物ということが決めて  
あるのかなと思ってたんで、決めてないという  
ことで理解していいんですか。

○東県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

県土整備部として、これだと決めては 아닙니다。

例えば、セイタカアワダチソウが、過去にもいろいろな問題があったときには、やはり道路であるとか、河川の中で、その除去というのをかなりやってきたことがございますけれども、正式に指定をしてるという状況にはないです。

○蓬原委員 ですから、私がさっき例を挙げて説明をしましたがけれども、ある地区の人たちはボランティアで草を刈りました。でもきれいな花が咲いてるので、コスモスみたいにきれいな花だから、景観上いいと思って残したわけですよ。

ところが、しばらくしたら、それを土木事務所がどこかに発注されて抜かれた。なぜかという質問が来たので調べたら、それはそういう外来種として駆除対象になっているので、これは抜くことになっていますという説明で地元は納得されたんです。

ですから、恐らく、県土整備部としては、これは環境との兼ね合いもあると思うんですけれども、そういう道路なり、河川に生えた場合は除去すべきという対象を決めておられるからと聞いて、地元は納得したんですよ。

○土屋河川課長 済みません。ちょっと私も勉強不足で……。

一昨年、昨年度、県の環境部局のほうからオオキンケイギクについては、除去をするよということと通知が来ておまして、それに基づいて事務所に通知をして対応しているということとございます。

○蓬原委員 すると、環境のほうからのそういう依頼というか、通達というか、そういうことですね。県土整備部内の基準として持っておられるということではないということですね。

ついでながら聞いておきますが、セイタカアワダチソウについては、これはそういうのが来てないんですか。

○土屋河川課長 近年は、通知は来てないということまでは確認はできております。

○蓬原委員 わかりました。

あと1つ、野崎委員からもありましたけれども、河川に土砂がたまるという、これずっと私もここで言ってきたんですけどけれども、昔から比べると明らかに土砂の堆積は多いと思います。それと、生態系の話、魚がかなり少なくなってきて、エビもいなくなった、ドジョウもいなくなった、それはもう、原因は、土砂が堆積したことによって石と石の間が埋まって産卵する場所がなくなったという、アカザキ教授でしたか、その方の話も聞いたことありますけれども、じゃあ、原因は何なんだということだと思うんです。そのあたりについては、どうお考えですか。

なぜ今、河川にこうやって土砂がたまるのか。

○土屋河川課長 先ほど説明の中でもちょっと触れたんですけども、一番インパクトがありましたのは、10年前の平成17年の台風10号、これで山間部にかなりの雨が降って、多数の斜面の崩壊があったということで、その後の雨でやはりそこから土砂が流出してきているというのが、一つの要因だと思っております。

河川管理者サイドとしましては、生態系の生育環境の保全という観点からは、工事の中で多自然川づくりということで、いろいろ生態系、生育環境に配慮した形で影響を与えないような工事の配慮をしておまして、さらに山腹からの土砂流出につきましては、県が横断的に、農政、環境森林も含めて、治山事業といいますか、森林の裸地の緑化や民間も含めた植栽ですと

か、我々がやってる多自然川づくりですとか、そういったことに一体的に取り組むということで、現在まで取り組みを進めているところでございます。

**○蓬原委員** 山林からの土砂流出という言葉もありましたけれども、恐らく原因は、山だろろうと思うんです。環境森林部がいらっしゃいますから、ましてや木材振興ということもありますから、あんまり言えないところもあるんですけれども、やはり機械化が進んで、作業道を縦、横つくりますよね。昔は切り出してある一本道だけで馬で引き出す時代でした。

大雨が降ったら、土砂も確かに流れてくるんですが、大水が出る分、本当はそこは洗って、本当に川の汚れを一層するんですよ、台風というのは。

ところが、それが最近あんまりされなくなつたですね。一説には、余りにも堤防がきれいででき過ぎたからという、これは素人の考えもあるけれども。

その山林からの土砂流出っていうのがかなりあるんだらうと。恐らく私は間違いないと思ってます。だから、そのあたりについては、そういう木材振興の兼ね合いもありますので、ましてや今は、山をものすごく機械化が進んでますから、大きな作業道通すわけですよ。一概に言えないんでしょうけれども、時間がかかるんでしょうが、できたらそういう生態系の保全、復活という意味でも、環境森林部と横断的に、どうやったら川の昔の清流を取り戻せるかということ、やっていただくといいなと思ってますけどね。

**○東県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）**

環境森林部等々の横断的な、一つの事例でございますけれども、県北の耳川という川がござい

ます。平成17年、大きな災害を受けました。山腹崩壊も大きくあったということで、国、県、市、いろんな形で、環境部局も含めて総合土砂管理計画をつくっております。その中で、九州電力のダムもあるということで、力を合わせて、川にとって何がいいか、耳川らしい川をどうつくっていくかということ、土砂という観点を持って環境森林部等も含めていろいろ計画をつくった中で今進めて、そのフォローアップもしながら、なかなか時間のかかることだとは思ってますけれども、そういう取り組みも行っているということでございます。

**○蓬原委員** はい。お願いします。

**○二見委員長** 関連した質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** なければほかの項目についての質問はございませんか。

**○高橋委員** 委員会資料9ページの油津港利用・大型客船誘致支援事業でお尋ねしますが、貨物船に加えて、客船へのタグボートの支援は本当にありがたいことで、お礼申し上げます。

それで、貨物船は3分の2が荷主負担になって、客船は全額助成するじゃないですか、それは問題ないのかなというのが1点。

それと、客船の全額助成というのは、全国に寄港するところがあるんでしょうけれども、当たり前の世界なのかな、その辺を教えていただくとありがたいです。

**○葦方港湾課長** この日南市助成事業と県の補助の件で、貨物船については従来どおりということでございますけれども、客船については、今、大型客船の寄港とかもふえてきてますし、外国観光客の誘致につながるということで、日南市で全額助成を行いたいということになりましたので、県としましては、それに対しての2

分の1を助成して、支援するというごさいます。

貨物船については、従来どおりということごさいますけれども、日南市もそういう客船について拡大したいということごさいます。県もそれについて2分の1を合わせて補助を行いたいと考えているところごさいます。

あと、助成についてです。タグボートについては、ほかの港では、港の中にタグボートを常に配置してある港もかなり多いわけごさいますけれども、油津港は、常駐ではなく、ほかのところから持ってくるということになっておまして、今、油津港と同じような形で行政で、ほかのところから持ってくる回航費の一部を助成している港というのは、全国で2港があると確認しておるところであります。

場所については、鳥取県の鳥取港と、高知県の宿毛港で回航費の助成を行っているところごさいます。

○高橋委員 余計な心配かもしれませんが、私がお尋ねしたいのは、貨物船から、荷主からやっかみが来ないのかなという、そういう心配、客船は全額助成して、タグボート代がただじゃないですか。そういう意味でこんなありなのかなと、日南市も誘致のために思い切ってやったんでしょけれども、問題は別にないんですよ。

○蓑方港湾課長 これ、問題はないといひますか、気持ちはあるのかもしれませんが、これで問題はないと考えております。

○高橋委員 わかりました。

今、課長からもありましたように、日南の油津港にタグボートの常駐がないということ、これも過去私も質問したことがありましたけれども、結局頻度の関係で費用対効果で常駐が

ちょっと厳しいという答弁も過去いただいておりますが、今回、この客船が頻繁に来ることで、その頻度が高まるということ、将来的に常駐の可能性が高まってくるというようなことはないでしょうか。

○蓑方港湾課長 大型船の寄港も、今、チップ船とかが入港していないときとか、既存の定期航路が使っていないときとか、バランス調整といひますか、入れるときに限られてるところもありますし、大型船の客船の入港の数で、タグボートの常駐というところまでは、なかなか厳しい状況ではないかなとは考えております。

○高橋委員 この場で明確な答弁は私もあんまり期待はしないですが、ただ、融通という意味で、志布志港からのタグボートじゃないですか。そのタイミングがしっかりかみ合えようまくいくと思うんだけど、志布志港に常駐するタグボートですから、いわばそこが優先ですよ。

大型客船がどんどんふえていくことによつて、そのときに融通できないということもあり得ると思うんですよ。そういう意味では将来的に検討を始めていただいてもいいのかなという思いで申し上げたんですけども、そのように重なることは考えられますよね。そういうことをまず明確に答弁いただくといひんですけど。

○蓑方港湾課長 重なる場合というか、志布志港とかから持ってくるができない場合とかもごさいます。その場合は、ほかの港、例えば大分港ですとか、細島があいてる場合は細島港とか、そういうところから持ってきている状況ごさいます。

○高橋委員 はい、わかりました。

○蓬原委員 参考までに。このタグボートというのは、1隻でどのぐらいの価格のものなんで

しょうか。

○**葦方港湾課長** 物の大きさとか、機能によって差はあるんですけども、かなり高額でして、製造費だけで、七、八億円とか、それぐらいです。それにまた製造のための設計費とかまで入ると、10億近くかかるような形になると思います。

○**蓬原委員** あと1つ、参考までに。細島には常駐のタグボートがあるんですよね。宮崎港にも。

○**葦方港湾課長** 細島港は県有のタグボートが1隻と、民間のタグボートが1隻ございます。ちなみに、宮崎港にも民間のタグボートが1隻ございます。

○**蓬原委員** さっき、大分や細島からという話がありましたけれども、場合によっては、油津は、宮崎のが行ける場合もあるということなんです。

○**葦方港湾課長** 宮崎港は、毎日、就航してるフェリーがございまして、フェリーが毎日のように使いますので、宮崎港からはないです。

○**二見委員長** 関連質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** ほかの項目についての質問がありませんでしょうか。

○**西村委員** 砂防課と建築住宅課に関係するんですが、急傾斜地の近くにある住宅のということで、建築住宅課の265ページに、崖地近接等危険住宅移転助成事業というものがあります。この予算から考えればそんなに大きな予算じゃないんですけども、この事業に該当するケースはどのようなケースがあって、それと砂防課がいろんな急傾斜地事業やってると思いますが、それとの兼ね合いがどうか、教えていただきたいと思います。

○**上別府建築住宅課長** 当課で崖地近接等危険住宅移転事業というものを所管しております。対象となります住宅が災害危険区域、崖地近接区域、土砂災害特別警戒区域内にある住宅でございます。

○**西村委員** 多分県内の中山間地ではそれに該当する住宅が数多くあるような気がするんですが、この予算額から考えると、1年に1件とか、2件とか、そういうケースなんですか。

○**上別府建築住宅課長** 最近の件数で申し上げますと除却が平成23年度で3件、24年度で1件、25年度がゼロ、26年度が1件というような近年の状況になっております。

○**西村委員** 砂防課のほうの事業は、たしか、該当するのが5件以上ないと認められなかったと思うんですが、その事業に、いわゆる5件未満しかない住宅「かつ」ということでいいんですかね。

この崖地のほうの移転助成事業に該当するのは、全く違うケースなんですかね。

○**永井砂防課長** 崖地近接等危険住宅移転助成事業は、基本的に家が危険な場所にあるときに、その家の個人の方が自分で移転したいときに補助をしますという制度で、これは個人申請の事業です。

砂防課でやっている急傾斜事業は、基本的に家を守るためにする事業が、砂防の急傾斜事業になっていて、基本的に補助事業っていうのは、国がするものは戸数の制限があって、10戸以上ということが原則になっていて、それ以外については、5戸以上の場合は県単の急傾斜とか、そういう事業があります。

○**西村委員** 今、砂防課長の話は何度もそういう現場に立ち会っているのだからわかるんですが、その5軒未満のところの方が、どうにかしてく

れというのが多いんですよ。その場合に、建築住宅課のこの移転助成事業というのが使えるのかどうかを伺いたいと思います。

**○上別府建築住宅課長** 当課の事業で、崖地近接区域ということで、崖の傾斜が、例えば30度以上あるようなところに近接した住宅であれば、その住宅が安全なところに移転する、その住宅を壊して新しいところにつくる場合にかかる経費に対しまして利子補給ということで、最高で786万円までが助成ができるという制度でございまして、最近実績は少ないところですが、各市町村等からの相談等は上がっております。

**○西村委員** 額面が少なかったのは、あくまで個人の住宅に関するものだから、税金が投入できないということで、せめて利子補給のところにとすることは、ちょっと理解できました。先ほどの砂防課のほうに戻って、中山間地で5戸以上が県単でやっていただいているんですけども、御承知のとおり、非常に過疎化をしてきたり、空き家が1軒として認められなくなってきたりして、非常に厳しい箇所がふえてきたり、県北のほうは、最近では高速道路とか、新しい道路が通っていくがために移転したりして、戸数が減っていくケースとか、そういうケースに対しては、今後どういう考え方をしていくのか、特に田舎の中山間地のほうは非常に住宅がまばらになってきておりますので、考え方をお聞かせ願えればと思います。

**○永井砂防課長** 基本的には、補助事業制度で国は基本的にできるだけたくさんの戸数があるところをまず優先的にやりましょうということで、うちのほうも、その中でも要援護者施設とか、避難場所がある施設とか、そういう特定した場所で——もともとは10戸以上で始まったん

ですけども、10戸以下の部分ができないということで5から10にしたいということで、国のほうで緩和規定みたいな形で10メートルあれば、避難路があるときには5戸でもできますよ、要援護者施設があれば5戸でもできますよ、5戸以下でも避難場所になってればできますというような緩和規定はつくってるんですけども、5戸以下について、今、やれるかということ……。整備率の話を見せてもらいますけれども、今、うちのほうで急傾斜が29.1%の整備率になっていて、整備率というのは、要対策箇所ということで、5戸以上で5メートル以上ある箇所についてどれだけの整備をしているかというのが29.1%と、まだ、その率が低い状況になっているものですから、今、5戸以下についてという話はちょっとできないような状況になっています。

**○西村委員** わかりました。

まだ、予算獲得等々も必要かと思えますし、またこのことは、先ほど申し上げたとおり、ますます5戸以上とか、10戸以上を守っていく地域というのは、余計にそこから人が離れていくわけですから、そのことも念頭に置いて、整備率がまだ29.1%ということで、整備率が上がっていくような取り組みを、部を挙げて、部長も含めてよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

**○上別府建築住宅課長** 済みません。先ほど利子補給という言い方をしましたけれども、正確には金融機関からの融資に係る利子相当額でございまして、その相当額の計算が利率8.5%を限度で計算しておりますので、実質はある程度の金額を補助しているという制度になっております。十分な説明でなかったのを補足いたします。

○**蓬原委員** 17年の台風14号。たしか県内で十数名、三股町で2名、山之口で1名、それから椎葉、その他、県北で相当な方がお亡くなりになり、それで10年ですよ。

そのときに、私のいとこが2人、土砂崩壊で生き埋めになりました。そのときに、やっぱり急傾斜崩壊警戒区域にあって、すぐ近くでそういう状況でしたので、私は本会議でも大分対策は万全だったのかという話をしたことがあったんですけども、ここにある急傾斜地危険崩壊対策事業で擁壁もつくっていただきました。

1階部分で足りなくて、2階部分も継ぎ足していただいたんですが、やっぱりそれでもずぼっときて、スコップでえぐったかのような状況があったんですけども、今、29.1%というお話がありました。確認しますけれども、県が急傾斜危険崩壊区域として指定して、さて、その対策のために——今の移転とはちょっと話が違いますけれども——擁壁をつくらないといけないところという割合を100としたときに、29.1%進捗しているという理解でいいですか。

○**永井砂防課長** 土砂災害防止法が整備されて、土砂災害の危険区域というものがあるんですけども、それ以前の平成10年ぐらいに、全国的に土砂災害の危険な箇所がないかということで、地図上の調査なんですけれども、その時点で急傾斜の場合に2,680カ所が対策が必要な箇所だという中で、780カ所が概成ということで、その率が29.1%になっています。以上です。

○**蓬原委員** ということは、まだまだ永遠とこの事業は続けていかないと安全な県道づくりはできないということですね。ということは、今後の考え方はどうなるんですか。

○**永井砂防課長** 基本的な考え方は、ハード整

備があります。それは、当然進めていかんといかんですけれども、それを進めていく中では結構時間もかかりますから、次にせんといかんのがやっぱりソフト対策ということだと思います。平成11年に広島で1回土砂災害があって、危険な場所に結構家が建ってて、それをどうかせんといかんということで、13年に土砂災害防止法が制定されたんですけども、残念ながら、去年の8月にまた同じような悲惨な土砂災害があって、危険な場所が十分に知らされていないということで、今、うちの課で重点的に取り組むのが基礎調査を進めて、早目に住民に危ない場所を知らせようということで努めているところです。基本的にハードはしますけれども、まずソフトで今危ない場所はちゃんと教えるということで進めようと考えております。

○**蓬原委員** ですからあれ以来、私は、三股町ですけれども、とにかく空振りでもいいから、役場としては早く避難させるような指示を出さないということ、そういうことにしていますけれども、ハードとソフトをうまく方針を出していただいて、必要な予算はどんどん確保していただかないと。二度とこういう事態が出ないように、私は身近でそういう事態がありましたから、夜中までかかって消防団にお願いして、林業関係者の人に来ていただいて、上に乗っている杉を切ってということで、大変な状況でしたから、よろしくという言葉でしかくれないけれども、万全の対策をお願いを申し上げたいと思います。

○**東県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)** 特に崖地急傾斜ということで、先ほどちょっと砂防課長から出ましたけれども、県全体としては急傾斜地の危険箇所というのは、8,000カ所ぐらいあります。そのうち、まず5戸以上で対

策を、県の補助、国の補助を受けてやろうというのが、2,680カ所ということで、それに対する整備がまだそこまで、29.1%という状況で、そういう中で、警戒区域を指定して行って、できるだけ避難ということをお願いしていきたい。ただ、避難するに対しても、それは自己で逃げていくということになりますけれども、やはり公的な部分では、自治体からいかに土砂災害に関する情報を的確に出していくことが大事だろうということで、広島県の災害を受けて、国のほうもいろいろ考えていただいていますので、情報もとりながらしっかり地域の方々に情報を与えながら、自助、公助、共助ということをやられますけれども、その中で県も大事な部分、役割を担っていきたくと思っていますので、よろしくをお願いします。

**○蓬原委員** 従来の降雨量と気象、かなり変わってきてるので、基準も変わってきてますから、そのあたりも考慮してひとつよろしくをお願いします。

**○二見委員長** 関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** ほかの項目についての質問はありませんでしょうか。

**○横田委員** 都市計画課の下水道事業についてお尋ねしたいんですが、公共下水道整備交付金などの予算づけがされてますけれども、これは、公共下水道の延伸なのか、それとも既存の維持補修なのか、そこを教えてくださいたいです。

**○森山都市計画課長** 公共下水道の整備でございますけれども、基本的には市町村が公共下水道を整備しております。

公共下水道整備交付金は、公共下水道の整備を行います市町村に対しまして、市町村が公共下水道工事をする際に、地方債を補助裏で充当

いたしますけれども、その償還の財源として交付しているものでありまして、工事の種類には、今委員おっしゃいましたような更新ですとか、あるいは、大きなものに対して行っているところがございます。

**○横田委員** 事業主体は市町村と思うんですけれども、基本的にまだ下水道は伸びていくという方向なんですかね。

**○森山都市計画課長** 下水道処理の人口普及率というのは、平成25年度末で、まだ56.1%でございます。半分を超えたぐらいでしか整備はできておりませんので、今後は整備が進むものと考えております。

**○横田委員** 東日本大震災のときでも、下水道の管があちこち切れてしまって使いものにならんかったという話もありますし、今、高齢者のひとり暮らしとかもふえてますし、人口減少の時代にも入ってきた、そういうことをいろいろ考えてみると、今後行政も地元もですけれども、公共下水道の負担が相当ふえてきて、耐えられなくなるんじゃないかっていう話もありますよね。

一方で、合併浄化槽とかも、全くその浄化能力は変わらないと、だからそっちのほうに移っていったほうがいいんじゃないかという話もあるもんですから、行政がどういう方向性を今持っておられるのかなと思って質問したところでした。どうなんでしょうかね。

**○森山都市計画課長** 確かに、工事等、経費がかかりますし、今も財政的に厳しい状況でございます。そこで、公共下水道として整備がふさわしい場所においては、公共下水道、委員がおっしゃいますように、ある程度の集落性があって、公共下水道の管を引くにはちょっと遠いなというところでは、環境サイドのほうになりますけ

れども、合併処理浄化槽での補助、そして農政のほうで集落排水ということで、その一まとまりでの下水道に近いようなど申しますか、そういった集落排水事業で整備を行っているということでございます。

○横田委員 よく理解はしてるとこなんですけれども、これからの人口動向といいますか、そんなところはちゃんと見据えていって、どれがいいのかということを考えていかないと、非常に財政負担が大きくなるような気がしますので、そこらあたりをしっかりと検討していただきたいと思います。

○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）

公共下水道の整備につきましては、市町村のほうで各下水道事業の計画を持っておりまして、それに基づいて整備するものを順次計画的にやっておるということでございます。委員おっしゃられますように、最近の人口減少、当初、計画当時は、まだまだ町が拡大していくという前提でつくったものですので、今は、それを見直して合併浄化槽に変えたりということ、適宜市町村と協議をしながら、市町村の財政負担も考えながら、その辺は計画的にやっしていきたいと、適切な指導をしていきたいと考えております。

○松村委員 ちょうど公共下水の話があったんで、ここ都市型、人口の密集地というか、効率的なところであったんですけども、ここ日南市ほか4市4町1村と、これの市町村名はわかりますかね。

○森山都市計画課長 先ほど地方債の償還財源として交付金を交付していると申しましたけれども、今年度は、都城市、日南市、小林市ほか、10市町に対しまして補助ということで予定しているところでございます。

○松村委員 日南市ほかと書いてあるけど。

○森山都市計画課長 失礼しました。西米良村でございます。

○松村委員 町はどこですか。

○森山都市計画課長 ※4町は三股町、国富町、綾町、高鍋町でございます。市が都城市、日南市、小林市、日向市、串間市です。

○松村委員 大都市でありますね、都城とか、そのあたりでは、それぞれ都市計画に見合ったものもあるんでしょうけれども、特に町村というところに関して人口減少率が非常に低いということで一番課題になってるところなんで、今後の1次計画、2次計画とかいろいろありますよね。それが本当にその地域に正しいのか、将来的な負担を残すのか、どうぞ十分、指導と言ったら失礼ですけども、しっかりお話をさせていただくとありがたいかなと思っております。

○蓬原委員 自治体が決めることではあるけれども、当然県に相談に来られているはずなんですよね。今、財政負担のことがありましたが、国も今度財政改革プログラムをつくって、次世代にツケを残さないということでいろんな計画もやっておられるので、やっぱりトータル的には我々はそういう視点も持って当たらないといけない部分もあると思います。

例えば、西米良村は西米良村でやられることだから、県のほうから内政干渉みたいなことじゃないかもしれないけれども、実際には恐らく都市計画のほうにいろいろ打ち合わせに来られてると思うんです。

ここが、公共下水道ではなく、例えば農業集落排水でいかなかったのかとか、合併処理浄化槽ではいけなかったのかという議論の過程を経て、この公共下水道になってきたものかどうか、

※90ページに発言訂正あり

その辺の経過をちょっと教えていただけませんか。

○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）

西米良村の下水道事業につきましては、今やっておりますのは、村の中心部の国道沿いのところだけでして、確かに西米良村全体で見ますと、非常に集落が多いんですが、中心部の国道沿いのところに本管を入れてやっておるということで、それにつきましては、西米良村からの要望もありまして、その計画を進めておるといふところです。

○蓬原委員 ということは、都市計画区域みたいなのが狭いけれども設定してあって、集落排水よりもこの都市計画区域内の公共下水道としてやったほうが、恐らく優位性があつたのかなということなんですよ。

○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）

そのとおりでございます。

ですから、集落が密集しておる国道沿いだけということで、それが効率的だったということで、県もその事業をしておるということでございます。

○高橋委員 西米良村に都市計画区域があることで私びっくりしたんですけども、じゃ、椎葉村にはあるんですか。ちなみに聞きます。

○森山都市計画課長 都市計画区域ですけども、今、委員のおっしゃった西米良村ですとか、椎葉村、諸塚村等にはございません。あと木城町とかですね。

全体では18の都市計画区域がございますけれども、今、おっしゃいましたところについては、都市計画区域はございません。

○高橋委員 わかりました。

私、日南の酒谷に住んでますけれども、酒谷まで下水道引っ張ってくるというようなものと

言うところには語弊があるかもしれませんが、多分日南はそれは、ノーと言うと思うんですよ、それだけ非効率だということ。やはり下水道、事業はそろそろ大きなかじを切り直さないと大変なことになると私は思いますので、意見を申し上げて終わりにします。

○二見委員長 関連質問はもうないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ほかの項目につきましてはの質疑はないでしょうか。

○松村委員 建築住宅課、木造耐震課リフォーム推進事業でございますけれども、これも本来に建築基準法前の建物では、旧商店街とかいろいろありまして、それを一歩前に進むためには、ちょっと呼び水的な補助制度というのはありがたいなと、今回も改修まで一歩進んでいただいております。

それで、今回、耐震診断は予定150戸、これは前からやってましたけれども、設計が80戸で改修が80戸というものです。今、この木造住宅で耐震改修が必要なところというのは、どれぐらいあるんでしょうか。そして、この80戸というのが、どれぐらいの分母に対しての数なのかということもまずはお聞きしたいということです。

○上別府建築住宅課長 本県の木造住宅につきましては、約31万戸ありまして、そのうち、約4割、12万戸強が昭和55年以前のものでございます。

これは推計でございますが、そのうち耐震性がないであろうと思われるのが、10万強の戸数がございます。本来、その耐震性のない木造住宅全部が耐震性があるように改修してもらいたいところでございますが、なかなか進んでおりませんし、平成17年度から県ではこういった耐

震に関する事業展開をしてきているところでございます。

今回、計画しております耐震診断の150戸、また設計改修の戸数につきましては、過去の実績等を踏まえて計画しておるところでございます。

昨年度も耐震診断が150戸実績がありましたので、そのうちの約半数以上につきまして、設計までしてもらいたいということで、このような数を計画してるところでございます。頑張りたいと思います。

○松村委員 実績に基づいてということで、理解させていただきました。

また、全体的な必要とされる改修の建物からすると本当に厳しいなということもあるんですけども、ただ、広報してもなかなか手を挙げないんですよ。工務店さんとかにも、耐震診断をしていただくように、皆さんで営業してくださいとするんですけども、補助制度ありますよと言っても、なかなかいかないと。

耐震診断までいったら、住宅改修まである、皆さん仕事ふえますよと言うんですけども、なかなかそこまでいかないというのが実情だと思います。

もう1つ質問しますけれども、今回の事業期間としては、3年間は当面、これでやっていきますということです。本年度の予算が1,643万ということでございますけれども、大まかに計算してみると、耐震診断、改修、設計まで、この中だけで2,000万くらいになるんじゃないかと思うんですけどもね。1,643万はアドバイザー派遣とか、いろいろ啓発事業も入ってますけれども、もうちょっと予算必要なんじゃないのかと、2,000万円くらいなるんじゃないかと思ったんですけども。

○上別府建築住宅課長 この予算額につきましては、例えば耐震診断で言いますと、県負担分の1万7,000円掛けるの150戸で255万円、耐震改修設計につきましては、県負担分の2万5,000円掛ける80戸で200万、耐震改修につきましても、県負担分の18万7,500円掛ける80戸で、1,124万というような数字でございまして、県負担分を足し合わせますと、事業の予算額になっているところでございます。

○松村委員 耐震改修は、18万7,500円掛ける80戸で1,500万ぐらいになりません。

○上別府建築住宅課長 耐震改修につきましては、その下の米印2でありますけれども、耐震性能が悪い、耐震診断評点が0.7未満の場合を20軒想定しており、その場合が満額、耐震性能が0.7以上で1.0未満を60軒想定してまして、この場合は市町村が3分の1で、県が4分の1ということで、その分の計算を加えますと、済みません、その説明がございませんでした。

○松村委員 特記事項がなかなか読めなくて、これ0.7と1.0の数が見えなくて。難しいですね。見積もりっていうのは本当に大変だなというのをつくづく思いましたけれども。

大規模、建物の耐震改修で、きのう、商工からありましたけれども、上限2億5,000万だったか、8,000万だったか、あつて。そしたらことしては1軒ですっていう話だったんですよ。

対象の建物はありますかと聞いたら、民間で19軒、公的なものが18軒とかそういう話だったんですけども、ただ必要とされても自己負担もかなりあるんで、なかなか手を挙げるというのも、これは厳しいのかな。木造住宅に関しても、なかなか個人の方が踏み切るというのも、やっぱり150万でできるわけじゃなくて、実質は500万かかって、そのうちの150万が対象でと

いう形になるんで、そこに一步踏み出すっていうのは大変なんで、ぜひ、最後の啓発のところ、宣伝のほうどうぞよろしく願いをしておきます。

**○高橋委員** この耐震リフォーム、17年からやっていただいて、家をさわると経済波及効果大きいんですね。だから私、この事業は、未永くというか、できれば拡大してほしい事業の一つだと思うんですが、例えば、今回、地方創生が出たじゃないですか、このときにこの裏づける予算の俎上にのらなかつたのかなというのが一つ、皆さん方で検討されなかつたか。いわゆる、住み続けるための手段じゃないですか、耐震改修するということは。まさに地方創生だと私は思うんですよ。

だから、これからでもいいんでしょうけれども、一応これ3カ年の事業期間ですから、商品券を配ったり、宿泊券をやるよりもこっちのほうが事業効果は物すごく大きいと思うんです。

ぜひ、検討いただきたいと思うんですが、今後のこともありますから。勉強してください。

**○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）**

宮崎県内は特に木造住宅が多い土地柄でございますので、こういうことはきちっとやっていきたいと思いますが、ただ、今申しました56年5月以前に着工した建物ということになりますと、もう30年以上たっているということで、もともと建てられた方とかは、相当御高齢になつてらっしゃるということもあつて、なかなか手が挙がらないという現状もございますので、委員から御指摘がありましたように、今後とも啓発に努めて皆さんにこの事業を使つていただけるように、啓発、広報に努めてまいりたいと思います。

**○高橋委員** 最後に、ちょっと言い忘れました

けれども、この地方創生の事業は、国が決めたスキームがありましたもんね。その中には当てはまらない面もあるのかもしれませんが、ただ、繰り返しますけれども、やっぱり住宅に関する事業は非常に経済効果が高い、幅広く行き渡るもんですから、そういった地方創生を念頭に置いていろんな事業を組み立ててほしいなと申し上げておきたいと思います。

**○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）**

先ほど、委員のほうからお話のありました、地方創生で新しく取り組めないかということですが、地方創生の対象となります内容につきましては、現在、国のほうで交付金、あるいは補助事業等で事業があるものについては、対象外ということになっておりますので、そういうこともありまして、ちょっとこの地方創生では今取り組んでないところです。

**○蓬原委員** この木造住宅耐震化リフォーム推進事業ですけれども、たしか、横田委員からも、昔、一般質問があつたんじゃないかと思いますが、景気対策として、日南市、あるいは都城市が、市独自で補助事業をリフォーム事業にすることによって、これが非常に建築の場合は裾野が広いので、景気波及効果が大きいと。県として取り組んだらどうかということを我々も会派としても何回かお願いをしたり、提案をしたりしたことがありますが、そのときの県のお答えは、そういうリフォーム事業ではなくて、こういう耐震が必要なので耐震化のリフォーム推進事業をやることによって、これを、いわゆるリフォーム事業に変えるというか、これをやることによって景気対策になるんだというような答弁だつたと記憶しております。対象も非常に多くて、そのうちの数十戸という話ですから、ぜひこれは積極的にやっていただくことが、非

常にいい事業だと思しますので、命を守る、これが景気対策にもなるという、市町村のリフォーム事業にも匹敵するものだと思いますので、ぜひ積極的に、今後も予算を確保してやっていただくといいんじゃないかなと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

**○森山都市計画課長** まことに申しわけございません、先ほどの公共下水道整備交付金、259ページのところでございますけれども、日南市ほか4市4町1村というところで、訂正させていただきます。

日南市ほか4市は、都城市、小林市、日向市、西都市で、日南市を加えて5つの市、4町が三股町、綾町、高鍋町、高千穂町、私、先ほど国富町と言ってしまうかもしれませんが、高千穂町です。そして、西米良村でございます。

大変申しわけございませんけれども、訂正させていただきます。

**○高橋委員** 委員会資料10ページのおもてなしの景観まちづくり推進事業ですが、先ほど説明を聞きながら、こういう景観まちづくり推進というのは、どこの市町村もやってるんじゃないかなというイメージを持ってるんですよ。

いわゆるこの事業効果にある「先人が築き守ってきた歴史的・文化的な景観の保全」とかは実際にやってるのは私は当たり前だと思ってたんですけども、例えば、条例を独自で定めてたりとか、具体的な説明を今できませんが、今までやってないところでこの景観まちづくり推進事業が市町村に促すんですよということなんでしょうけれども、これ改善事業ですけども、いつからの事業なんでしょかね。

**○森山都市計画課長** この景観まちづくりの推進に関しての支援につきましては、平成19年度から継続して行ってきております。

そして、内容としまして、先ほど御説明いたしましたけれども、景観計画策定の支援ということでは、現在10市町村が策定しておりますので、残りの16市町村に対しまして支援を、今後も含めまして考えていきたいと。

そして、研修会、シンポジウム、セミナー等につきましても、全県下を対象に、県民とか対象にしながら開催してまいりたいと考えております。

**○高橋委員** ちょっとよくのみ込めてなかったのかもしれませんが、やはり市町村単独でこの景観法に基づく、景観行政団体に移行した、何ていうんでしょうか……。やはり事業内容の①から③の分について、市町村だけでつくるのがなかなか難しい点があるということですね。こういう事業をやることによって、あと16市町村をつくり上げるんだよということで理解するわけですかね。

**○森山都市計画課長** 現在、10の市町村で、景観計画を策定しておられますけれども、そのうち我々の支援を受けずに、自前でつくられたところもございますし、それぞれの市町村でそれぞれの地域に合ったまちづくりということをなされていると思います。

この景観行政団体といいますのは、景観法に基づきまして、市町村のほうで景観行政を進めていくということで手を挙げられて、なっております、それがことしの3月で全ての市町村において景観行政団体になられたと。そういうことで、個別的にもいろいろ対応はされているところでございます。

**○高橋委員** はい、わかりました。

**○蓬原委員** 今、10市町村おつくりになっているということですが、私たちはそれを見せてもらうことはできないんでしょうかね、写しでい

いんですが。都市計画法に対する、日本全国一律のまちづくりをしてしまったという、ある意味では、時には悪法だという評価があったりした都市計画法でもあるんですけども、それはそれで、いいまちづくりを進めてきたわけですから、よしとして、得てして、それがその町独自でつくったものか、あるいは外注してコンサルに委託したのか。それはその市町村のやり方ですから構わないんですけども、基本、全く同じようなものができてきて、例えば三股町がどこどこ町だったり、ちょっと書きかえれば済むようなもので、新しい、美しい町並みとなっているけれども、どうもよくわからないというようなものが計画として上がってきたりするものんですけども、その10市町村の各計画の特性みたいなやつはそれぞれ出てるんでしょうか。

**○森山都市計画課長** この景観計画については、閲覧はできるようになってますし、それぞれの市町村、該当する市町村ではお持ちですので、見ることはできると思います。

そしてまた、ホームページにも掲載されているところもございます。

**○蓬原委員** はい、わかりました。コピーいたただいたほうが早いかなと思ったんですけども、厚かったりするでしょうから。

**○森山都市計画課長** 我々にも市町村から一部は提出していただいておりますので、その写しというところでございましたでしょうか。

**○蓬原委員** はい。

**○森山都市計画課長** わかりました。

**○蓬原委員** その部数があんまり厚ければ、私ちょっと貸していただければ、ちょろちょろと見るだけでいいんで。コピーでなくても結構です。

**○森山都市計画課長** 例えば、宮崎市ですと、

厚さが1センチ弱ぐらいとか、日向市ですと美々津地区ですとか、東郷の坪谷地区ですとか、地区を分けてされてるところもありまして、それぞれ厚さはあるかと思えます。

**○蓬原委員** いや、結構ですよ。それはもうまた無駄な時間を使うということになりますので、私のほうで足を運んで見に行くか、インターネットで見ますので、結構でございます。

この場合、今問題になっている空き家ですね、空き家の存在というのがかなり景観の阻害要因となる、今もうなってる、これからさらになくなっていくであろうと思うんですけども、景観のまちづくり計画の中でその空き家をどうするかみたいなのは入ってるものでしょうか。

**○森山都市計画課長** 10市町村全ての景観計画を私まだ全部は見えてないんですが、例えば宮崎市で見ますと、住宅地区ですとか、商業地区ではどういった建物にしましょうとか、あるいは、重要景観形成地区といいまして、高千穂通りですとか、シーガイアのーツ葉リゾート地区等を定めておりますけれども、そういったところで新しくつくる建物等の建造物の形態規制、色ですとか、高さですとかを決めておりまして、特に空き家をどうするというのは特に記載してなかったのではないかと記憶しております。

**○蓬原委員** わかりました。

**○二見委員長** 関連質問はありませんか。ほかの項目についての質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、以上で、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課の審査を終わります。

残りの報告事項等がありますので、午後1時再開ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしく申し上げます。暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後0時58分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

○佐野管理課長 管理課であります。

平成26年度からの繰越明許費の確定について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告します。

委員会資料の17ページをお開きください。

17ページから20ページにかけまして、会計区分ごと、各課ごと、事業ごとに記載しております。

19ページをごらんください。

一般会計の繰越明許費の確定額は、一番下の一般会計合計、中ほどの繰越額欄に記載しておりますように、167億4,245万4,000円であります。

繰り越しの主な理由につきましては、各事業ごとに主な理由を記載しておりますが、用地交渉及び関係機関との調整や、工法の検討等に日時を要したことにより、工期が確保できなかったことなどによるものでございます。

次に、20ページをお開きください。

上の表、公共用地取得事業特別会計の繰越明許費の確定額は、4,340万5,246円であります。

繰り越しの主な理由につきましては、移転先選定など、用地交渉に日時を要したことによるものであります。

次に、中段の表、港湾整備事業特別会計の繰越明許費の確定額は、2億663万3,000円であります。

繰り越しの主な理由につきましては、工法の検討に日時を要したことや、関連工事のおくれ

などによるものであります。

次に、下の表、部合計であります。一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越明許費合計は、169億9,249万2,246円となっております。

繰越明許費につきましては、以上でございます。

次に、21ページをごらんください。

損害賠償額を定めたことについて、御報告いたします。

県有車両によります交通事故の損害賠償であります。

職員が運転する県有車両が、相手方の車両と交差点で衝突したことによるものでございます。

損害賠償額は52万7,396円であり、全額、保険より支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところでありますが、今後とも、機会あるごとに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の22ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が4件でございます。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

一番上の落石事故につきましては、路上に落ちていた落石に乗り上げ、車両のエンジン及び

ラジエーター等を損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

2番目の穴ぼこ事故につきましては、道路上に発生していた穴ぼこに落ち込み、車両のタイヤを損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

3番目の倒木事故につきましては、道路上に発生していた倒木に衝突し、車両のフロントガラス等を損傷したものであります。

本件事故発生時は、台風の影響による大雨・強風という状況下のもとで、通常よりさらに注意して走行すべきところ、倒木に衝突するまで気づかずに運転しており、運転者に重大な安全運転義務違反の過失がありますので、8割の過失相殺を行っております。

4番目の落石事故につきましては、道路上に突然落ちてきた石に避け切れずに乗り上げ、車両のクラッチ、変速機等を損傷したものであります。

本件事故はその内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は4,990円から15万円となっております。全て、道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

道路保全課は以上であります。

**○菱方港湾課長** 港湾課であります。

委員会資料の23ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、御報告いたします。

県有車両による交通事故の損害賠償でありま

す。

本事案は、職員が運転する県有車両が左折した際に、歩道ガードパイプに接触したことによるものであります。

損害賠償額は、7万8,300円であり、全額任意保険により支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところではございますが、今後とも機会あるたびに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

港湾課は以上であります。

**○上別府建築住宅課長** 建築住宅課であります。

委員会資料の25ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

家賃滞納者に対する明け渡し等請求事件における和解についてであります。

表に記載しております県営住宅の入居者でございますが、家賃を長期間滞納しておりましたので、明け渡しの請求を行いましたところ、入居者から滞納している家賃を分割納付する旨の申し出があり、滞納の解消が見込まれることから、和解を行うものであります。

なお、平成27年5月8日に専決処分を行っております。

建築住宅課は以上であります。

**○山下営繕課長** 営繕課であります。

委員会資料の24ページをごらんください。

県有車両による交通事故に伴い、損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告いたします。

本事案の発生日及び発生場所は表の左側に記載のとおりであり、駐車した公用車から荷物を

取り出す際にあけたドアを、隣に駐車していた相手方の車に接触させて損害を与えたものであります。

過失の割合は全て県側にあることから、表に記載の相手方と和解したものであり、損害賠償額4万9,040円は全額加入保険より支払われております。

職員には、日ごろから交通安全について注意を喚起しているところではありますが、今後ともあらゆる機会を活用して指導を行い、交通事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

営繕課は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○森山都市計画課長 都市計画に関する基本方針の改定について御説明いたします。

委員会資料の26ページをお開きください。

まず、1の改定についてであります。

都市計画に関する基本方針は、本県のおおむね20年後を目標とした県全体の都市施設の配置や土地利用など、都市計画に関する基本的な考え方を示すものでありまして、平成16年度に策定したものであります。

しかしながら、策定後に市町村の合併が進展したこと、高齢化や人口減少などの社会情勢が変化したこと、さらには東日本大震災等を教訓とした災害に強いまちづくりを行う必要があることなどから、今回、基本方針を改定するものであります。

次に、2の改定のスケジュールであります。改定に当たりましては、庁内関係各課による調整会議や、地域ごとに開催する県の出先機関及

び市・町から成る作業部会、さらに有識者などで構成する都市計画審議会の専門委員会で検討を重ねながら改定素案を作成し、パブリックコメントを実施しまして確定した改定案を議会へお諮りする予定であります。

なお、改定の作業状況につきましては、適宜議会に御報告させていただきたいと考えております。

一番下に、参考といたしまして、基本方針の策定から、今回の改定に至るまでの経緯について記載しております。

都市計画課は以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の27ページをお開きください。

次期指定管理者の指定について御説明いたします。

1の現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要であります。県北の日向・延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の27団地について、延岡日向宅建協同組合が平成25年度から3年間、指定管理者として管理運営を行っております。

(2)の施設利用状況及び(3)の施設収支状況であります。

24年度まで第1期で、25年度から第2期となります。太枠で囲んでおります第2期につきましては、第1期の24年度と比較しまして、利用状況、収支状況とも、数値が大きくなっております。

これは、第1期が延岡土木事務所管内だけであったのに対し、第2期では、日向土木事務所及び西臼杵支庁管内を加え、対象区域を拡大したためであります。

次に、28ページをごらんください。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取り組みは以下のとおりですが、受付窓口の増加や、受付時間の延長など、制度導入前より充実した取り組みがなされています。

(5)の評価であります。入居者に対してきめ細かなサービスが提供され、利便性が向上するとともに使用料の徴収率が向上し、県の収入の増加につながっております。

2の次期の募集方針(案)についてであります。

延岡市と共同で指定管理者を募集・選定し、同一の指定管理者が県営住宅と市営住宅を管理することとしております。

(1)の業務の範囲は、県営住宅の入退去の手続や、施設の維持保全業務などです。

次に、29ページをごらんください。

(2)の指定期間は平成28年度からの3年間としております。

(3)の基準価格であります。平成28年度は年額6,250万6,000円、平成29年度及び30年度は、消費税率が10%となるため増額し、それぞれ年額6,366万2,000円としております。

(4)の利用料金であります。指定管理者が徴収した使用料は、全額、県の収入となります。

(5)の募集概要であります。募集期間は、平成27年7月2日から2カ月間としております。

(6)の資格要件につきましては、入居者の利便性に配慮し、本店等のほかに、各事務所ごとに支店等を設置することなどを要件としております。

(7)の選定につきましては、5名の委員で構成する指定管理候補者選定委員会を設置しま

して、指定管理者を選定することとしております。

次に、30ページをごらんください。

(8)の選定基準・審査項目・配点ですが、表にありますように、アからオの選定基準につきまして、記載のとおり審査項目と配点により審査を行うこととしております。

3のスケジュールについてであります。記載のとおり、10月上旬に予定しております第2回の選定委員会で候補者を選定し、11月定例県議会に指定管理者の指定議案を提出させていただきたいと考えております。

建築住宅課は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○高橋委員 27ページの指定管理者の指定の関係、収支状況で24年度から収支差額がゼロになっているじゃないですか、これは何か意味があるんですかね、ゼロにしなくちゃならないとか。

○上別府建築住宅課長 収入と支出の金額が違いがないという意味でのゼロでございます。最終的には支出のほうのその他のところに——その他の金額は動いているわけですが、ここの部分で実質は調整が行われているということになっております。

○高橋委員 だから、なぜですか。

だから、いわゆるその他じゃないといかんわけですよ。例えば、収益とかそういう言い方が見るほうにとってわかりやすいんですよ。

経営努力によってこれだけ浮いたんだというのを。

○上別府建築住宅課長 その他の項目の中に、旅費、通信費、光熱水費、賃借料とありまして、そのほかに組合繰入金ということでございまして、その部分が事実上の収入に当たる部分と

なります。

○高橋委員 組合繰入金ということは、指定管理者が、まあ、内部留保なんでしょうけれども、そういう金額で認められるお金ということで理解してよろしいですかね。

○上別府建築住宅課長 はい、そうです。

○横田委員 商工観光労働部でもお願いしたんですけれども、この指定管理は、過去の例を見ても今まで受けてきたところが引き続き受けることが多いんですけれども、新たに応募するところも、長い月日と労力かけて計画書等を準備されると思います。しっかりと審査をしていただきたいと思いますので、これは要望でお願いいたします。

○二見委員長 ほかに、関連の質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ別の項目で。

○西村委員 この都市計画に対する基本方針です。この文言の中にも東日本大震災等を教訓としたとか、いろいろありますが、それ以外にも自然エネルギーの関係で、具体的な話をすると、今、太陽光の発電装置が、結構すごい土地としてはいいところにもかかわらず建っていると。理由を聞くと、調整区域だから活用したくても活用できなかったから太陽光をつくったとか、実態として今の都市計画の、審議会のあり方も問われると思うんですが、やはり大分、離れてきていると思うんですよ。今度、改定をするに当たって、当然市町村がこう変わりたい、こう変えていきたい、特に先ほど言った調整区域とか、あとは農地です。農地として使いづらいところがたくさん出てきてるとか、そういう問題があると思うんですが、市町村からのその吸い上げというのはどの段階でやるんですか。

○森山都市計画課長 この方針は、今年度から来年度にかけて見直すこととしておりまして、見直す中では、先ほども御説明はいたしましたけれども、地域作業部会というのを設置しております。

これは、市町の担当の方ですとか、あと土木事務所、そして農林振興局、そういった方々と地域作業部会というのをつくっておりまして、今後の都市計画の方針についてどうあるべきかと、そういった土地利用等も含めまして議論していくことにしております。

○西村委員 済みません。さらに入る話なんですけど、例えば、我々のところなんかに行くと、耕作放棄地が非常にたくさんある地区があって、その地区に対してはほかの有効活用を考えていきたい、どうにかしてもらいたいという、我々に来た意見とか、市役所等に行く地元要望みたいなのが、具体的にその作業部会ですか、作業部会に反映されていくものなんですかね。

○森山都市計画課長 委員おっしゃるように地元からはいろいろ要望等、市町のほうにあると思います。特に、市街化調整区域を持ったところにおいては、そういった要望が多々あると聞いております。そういった要望全てが反映されるかどうかというのは、やっぱり将来の都市計画をにらんで、今は、コンパクトシティーづくりと、そしてプラスネットワークというまちづくりもしておりますので、市のほうで要望も受けながら、そういった観点で将来の都市計画ということを考えて地域作業部会で議論していくということで考えております。

○西村委員 わかったような、わからないような。

市としてある程度市町村で集約して、その作業部会に市として上げていくことによって、反

映される可能性が少なからずあるということだ  
と思うんですが、災害に強いまちづくりを行う  
というときに、かつて質問したことがあるんで  
すが、例えば、沿岸部の非常に低い土地にこれ  
から無尽蔵に住宅を建てられては困るとか、そ  
ういったことも含まれるのかなともちょっと思  
うんですが。これはまだこれから案になって、  
そういうことを盛り込まれながらつくり上げ  
ていくんでしょうから、やはり市町村においては、  
太陽光も含めて非常に自然エネルギーの立地を  
探している話も、一時期ほどはないですけれ  
ども、あります。あとは、例えば住宅地を求め  
て、より高いところに家を建てたいという方々  
のニーズも非常にふえてきているけれども、そ  
れは日向市なんかは調整区域が非常に多いも  
んですから、それはかなわないということは、  
課長は十分御承知だと思いますけれども、そ  
ういうのをある程度——コンパクトシティー  
はもちろん重要なんです、コンパクトシティー  
をやるために、不利益な地域が出てきては  
いけないと思いますので、そこも十分に  
あわせて考えていただきたいと思  
います。これ以上はいいです。

**○蓬原委員** パブリックコメント実施となっ  
ています。この前に、商工観光労働部の審査  
がありまして、観光振興計画をつくってお  
られました。パブリックコメントは何件あり  
ましたかと質問しましたが、何と1件でした。

ほかのアクションプランとか、本会議でも、  
清山議員でしたか、ありましたけれども、た  
しかほんの3件だったとか、その程度なので、  
単なる通過儀礼にしかすぎないんじゃないか  
ということも御指摘申し上げておきま  
したが、せっかくのパブリックコメントや  
るのであれば、より多くの方に意見を  
いただくようなシステムでないと意味  
のないパブリックコメントの募集と

なるかと思うんで、そこあたりのこと  
については、十分配慮の上、パブリック  
コメントをとるようにしていただきたい。

もし、それがかなわなくて、1件とか、  
もしかして0件であればやる意味がない  
わけです。パブリックコメントは、たしか  
始まって8年ぐらいですかね。そうい  
う状況であれば、やめたほうがいいん  
じゃないかというそういう気もするんで、  
やるからには幅広く意見が求められる  
ようなパブリックコメントであってほ  
しいということをお願いしておきたい  
と思います。

**○森山都市計画課長** ありがとうございます。

パブコメに際しましては、多くの方  
から意見をいただけるように我々のほう  
も広報等、PRに努めて、なるべく多く  
の方に意見もいただけるよう考えてい  
きたいと思

**○二見委員長** 関連質問はありますか。  
なければ、ほかの項目についての質  
問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、その他で何か  
ありませんか。

**○蓬原委員** 何年か前に指摘したことが  
あるんですけれども、入札をそろそろ出  
していただいているようですが、違算、  
計算違い、今でも何件か、人間がやる  
ことですから余りこれを厳しく言っ  
てもいかんのかなという気もしながら  
聞くんですが、だから実態だけ知りた  
いんですけれども、大体、例えば昨年  
の例、この違算による再入札というの  
はどれぐらいあったもんでしょ  
うかね。

**○木下技術企画課長** 違算の件でござ  
います。

入札の開札後に中止をしたという違算  
に際しましては、平成26年度は工事と  
委託と合わせまして20件ございま  
した。

25年度は13件ということで、今年度は6月末現在で3件ということになっております。

○蓬原委員 大体割合として何%ぐらいなんですか、年間に発注される中に対して違算が何%ぐらいなるものでしょうかね。

○木下技術企画課長 平成26年度で約0.7%というところになります。

○蓬原委員 電子入札になってるんでしょうけれども、それに何十社が応募されるわけですね。会社の皆さんは、何とか自分は仕事を欲しいんで、一生懸命やっぱり時間をとってやってるわけですよ。その分がキャンセルになるわけですから、その労は報われないと。不落は仕方ない、本人がとれなかったものは仕方ないんだけど、もう1回再入札、時間に換算したら相当な時間ロスすることになるんで、とはいうものの、それは人間がやることですから、絶対間違ったらいけないとは言いませんが、0.7でしたかね、限りなくゼロに近づくように、チェック・アンド・チェックでやっていただきますようお願いをしておきたいと思います。

○二見委員長 ほかに何かありませんか。

○蓬原委員 道路保全課にもこの前お話ししましたけれども、要する舗装面の傷みとか、舗装の継ぎ目によって、特に今トレーラーとか、都城北郷線においては日南にコンテナが上がったりするものですから、その段差があると非常に大きな音がして衝撃音、あるいは瓦がずれる、ブロックがちょっとひびが入る等々のクレームがあるんです。何年か前に、今は都城市に行っておられる児玉部長のときに、私はど素人ですから思いつきみたいなことで提案したんですが、東京の都営に乗ると、電車はコトコトコトコトという音がもう今はしないですよ。あれは、レールを1メートルぐらい斜めにずっ

と切ってやってるから音がしないんだそうです。非常に簡単な原理で。そこら辺、素材を研究とかいろいろあったんでしょうけれども、そのアイデアに端を発して、舗装を直に切るからここで音がすると、舗装を斜めに切ってやってみたら、片方が継ぎ目に来ても、もう片方はまだ継ぎ目じゃないので、次の右車輪が来たときにはもう継ぎ目じゃないところで音がしないんじゃないかということを申し上げました。その後どうなったか知りませんが、今の舗装面を見てみると、のこぎりの刀型でつないでらっしゃる舗装の改良というんですか、見ることがあります。あれの効果というのは、そういう目的でされたんだろうと思いますけれども、どうなんでしょうかね。

○馴松道路保全課長 橋梁は、目地の継ぎ目のところとか、橋梁の橋台と後ろの舗装をやりかえるところとかに、斜めに切って舗装をつないでいる、そういった箇所はあると思います。

それは、技術的な基準でどういったつなぎをすとか、そういった基準を出しているものではなくて、現場で工夫しながらやってるものと認識しております。

○蓬原委員 都城北郷線、何か所かあるんですよ。橋梁との継ぎ目じゃなくて、舗装があって、恐らく年代が違ったんでしょう。あるところを舗装しますよね、ここをのこぎり型に切ってつないでらっしゃる。なかなか工夫されてるなと思って。

私が提案したのは、ずっと斜めに切ったらどうですかというようなことだったんですけども、だから、やられたからには何か意味があったのかもしれないから、その効果はどうだったのかなと、今、聞いたところでしたが、橋梁との継ぎ目音が出るって話はいっぱいあります

よね。舗装と舗装の継ぎ目ということで申し上げたいんですけども。

今、おわかりにならなければ、また次回でもいいですけども、そのあたりの検証をひとつしていただいて。

○**馴松道路保全課長** またちょっと内部で検討してみて、御報告いたしたいと思っています。

○**蓬原委員** 一回舗装を斜めに切ってつないでみるという、私が言ったのは鉄道方式ですよ。あれ絶対に音がしないですよ。通りによってしないのはそういうことですもんね。原理は非常に簡単なことで音がしなくなっているということのようですから、一回試していただくとおもしろいんじゃないかなと思って。よろしくお願ひします。

○**二見委員長** ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** 以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時33分休憩

---

午後 1 時39分再開

○**二見委員長** 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くこととなっていますので、26日に行いたいと思います。

開会時刻は13時としたいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** 以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 1 時39分散会

平成27年 6 月 26 日 (金曜日)

---

午後 1 時 0 分再開

---

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	高 橋 透
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

---

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	河 野 剛
議 事 課 主 任 主 事	沼 口 恭 一 郎

---

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして賛否も含め、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 分休憩

---

午後 1 時 1 分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

議案についての御意見等をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、採決に移ります。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号、第 3 号、第 12 号から第 15 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号ほか 5 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子 (案) についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 分休憩

---

午後 1 時 5 分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月24日金曜日に開催を予定しております。当同盟会は当委員会が主体となって活動を行い、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっています。

この報告に当たって、お手元に配付の委員長報告骨子（案）をもとに行いたいと思っております。骨子案について御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

---

午後1時8分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、総会における委員長報告につきましては、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は午前11時から、総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7月は高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の前々日、22日水曜日に総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願いいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時9分閉会